

現況及將來

元來本縣は地勢山嶽重疊し標高三千米以上の高山四方に群起するを以て山麓に原野頗る多く牧野は至る所に散在し而かも標高一千米以上の適所に在るものが多い放牧地は其の面積約二萬二千ヘクタール（内國有地約八百三十ヘクタール公有地約一萬四千ヘクタール其の他約七千七百七十ヘクタール）を算し縣下十二郡（諏訪、更級、埴科、下高井の四郡を除く）に亘り其の數約六十ヶ所（經營者別すれば牧野組合一畜産組合七町村

原野歩の量を示したるタイアララン（イ）



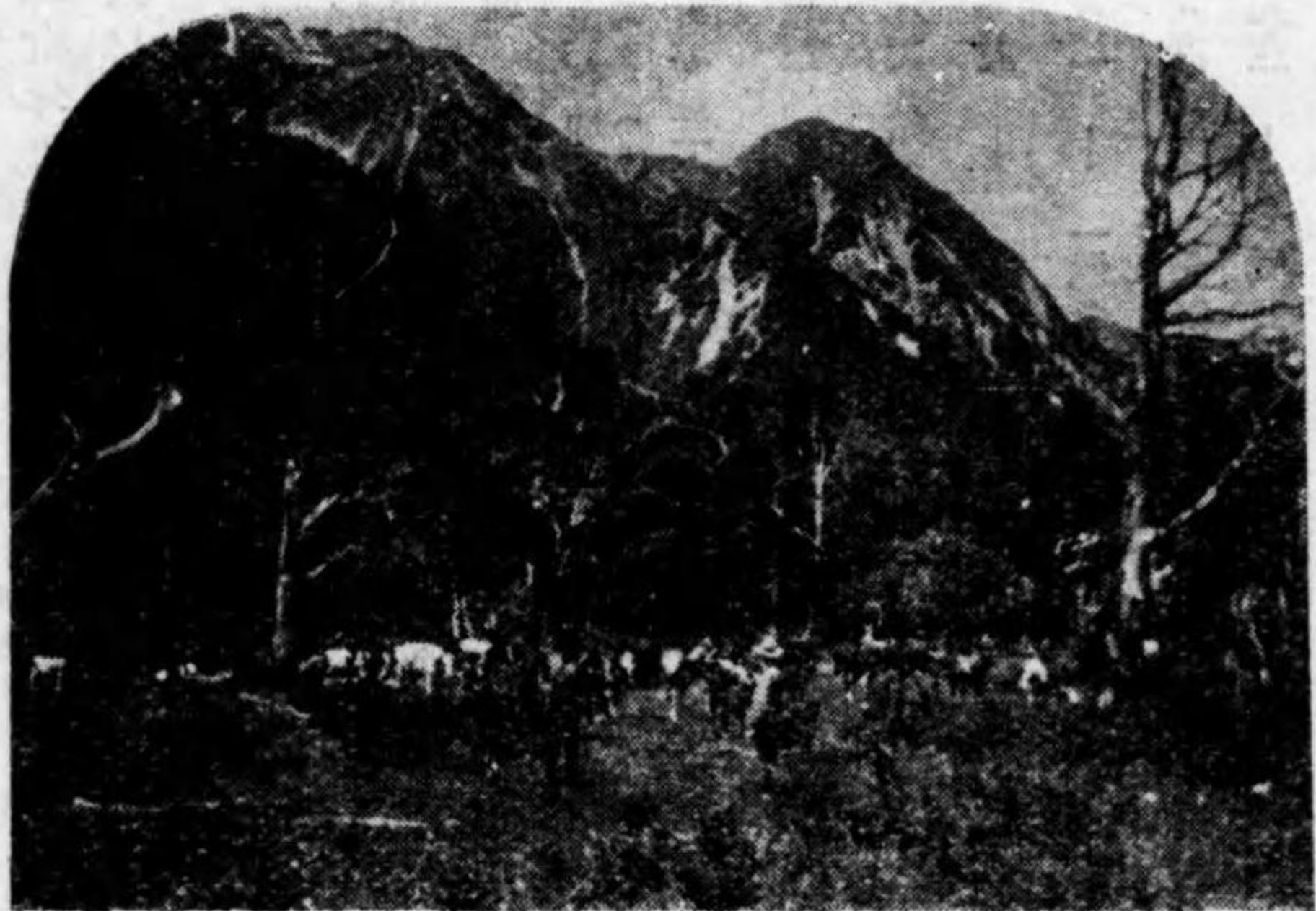
でなく増設又は改設を要するもの多い。又荆棘、雜木等の甚しく繁茂し或は濫牧の爲荒廢せる等總面積廣きに比し利用する面積足らず採草地にありても中には濫獲に依り荒廢せるものもある多くは雜

五部落十四任意組合二十個人十
一其の他二）にして此の外木曾
地方に大小數十ヶ所の放牧慣行
地とも見るべきもの散在し年々
馬約五千頭牛約三千頭計約八千
頭を放牧してゐる、採草地は其
の面積無立木地約五萬五千ヘク
タール立木地（混牧林地を含む）
約六萬ヘクタール合計約十一萬
五千ヘクタール（内公有地約六
萬四千ヘクタール私有地約五萬
ヘクタール其他一千ヘクタール）
と稱せらる而して放牧地の
中には隔障物、牧舎等の既設せ
られたるもの相當あるも猶十分

木、荆棘等の障害物に依り使用面積を著しく減少し牛馬の改良増殖を阻害する所尠なく惹ひては農家經濟、農業經營に及ぼす影響甚大なるものを以て縣は昭和七年度より國庫の補助金を得て専任技術員二名を設置し左記事項を指導獎勵することとした。

- 一、公有牧野の管理方法を設定すること
- 二、牧野組合を設置して共同牧野の改善を圖ること
- 三、牧野組合及畜産組合、畜産組合聯合會は其の設置する牧野改良計畫を樹つること
- 四、次の牧野改良事業の實施に努むること

上高地牧場



- 二、牧野法施行令 昭和六年十月三十日 勅令第二百六十五號
- 三、牧野法施行規則 昭和六年十月三十一日 農林省令第二十六號

木、荆棘等の障害物に依り使用面積を著しく減少し牛馬の改良増殖を阻害する所尠なく惹ひては農家經濟、農業經營に及ぼす影響甚大なるものを以て縣は昭和七年度より國庫の補助金を得て専任技術員二名を設置し左記事項を指導獎勵することとした。

- (一) 放牧地及採草地に於ける荆棘土石其の他障害物を除去すること
- (二) 放牧地に於ける隔障物水飲場、牧舎の新設、改設若くは移築
- (三) 放牧地及採草地に於ける灌漑排水設備又は牧道の施設又は改設
- (四) 放牧地及採草地に於ける牧野樹林の造成

附記
牧野に關する法律及獎勵規則
一、牧野法 昭和六年三月三十一日法律第三十七號

- 四、牧野組合登記取扱手續 昭和六年十月二十四日 司法省令第三十一號
- 五、牧野改良獎勵規則 昭和六年十二月一日 農林省令第二十八號
- 改正 昭和七年九月六日 農林省令第二十一號
- 六、牧野改良獎勵規程 昭和七年六月十六日 長野縣告示第三百九十八號

牧野統計

自大正八年 至昭和六年 牧野改良獎勵の狀況

年次	個所數		面積		事業費	補助助金			事業の種類
	放牧地	探草地	國有地	民有地		國庫	縣費	帝競費	
大正八年	五	一	五、七五七	三、三四五・〇〇	四	—	—	—	土壘、木柵、鐵線、柵、牧舎、水路設置
九年	四	一	一、七七一、三三三	八、九八三・〇六	四	—	—	—	同及牧道設置
十年	二	一	—	八、四六八・四六	四	—	—	—	同及牧道設置
十一年	四	一	三、三三二、七五五	二、九三〇・八二	四	—	—	—	土壘、木柵、鐵線、柵、牧舎設置
十二年	五	一	一、五七三、八六一	一三、八三九・九三	四	—	—	—	同及橋梁設置
十三年	四	一	—	七、四八八・八八	四	—	—	—	同及牧舎設置
十四年	三	一	三、七九二	三、〇三〇・〇〇	四	—	—	—	同及牧舎設置
昭和元年	一〇	一	三、三三四、四四一	三、六八九・四九	四	—	—	—	同及牧舎設置
二年	一〇	一	三、〇三三、六六六	一、七、八八二・九三	四	—	—	—	同及牧舎設置

同及牧野樹林、牧草栽培

同右

同及牧舎設置

同及排水設備

昭和七年度改良の馬牧野

郡別	放牧地		探草地		計	事業費	獎勵金	事業の種類
	數	面積	數	面積				
南佐久郡	一	—	一	一、〇五	一	一、〇五	—	障害物除去
北佐久郡	一	一、四三五	一	一、三八	二	五、六三	六、一三六・四〇	障害物除去、隔障物、水飲場
西筑摩郡	一	—	一	七〇	一	八、三一	—	障害物除去
更教郡	一	—	一	三五	一	三、四〇	—	障害物除去
計	一	一、四三五	四	三、八三	五	一、〇八	七、八八一・九〇	同

昭和七年度匡救事業改良の牧野

郡別	放牧地		探草地		計	事業費	獎勵金	事業の種類	
	數	面積	數	面積					
南佐久郡	六	六三、九二三	八	八、一二七・五	一四	五、一八八	一一、〇三九・一四	四、四三一	隔障物、牧舎、排水設備、牧道設置、障害物除去

北佐久郡	二七三	一	二〇	三	七四二	八、六三〇	三、三六〇	隔障物、牧舎、水飲場設置、排水設備、障害物除去
小縣郡	三三九	二	三四	五	四三三	四、七四三	一、五七八	隔障物、牧舎、水飲場、牧道設備、障害物除去
諏訪郡	—	二	四五	二	四五	一、四〇一	〇〇	障害物除去、灌漑設備
上伊那郡	—	二	一四五	二	一四五	二、九三〇	一、三五七	障害物除去
下伊那郡	六六七	八九	二、四八七	九五	三、一七四	一三、四八五	三、五八一	障害物除去、地形整理、排水設備、牧道隔障物、水飲場設置
西筑摩郡	八一〇	五	五二	一三	一、五四五	六、一七〇	三、四二八	隔障物、牧舎、牧道設置、障害物除去
東筑摩郡	—	二	九〇	三	四一八	三、五五三	〇〇	障害物除去、地形整理、牧道設置
南安曇郡	—	—	—	—	—	—	—	障害物除去
北安曇郡	一七〇	二	四五〇	一三	六二〇	五、三三二	一、八五二	障害物除去、牧道設置、排水設備
更級郡	—	一四	二九七	一四	二九七	六、四〇〇	二、八三九	同
埴科郡	—	八	六五九	八	六五九	六、六九三	〇〇	障害物除去、牧道設置
上高井郡	三、七五〇	七	一、四〇一	一〇	三、九五三	七、五〇三	〇	障害物除去、水飲場、牧道設置、障害物除去
下高井郡	—	三	四九	三	四九	八、二八〇	三、八七	障害物除去、牧道設置、排水設備

上水内郡	—	一五	四	二〇	五	三二	二、四〇三	五	一、〇〇〇	障害物除去
下水内郡	—	二二	三	四	七	一、二五〇	〇	二、五〇九	—	障害物除去、牧道設置
計	三、一〇、六八〇	一、五	八、五九	二二	一九、一〇三	七〇、七〇三	三、三三	三、八三	—	(大越)

第十一節 種鶏場

昭和三年九月一日に長野縣立種鶏場が設立される事となり縣告示第四四六號を以て此旨公布され位置は長野驛の南方約一「キロ」の箇所長野市芹田大字若里と決定したが一時假事務所を縣立農事講習所内に置き鶏舎は農事試験場附屬のものを借受けて今年十二月十四日から種鶏の飼養管理や其産卵能力の検定を開始した。

又同四年一月二十八日には本縣告示第四四八號を以て種雛種卵の拂下規程が公布されて種卵の拂下を開始し尙同十月五日に現種鶏場の一部竣工と共に移轉して種雛の拂下をも開始した。而して其事業としては鶏の飼養管理改良蕃殖及育成、種雛及種卵の配付、養鶏の指導及獎勵、養鶏に關する技術の傳習、鶏の産卵能力の検定等で拂下を受ける資格者は郡市町村農會産業組合又は種鶏場長の適當と認める農事小組合、養鶏組合等である。尙種雛の改良統一や産卵能力の増進を計る目的で同八年十一月一日より翌年十月十五日迄三百五十九群を收容する事になつて居り毎年之を實施する計畫である。種鶏場の各種別用地面積及建物は次の通である。

各種用地別面積

總面積

二、一〇〇坪

内譯

建坪

二六二坪

鶏舎運動場

三四五坪

畑

九二八坪

通路其他

五八五坪

各種別建物數及坪數

總建坪 (十五棟)

二六二坪

内譯

事務所

一棟

三六坪七合五勺

鶏舎

十棟

(四十二室)

一八六坪

育雛舎

一棟

(二室)

一〇坪

孵卵舎

一棟

(二室)

一二坪

同附屬舎

一棟

(二室)

六坪

飼料倉庫

一棟

(二室)

一〇坪五合

便所

一棟

七合五勺

(大坪)

第四章 副業

緒言

本縣は本州の中部に位し、地勢高燥峻嶺重疊所在景勝に富む。而して主なる河川の數百を超え之が延長實に六百六十七里餘、何れも急流、激湍一朝豪雨來らんか直に汎濫し、沿岸地方の農作物の蒙むる損害甚しきものがある。又晴天打續く場合は忽ち早魃に襲はれ爲に農作物に多大の被害を受ける地方がある。而して由來山間僻地多く耕地狭少交通不便などの理由から古來より各地に相當の副業が行はれてゐた。即本縣の副業は上述のやうに地勢其他の關係上其種類は多種多様で夫々地方的に特殊の發達をしてきたものである。

翻て本縣農業の状態を見るに、昭和六年末現在に於て田六萬九千四百九十三町歩、畑十萬一千三百九十九町歩あり、内桑園面積は七萬六千五百九十三町歩で畑面積の七割五分に當つてゐる。而して本縣の重要産業たる蠶絲業の創始せられたるは雄略天皇の御代で其の後年を逐うて益々發達し遂に今日の盛況を來せることは記録によつて明かである。斯く永い歴史を有して今日迄養蠶業の發達してきたことは一面に於ては爾餘の本縣各種産業の發達に對して特に力を致すことの出来なかつたことを物語るものであり殊に各期間餘剩勞力を利用し粒々零細なる金を得るといふようなことを欲せず何でも一時に多額の金を收得する蠶業でなければといふやうに考へられてきたのは誠に遺憾である。

而して一部先覺者の苦心經營以て兎も角現在の副業の基礎を開いた功績は偉大なるものがあるが未だ現在の農家經濟を鑑みるときは甚だ寒心に堪へざる狀況にありといはねばならぬ。殊に現下不況の爲其の反面農村青年の思想問題を惹起する等の事實が本縣の如く教育及思想の比較的進歩せりと認めらるゝ所に多いのは徒らに理論に走つて、實際を知悉せざるに因るものが尠くないので現代人の通弊とする處である。然るに副業は經濟の緩和助長をなすは勿論、一面延いて思想を善導し、家庭教育上將又社會教育上に及ぼす影響甚大なるは各人の認むる處で近來副業を行ふもの各地に激増しつゝあるのは喜ぶべき現象である。

第一節 産額及生産地

本縣に於ける副業の種類は之を細別すれば二百五十餘種、其の産額二千四百萬圓に達する。而して之等の副業中には原始副業、加工副業、工賃副業があつて夫々地方の事情により經營の規模に自ら大小相違があり、又業態に於ても主副の別も判じ難い程に副業の發達せるものも尠くない。今一般に副業的に經營せらるゝものゝ中で年産額壹萬圓以上の種目に就いて其の産額及主生産地を昭和六年度の統計により列擧すれば左の通りである。

種類	數量	價額	主産地 (郡市)
果實	1,355石	1,372,715	小縣、上伊那、下伊那、諏訪、東筑摩、北佐久
蔬菜	1	3,433,774	縣下一圓
胡桃		27,087	

種類	數量	價額	主産地 (郡市)
栗	2,887	46,511	下伊那、東筑摩、上高井、東筑筑
柿	3,386,861貫	48,573	小縣、上伊那、下伊那、上高井、上水内、東筑摩
杏	3,377,933	48,819	下水内、更級、埴科、上水内
梅	5,745石	107,338	東筑摩、上伊那、下伊那、南安曇、更級
桃	295,794貫	81,810	北佐久、下伊那、上水内、東筑摩、更級
櫻	28,790	27,816	更級、上伊那、上水内、長野
櫻	957,751	344,618	上水内、長野、更級、北安曇
和	209,485	65,366	諏訪、上伊那、東筑摩、上水内
葡萄	697,311	178,200	東筑摩、北佐久、小縣、上伊那
楮	136,715	71,047	上水内、下高井、上水内、下伊那
大	158,581	150,493	下水内、北安曇、更級、西筑摩
藥用	13,131	146,533	北佐久、小縣、南佐久、埴科
藥	131,086	487,101	東筑摩、上高井、諏訪、上伊那、北安曇
山	107,111	446,877	南安曇、東筑摩、下伊那、上伊那、北安曇
桑	20,845,201	18,179	小縣、下伊那、南安曇、東筑摩
杞	129,155	78,896	下高井、上水内、上高井、下水内
蒟	115,934	26,318	下伊那、南佐久、西筑摩、上伊那
椎	7,045	14,731	下伊那
松	97,768	57,193	上伊那、下伊那、東筑摩、小縣
蓮	120,693	38,840	上高井、諏訪、松本、下水内

水	元	和	杞	寒	木	農	木	木	藥	竹	凍	蜂	家	肉	鮪	鯉	鷄	鷄
引	結	紙	品	太	品	品	品	箸	炭	品	品	蜜	兔	豚	皮	卵		
一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九	一、三三三、三三九
五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八	五七六、九三八
加工副業生產品																		
下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那

座	絹	眞	麻	蠶	桑	蠶	木	漆	桐	扇	干	乾	傘	傘	漆	桐	木
織	織	織	織	織	織	織	織	織	織	織	織	織	織	織	織	織	織
一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六
一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六	一、〇七七、八八六
副業																	
下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那	下伊那

(大槻)
一八九

第二節 副業の分布状況

農業經營上副業は不可分の事業で其の數亦多く、本縣の如く面積廣大で地形複雑なる境域に於ては其分布状況も自ら異つて一率に見ることを得ないのである。今其の重要な副業生産物に就き各郡市別分布状況を記さば次の如くである。

郡市	主要 副業 生産 品
南 佐 久	鯉、凍豆腐、寒天、藥用人蔘、家兔、木炭、蒟蒻芋、豚、鶏、山羊、屑繭整理、 藁製品
北 佐 久	凍豆腐、藥用人蔘、鶏、豚、山羊、綿羊、家兔、鯉、農民美術品、罐詰、眞綿、 藁製品、桃、竹細工、蔬菜、果樹
小 縣	藥用人蔘、座繰糸、眞綿、絹織物、藁製品、豚、家兔、鶏、綿羊、山羊、蜜蜂、 凍豆腐、胡桃、苧、生柿、乾柿、松茸、桑苗、蔬菜、果樹、農民美術、和紙、蔬菜 座繰糸、藁製品、竹製品、寒天、氷餅、鱈、豚、山羊、鶏、蜜蜂、凍豆腐、農民 美術品、蓮根、葡萄、藥草、蔬菜、罐詰
上 伊 那	山葵、山葵漬、蒟蒻芋、座繰糸、眞綿、藁製品、竹製品、鯉、鶏、家兔、蜜蜂、 山羊、凍豆腐、胡桃、栗、柿、梅、木炭
下 伊 那	木炭、農民美術品、楮、桑皮、和紙、蠶網、元結、水引、絹織物、座繰糸、藁製 品、竹製品、扇子及團扇、傘、豚、家兔、蜂蜜、山羊、鯉、凍豆腐、椎茸、松茸、 栗、柿、蔬菜

西 筑 摩	大麻、檜笠、和紙、木工品、漆器、木炭、栗、胡桃、木箸、蜂蜜、松茸、鶏、竹 製品、藥草、寒天
東 筑 摩	山葵、桑皮、黍帚、蠶網、竹製品、家兔、蜂蜜、山羊、鶏、柿、松茸、木炭、藥 草、葡萄、葡萄酒、眞綿、絹織物、蔬菜
南 安 曇	山葵、蘭草、疊糸、桑皮、蠶網、天柞蠶、座繰生糸、絹織物、藁細工、蜜蜂、山 羊、家兔、豚、鶏、蔬菜、果樹、梅、木箸、
北 安 曇	山葵、大麻、疊糸、桑皮、和紙、藁細工、葉煙草、松茸、蔬菜、果樹、蜜蜂、家 兔、鶏、豚、山羊、屑繭整理、木炭
更 級	疊糸、鶏、杏、梅、櫻桃、苹果、眞綿、絹織物、家兔、山羊、豚、蜜蜂、メリヤ ス製造、蔬菜
埴 科	鶏、山羊、家兔、蜜蜂、豚、杏、眞綿、絹織物、罐詰、藥用人蔘、藁細工、蔬菜 果樹
上 高 井	杞柳及杞柳製品、黍帚、栗、蓮根、藥草、眞綿、鶏、山羊、家兔、豚、鯉、鱈
下 高 井	疊糸、楮、和紙、杞柳及杞柳製品、木通蔓細工、座繰糸、竹製品、柿、木炭、木 箸、家兔、鶏、山羊、綿羊、豚、蔬菜、果樹
上 水 内	大麻、楮、桑皮、杞柳、座繰糸、眞綿、竹製品、藁製品、鱈、柿、杏、桃、櫻桃 苹果、桑苗、疊糸、家兔、鶏、豚、綿羊、山羊、蜜蜂
下 水 内	疊糸、疊糸、楮、和紙、杞柳及杞柳製品、木通蔓製品、藁製品、杏、蓮根、蜜蜂 家兔、鶏、豚、綿羊、山羊、鯉

長野 蠶糸、杞柳製品、扇子團扇、苹果、罐詰、凍豆腐、麻裏草履、蜜蜂、鶏、豚、蔬

菜、果樹、花卉

松本 黍帚、蠶網、扇子團扇、農民美術品、蓮根、鶏、豚、蜜蜂、家兔、鯉、足袋甲縫

蔬菜、花卉

上田 座繰糸、眞綿、菓細工、鶏、兔、豚、蔬菜、花卉 (大槻)

第三節 主なる副業の沿革及状況

第一項 薬用人参

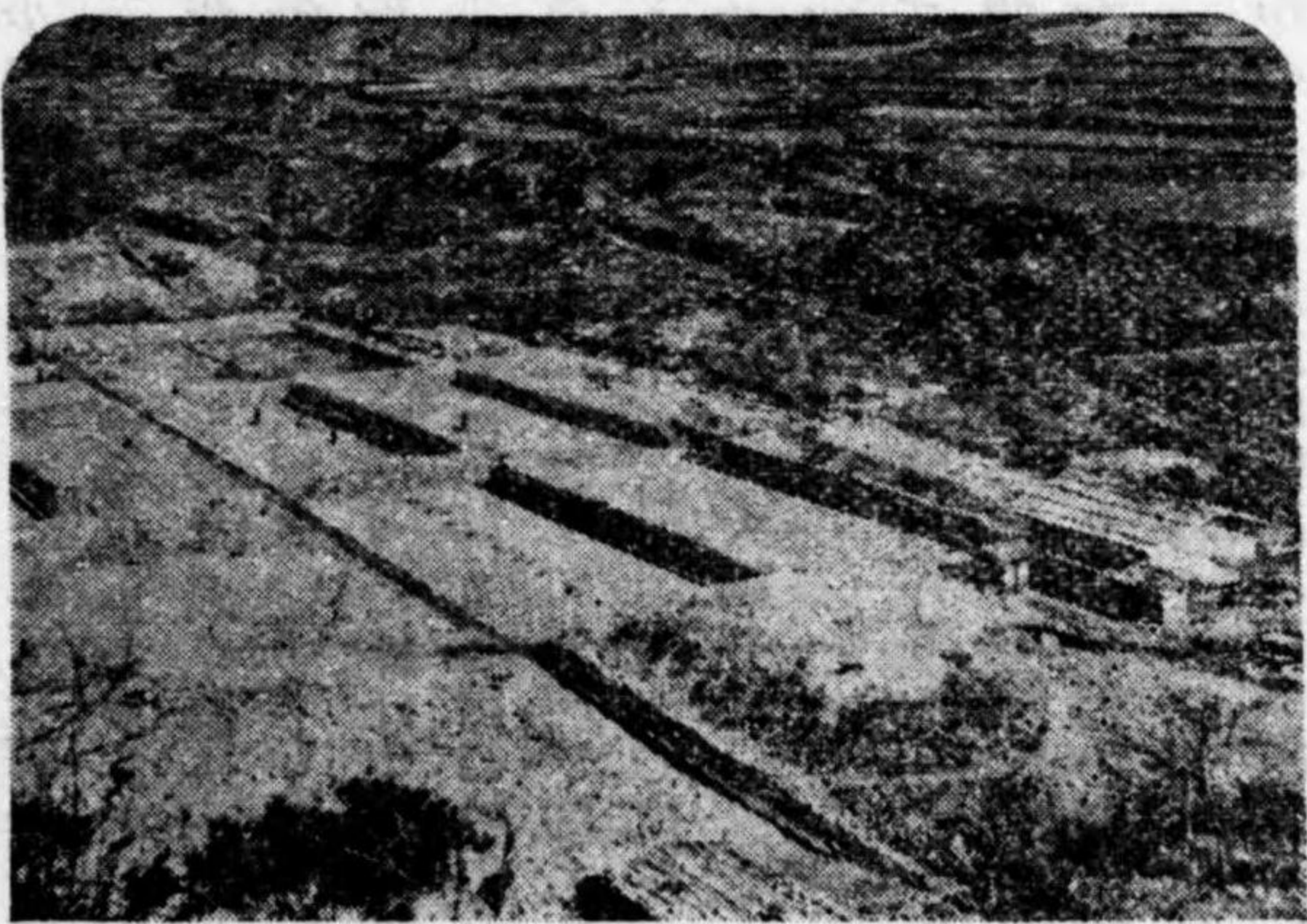
薬用人参は我國に於て本縣の外福島縣、島根縣、北海道の一道二縣のみに生産せらるゝ特産物である。而して本縣に於ける栽培の沿革は今を去る約九十年前北佐久郡志賀村に神津幸太郎なるものあり、曾て人参栽培の有利なるを聞き弘化元年二月野州日光神領長畑村高橋銀右衛門より人参の種子二十粒(當時一粒價格大凡二厘餘に當りしと云ふ。如何に貴重なりしかを知る)を購入し來り、之を播種し十五株の萌芽を見た、是實に信州人参栽培の嚆矢であらう。然るに當時栽培法を熟知しなかつた爲中途で悉く枯死し更に翌年三月種子一合を同人より求め熱心に栽培に努めたが良結果を見ること出來ず、依つて同年七月再び野州に赴き栽培法を研究し良種子を求めんとしたが當時野州雲州は何れも官府に於て非常なる干渉を加へ其の種子を制限して他地方に頒たないのは勿論栽培、製造の方法に至る迄之を秘密に附し堅く他に傳知せしめなかつたから希望滿し難く、漸く某に乞ひて窃かに四年、三年、一年生の數十株を入手して歸國し栽培したが僅かに三年生のみ發育した、仍て翌年七月更に種子五合を同人より求めて播種したるに是れ亦失敗に終つた。然れども之が數回の

失敗は彼が企業心をして一層強固ならしめ茲に方面を轉じて岩代國會津に至り、青木重三郎より種子五合を請ひ栽培法に付ても大いに得る處があり斯くの如く倦まざる栽培の結果漸くにして幾分の收穫を得た。爾來年々多少の播下により着々として好結果を奏したが更に嘉永二年高村某なるものを聘して之が製造の方法を講究した併し價格低廉で多くの利益を見る能はず從て人参に着眼するもの誠に尠く降つて安政三年より文久年間に涉り漸く價格騰貴し、培養者も増加し近村は勿論他郡へも傳播した、明治六、七年頃最も隆盛で志賀村のみでも明治七年の産額二万斤七、八万圓に達した然るに其の後益々産額を増加するに従ひ需要之に伴はず需給平衡を失し價格漸時低落を告げ斯業の一時的衰退を來した。乍去元來支那貿易に於ける必需の輸出品たるを以て引續き培養に努めた結果價格も漸く騰貴し一の特産物として大に發達してきた。即ち昭和六年の栽培面積七十九町五反歩收穫高壹万二千百三十二貫金額拾四万六千五百四十三圓で現在大部分は神戸、横濱の貿易商を経て朝鮮、台灣及支那に輸移出せられつゝある。(大槻)

第二項 山葵及山葵加工品

明治初年南安曇郡に於て望月八十八、山崎代作等が之を栽培したのが初めである。其の當時は同地方の梨園の排水溝の兩側に栽培し僅に其の地方の需要を充たすに過ぎなかつた。明治三十年頃に至り栽培者も一時増加したが事業は失敗に終り、其後中央線開通と同時に各方面に出荷されるやうになり明治四十四、五年より次第に盛況となつてきた。其の原因たるや同地方は天惠的に地の利を占めてをり即ち穂高町を中心とする地方は穂高川に灌漑せられるのであるが其穂高川は日本アルプスに源を發し、一時地下水となつて同川を枯渴せしめ、之が再び穂高町附近に至つて湧水せるもので同地方では此の地下水と廣大なる砂地とを之が栽培に利用し得られるからである。

本縣の山葵栽培が他の本場と稱する地方に比して發達の年限淺いにも拘らず其等先進地を壓し今や生産に於ては本邦第一の地位を占めようとするのは即穂高町地方の如き廣大なる天恵の土地へ上那郡地方に於けるものは伊那山葵とて著名である、之は穂高地方の平地栽培に反し、傾斜地を利用してゐる）を有し、水溫、土質に於て又氣候の寒冷は之が栽培に好適し且又經營法の上に改良を加へたるにより大に實績を擧げ來り所謂本場と稱する伊豆、駿河産に比し形は稍々小なるも品質、香味等は之を凌駕する優良なるものを産出す方へ移出されるのは甚だ遺憾である。乃ち之が加工を奨勵し之に依つて益々本縣山葵の特色を發揮せんとするは刻下の急務である。（大槻）



山葵田實況

一四
るに至つた。又信州山葵の他に優れる點は所謂「アク」と稱する苦味の少きことである。山葵は此の「アク」の爲に妨げられて眞の上品なる味と香を發揮することが出来ないもので本縣の山葵は此の點に於て大いに他に誇るに足るものがある。
斯くの如く信州山葵の産額は昭和六年に於て十万六千九百七十五貫、價格四十四萬六千八百九十七圓に達し將に静岡産を凌駕せんとする勢なるも之が加工品に至つては其の二割にも達せず、生山葵として静岡其他の地

第三項 家 兎

養兎事業は其の沿革極めて古く之を詳にすることが出来ないが去る明治廿五年頃佛國種の家兎を飼育したものがあつた（小諸義塾長たりし木村能治）當時に於ては殆んど肉用竝に愛玩用として飼養せらるゝに過ぎなかつた。其の後大正元年頃より毛皮利用の目的を以て之を飼養するものが増加して來たが歐洲大戰後の好況に乗じ投機的若くは專業的に之が飼養を企つる者續出し却つて其の發達を阻害せるものがあつた。然るに大正



小縣郡地方に於ける兎皮乾狀況

十四年政府に於て之が飼養を奨勵するに至り本縣に於ても養兎組合の設立を奨勵し種兎の無償交付、兎毛皮加工講習會補助等を行つた結果漸時其の發達を見るに至り、従つて共同販賣を目的として養兎組合を設立する者著しく縣下各町村に普及した。今之が最盛時たる昭和三年の狀況を見るに飼養戸數九萬七百七十七戸、頭數四十二萬百二十五頭、生産毛皮二百二十萬四百七十枚を算した。然るに兎毛皮は當時殆んど全部海外に輸出（米國へ）され國際貸借改善に効果を齎すこと多く昭和四年の世界的經濟恐慌は米國市場の大動亂を招き、従つて毛皮價格も下落せるため自然本縣農家の飼育頭數

も減少したが本業は飼養極めて容易で老幼婦女子に依つても營み得るから彼地の經濟界の回復と共に斯業も亦漸次復興してきて即昭和六年十一月には縣養兔組合聯合會が設立せられ町村養兔組合數百五十に達し、又郡を以て區域とする養兔組合聯合會を設立するもの三を數ふる等舉つて斯業の發展を計つた結果昭和七年度兔毛皮の産額は二十三萬一千二百三十八枚、十萬五千七百二圓に達し毛皮の品質に於ては米國市場に於て信州兔毛皮はまさに世界第一の優良品との折紙を附せらるゝに至つた。(大槻)

第四項 養 蜂

本縣に於ける養蜂は其の起源極めて古く明治末期に至る迄日本種(又は在來種と云ふ)の飼育を爲してゐたが明治四十年南安曇郡に外國種の移入せられたるを嚆矢とし大正元年より同二、三年に互り岐阜縣、愛知縣方面より「カーニオラン」「サイブリアン」種等多く移入せられ西筑摩郡檜川村に養蜂研究所が設置せられ百瀬榮之が主となつて研究した。當時は主として種蜂の販賣を目的としたものであるが一面飼育技術の不練なる爲種蜂販賣をなせるものも又之を購入した飼育者も共に失敗を重ね、大なる損失を招いた。即ち大正三年度飼養戸數三千六百七十五戸飼養群數一萬一千七十五群(大部分在來種)生産蜜量一萬二千四十七貫價額一萬二千七百二十圓蜜蠟一萬五千七百七十六圓であつたが大正七年に至つて飼養戸數三千四百八十二戸飼養群數九千九百十群に減少した。然るに財界の好轉は自然に蜜の需要増加を招來し尙又岐阜方面に於て發刊の雜誌の普及や當業者の飼育上の視察研究等により飼養技術の進歩を見、外國種の飼育も増加し一面經營方針は採蜜の目的に變更せられていよいよ堅實味を帯ぶるに至つた。而して生産物は主として松本及其他の地方仲買商等之を買集め東京、名古屋、岐阜、大阪方面に移出した。斯くの如くして洋種の飼育は著しく發達し、大正十

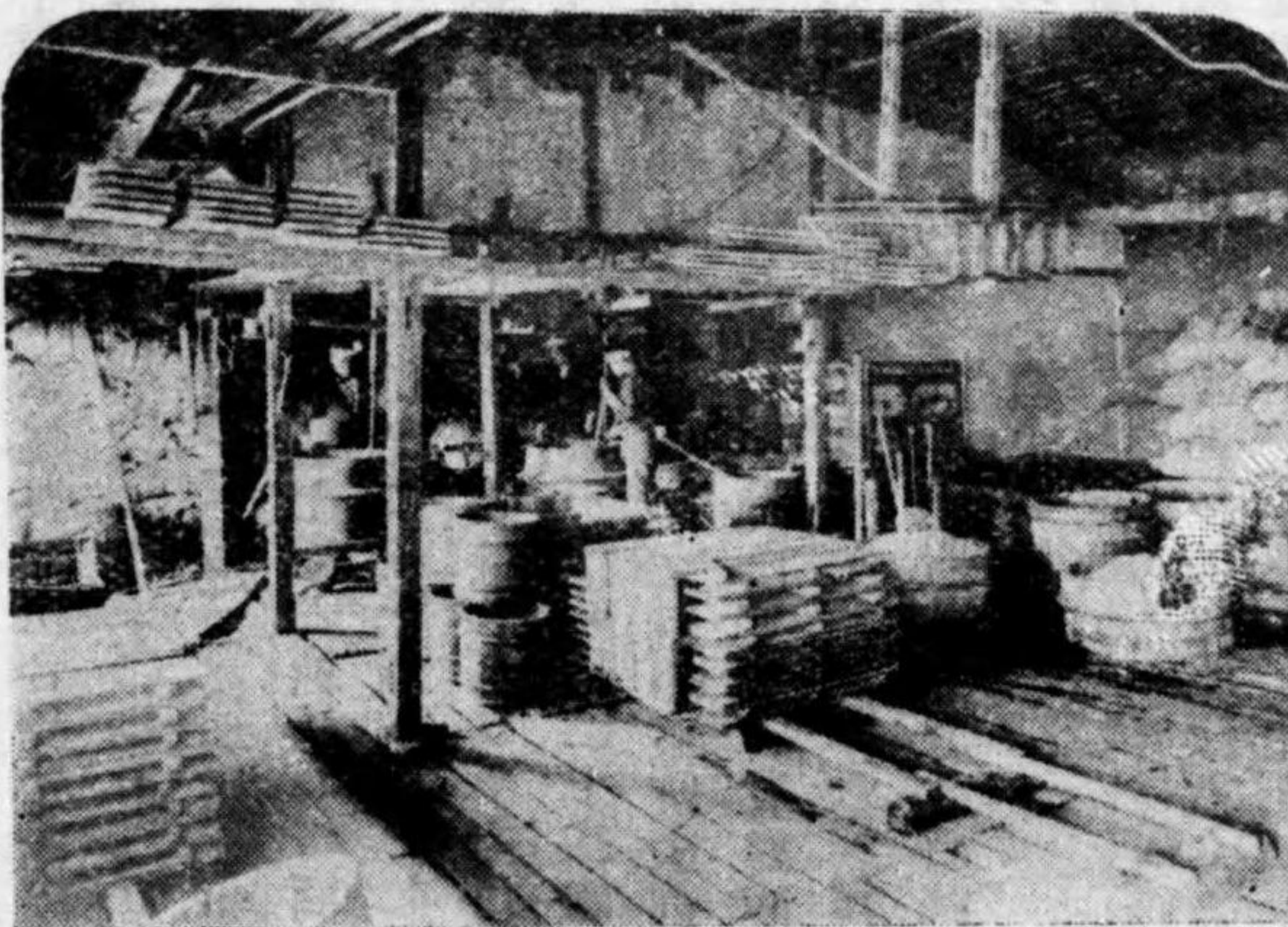
五年よりは縣に於ても町村養蜂組合の設立を勸奨し、之に對して種蜂を一組合に對して數群宛交付し副業的養蜂を奨勵せる一面斯業の圓滿なる發展を期せん爲昭和三年三月日本アルプス養蜂協會の主催せる養蜂講習會を契機として、本縣養蜂組合聯合會が設立せられた。(事務所を縣農商課に置く)其後昭和五年には大量の種蜂を支那へ輸出するに至り、其の好調に乘り該事務所を松本市國府町一八四に遷し専任職員を置き翌六年一月には之を産業組合組織となし有限責任長野縣養蜂販賣購買組合(現在保證責任)と改稱し種蜂場を設置し縣と連絡して斯業の改善發展に努め、一面農林省よりも年々多額の補助を受け今や全日本養蜂界の覇を握らんとしてゐる。即ち昭和七年末現在の狀況を數字的に見るに飼養戸數五千二百二十八戸飼養群一萬九千六百五十五群採蜜五萬二百二貫(價額九萬五千七百四十一圓)蜜蠟八百九十二貫(價額三千六百二十二圓)である。

斯くの如く本縣は本邦第一の生産地であつて就中東筑摩郡、南安曇郡、下伊那郡、上伊那郡、松本市を主産地とする而して縣獎勵組合としては長野縣養蜂販賣購買組合を筆頭に町村小組合七十九で縣養蜂販賣組合に對しては販賣事業の助成を又小組合に對しては種蜂の無償交付をなし、品種の統一、並に生産の増加を圖つてゐる。而して販路としては蜂蜜は東京、大阪、横濱の各都市及朝鮮方面に又種蜂は縣外各地に移出してゐる。(大槻)

第五項 凍 豆 腐

本縣の副業として普遍的に奨勵しつゝある凍豆腐は古くより自家用として製造せられたもので其の起源詳かでないが安政四年の頃南佐久郡野澤町田村彌作なるもの凍豆腐の製造に意を用ひた爲漸次附近町村に普及し田村式と稱して多く製造せらるゝようになつた。尙其の他の地方にも異式の凍豆腐が生産せられ需要も亦多くなり廣く副食物として使用せらるゝようになつた。現今在來の凍豆

腐と稱せらるゝものは其の品質よろしからざるが爲之が改良に努むるもの多く、即諏訪郡に於ては諏訪改良式、伊那地方には文化式凍豆腐、長野にはみすゞ豆腐の産出を見るに至つた。諏訪改良式は諏訪郡長地村山田彦三郎の苦心研究に成れるものである。即同人は生繭取引業者で關西地方にしばしば集繭に出向する中大和葛城山紀州高野山に於て製造せらるゝ凍豆腐に着眼し地の利を得たる信州諏訪に於て之が製造を行はんか將來關西本場を壓倒するに至らんと自ら同地に滞在製造法を會得し大正二年、諏訪地方の在來式と高野



凍豆腐製造實況

名し同時に組合も長野縣文化凍豆腐業組合と改稱し（現在松本市東筑摩郡聯合事務所内にあり）以來組合は組合員との間に製造契約を結び盛に製出せしめ契約工場七十ヶ所に達した。式の優れる點を融合しこゝに諏訪改良式を創始するに至つたのである。現に縣下十數ヶ町村に普及關西地方に之が出荷をなすに至つた。又文化式も在來式と高野式と改良案出せらるもので下伊那郡松尾村中村圓次郎の發明に依るものである。大正十三年製法の專賣特許第六一九八三號の權利を得旭鶴アルプス凍豆腐と稱して關西及横濱より北米合衆國及加奈陀方面へ輸出したが大正十五年十二月長野縣凍豆腐業組合聯合會に於て右權利の讓渡を受け之を文化凍豆腐と改

然るに其の發達と共に組合機構の不備により種々の問題が發生するや之を機會として組合より離脱するもの多く、爲に組合は主力を失ひて昔日の如き活動を爲す能はざるに至つた。之に反して活躍者の多くは産業組合又は任意組合として強固なる組織により規模大なる工場を有し、獨立して活動したが遂に昭和七年長野縣凍豆腐協會（長野市産業會館内）を設立し、前記文化凍豆腐業組合と相對立するの觀を呈するに至つた。而して該協會は會員の基礎が強固で完備せる工場より製出するものは商品價値に於ても優秀で斷然他製品を壓倒し長野縣の凍豆腐として關西市場をも風靡せんとしてゐる。

かゝる沿革を有する本縣の業界に於て縣當局の助力は更に大なるものがある即昭和六年及七年度に於ては副業凍豆腐普及の中心人物と爲るべき指導者の養成を目的とし數ヶ工場に講習生を委嘱し二十名の修了生を出した。而して昭和六年度の生産額を見るに在來式五萬七千二百八十三圓、高野式四百二十五圓、文化其他改良式二十六萬百五十八圓、計三十一萬七千八百二十一圓に達してゐる其販路は主として大阪、兵庫、岡山、四國、九州、山梨、群馬、東京の諸府縣及米國、南洋等である。（大槻）

第六項 竹製品

竹製品は其の原料を異にして二方面より沿革を見ることが出来る。簗竹細工の沿革は漠然として、創始の年代等は知るべき記録がないが口碑の傳ふる處によれば上伊那郡、下伊那郡等に於ては天明以前に創始せられたるものゝ如くである。而して天明年間に於ては斯業いまだ微々たるものであつたが降つて天保、弘化の頃より嘉永年間には原料簗竹の生産せらるゝ處は縣下各地に亘つて發達せるものゝ如くである。近時簗竹の枯死せるもの多きと製造家増加

せる爲原料を静岡、山梨、群馬等より購入するの状況である。而して東筑摩郡に於ける竹行李は八十年前より製造せられ明治卅五年頃より海外へ輸出するに至れるを以て急激に發達したが數年前より原料不足と賣行き不振の爲漸く其生産の減少を見るに至つた。

根曲竹細工は、傳ふる處に依れば上水内郡戸隠村附近を發祥地とする。即、慶長七年舊地頭に供奉せる徳武源太左衛門(現今徳武豊治の祖)大久保石見守北越巡視の際柏原迄隨行の折當地住民に生活の資料として一千餘町歩に繁茂する竹木を與へ年貢として御用竹又は筍を毎年地頭に上納することとなり、竹伐採の御免を蒙り其の後根曲竹を利用して竹細工を始めたのが嚆矢で爾後中社居住者のみ特殊の生業資料に供したものである。篠竹は前記の如く原料の移入を要する状況なるに反し根曲竹は縣内に材料頗る豊富なれば該事業は縣下普遍的の有望事業であつて縣及地方團體の獎勵と相俟つて近時急激の進歩を來し優良製品を産出するようになり其の生産高二十三萬四千七百七圓(昭和五年)を越ゆるに至つた。製品の主なるものは養蠶用具、家庭用具等で美術竹細工品は極めて少額である。主生産地は下伊那郡、上伊那郡、西筑摩郡、東筑摩郡、上高井郡、上水内郡及松本市とする。販路は縣内及隣縣で生産は多く副業組合に於てせらるゝも個人で通年製作に従事するものもある。縣に於ても副業組合(現在迄助成せるもの十九)及副業講習事業を助成し之が進展を期しつゝある。

第七項 藁 製 品

藁製品の創始は頗る古く、其の沿革明瞭でないが産業的價値を有し商品として製出するに至れるは近代のことである。即ち其の主なるものを見るに下水内郡太田村、外様村等に算する藁蓑は往古より自家用に製作せられたが之を販賣することとなつたのは慶應年代であると云ふ。其の當時の製

品は粗にして販路も單に下高井郡岳北地方及郡内に限られたるものゝようである。然れども明治十五年頃に至り賣買頓に旺となり逐年需要増加し販路擴張するに至つた。明治四十二年郡農會に於て販路の研究に努め一面品位の改善を圖り四十五年初めて北海道に試賣し好結果を得、他の副業より純益多かつたが最近に至り需要著しく減退の傾向がある。藁實子細工品(實子ハバキ、實子長物、實子吹)は創始年代及創始者不明なれども下高井郡にあつては明治初年より夜間瀬村齋藤重右衛門山岸團右衛門等率先して本業に従事したるものゝ如くである。即、山林の荊棘中の作業に際し、實子製ハバキは布製の如く破損の懼れなく且冬季積雪多き時に保温の爲便なるにより漸次盛に製作せられた。尙長物吹等も馬具其他として用途廣く、爲に製産を増加したが近時甚だしく衰退した。

藁工品報徳網(蠶網)は其の名稱最近のもので即ち今を去る十年前下高井郡平野村の人町井由太郎なるもの蠶網製作を目的とせる製網機を發明し、之を町井式と名付け專賣特許を得各地方に販賣の爲之を製出せるに始り冬季農困期の勞力利用上頗る適切なる爲益々盛大となつたが近來養蠶飼育の改良により藁製其の他の蠶網使用減少の止むなきに至つた。其の他草鞋、草履、雪沓、繩、吹、俵、蓆等古くより産出せられたが靴の普及と共に草鞋、雪沓等著しく衰微し繩及吹、俵等は他縣より移入するもの頗る多く本縣農家經濟の爲頗る遺憾とせられたが最近之が獎勵により漸次生産を増加しつゝある。今代表的藁製品に付いて昭和六年度の状況を見るに總價額二十九萬百二十四圓、内譯藁類二萬二千四百三圓、繩類二萬五千八百二十九圓、吹及俵一萬一千九百四十三圓、蓆二萬八千八百六十三圓、蓑一萬三千二百五十二圓草履及草鞋八萬二千八百四十圓疊床九萬五千九百二十二圓、其他八千八百九十二圓であるが未だ縣内の需要を滿たすに足らず前記の如く他縣より移入を見る状態である、されば縣に於ても之が獎勵は刻下の緊急の一つで繩及吹、俵、蓆等は普遍的に獎勵せら

るべきものである。(大概)

第八項 和 紙

製紙は各地により多少沿革を異にし即ち下伊那郡地方にては元祿六年頃尾張國名古屋附近より元結の職工來つて晒紙を用ひ元結を製造した而して該職工は之が製法を秘し他人に傳へなかつたから地方民の怨む所となり終に荒繩で束縛賣卷となし天龍川に投込んだと云ふ。然るに後世溺死者多く崇ありとなし、松尾村代田に墓標を建設して其の靈を吊慰した。其の碑に「晒紙元祖濃州惠那郡淺合村稻垣幸八實歴七年二月」と刻した。之を以て製紙の創始と見るべきである。降つて安政年間飯田藩主堀美作親昌侯元結の製造を奨励したから之が原料たる晒紙の製造興り、明治初年より三十年頃は最盛期で一時は郡下の製紙漉槽の數二千五百を算するに至つた。然るに近來三極を原料とせる器械製紙が元結の原料とせらるゝに及び晒紙の需要途絶えたから斯業は著しく衰退し大部分廢業するに至つた。其の後明治三十四年愛媛縣より又同三十七年岐阜縣より教師を聘し改良法を傳へられてから連漉障子紙の製造起り其の成績見るべきものであるので各所に講習會等開催せられ今や斯業は復興の機運に向ひつゝある。

下高井地方に製産せらるゝ内山紙の沿革は更に古く寛文元年頃の創始である。即ち下高井郡穂高村内山組萩原喜右衛門の創めたものであるから、内山紙の名を附せるものである。記録によつて沿革を見るに寶永四年に紙漉運上、延享年間に楮運上等領主より運上を徴せられたる割符があつて此の年代に既に斯業が盛なりしことを證するに足るべく、而して延享以來八、九十年間は遅々として振はなかつたが天保年間より著しく盛大となつた。但し其の製造方法は明治以前は紙質強韌なる特性のみで著しき改良を見なかつたが明治五年頃より精巧なる簾を用ひ十八年本縣より教師として

太田孫助を派遣せられ爾後化學的製造法により煮沸、漂泊等は藥品を用ひ且強韌性を失はざること努め年と共に改良せらるゝに至つた。

北安曇郡に於て多く生産せらるゝ桑皮紙の沿革に就いては詳ならざるも舊幕時代既に多少試みられたようである。然れども當時は夏秋蠶専用の桑園少かりし爲原料にも不足し斯業の發達を見なかつたが明治十五年頃より桑樹の増植せらるゝに及び漸次之を製紙原料に使用するに至つた。現今宮本紙、松崎紙と稱せらるゝ桑皮紙は北安曇郡社村の産でもと楮を原料としたが桑皮の比較的利益なる所から之に替り今日の生産を見るに至つたものである。桑皮紙は其の質強韌、水溫並に火熱に對する抵抗力強く、且虫害を受くることなきを以て永久保存に耐ゆる特色があり従つて桑皮紙の用途は頗る多かるべく、一面廣大なる桑園を有する本縣に於ては副業製紙として之を利用することは農家經濟に大なる潤を得るべきは明かであるが助長に努めつゝある。

要するに本縣は製紙には自然的の條件極めて良好なるを以て全縣下に相當普及せられたものであるが明治中期以降工業製紙の發達により縣内手漉製紙業は大なる影響を蒙り一時衰微に向つたけれど近來手漉紙の眞價謳歌せらるゝに及び斯業は再び振興を見るに至つた。

之等手漉紙の昭和六年に於ける生産狀況は左の如くで販路は縣内は勿論山梨、福島、大阪、東京、北海道、其他各地に及んでゐる。

美濃紙十五萬五千八百三十三圓 半紙二萬七千四百七十五圓 桑皮紙四萬九千三百六十七圓
蠶卵臺紙四千九百九十九圓 其他十五萬四千三百一十一圓 (大概)

第九項 座 繰 絲

古書を按ずるに雄略天皇六年信濃國より眞綿を獻せしことあり、又元正天皇養老六年信濃國紬を

108
調貢したることあり。之に據れば信濃國の養蠶は其の創始殆んど千二百年以前の古にあることは明かである。其の當時信濃國に此の業を盛んに營みたるや否やは之を傳ふる處の記録無きを以て詳かにするを得ず。而して今を去る二百有餘年前寶永三年五月調製に係る小縣郡各村落の差出帳と云へるものの中に「桑少々植ゑ養蠶少々仕り候」との一項目あるを以て見れば此の頃には其の業の盛大と云ふ程にあらざることを知するに足る。此の差出帳と云へるものは舊上田藩主仙石家と松平家との國替の節仙石家より松平家に差出したる領内の状況調書である。仙石氏に代りて松平氏上田に居城するに至りても田地には桑樹を栽培することを禁ずるの令あり、且願出で、田地に桑樹を植付くものは「桑の趣意書」と云ふものを特に領主に納めたる程で養蠶の興隆を奨励したる跡無きのみならず却つて之を禁ずるが如き觀があつた。降つて寛政の初年頃より蠶絲の業漸く隆盛を來し手挽提絲を製出し之を上州地方に販賣した。文化年間に至り製絲業次第に増加し販路を京都、岐阜地方に擴張した。夫より漸次信州生絲の聲價騰り文政二年には品位を上、中、下の三等に區分し、大櫻、中櫻、下櫻等の名稱を付し京都へ上ばせたから世俗此生絲を「ノボセ」絲と稱した。此の名稱今尙所々に存在する。天保年間には舊上田藩主松平氏大に當業者を督勵し「車取二ツ杵」製絲を嚴禁し、(車取二ツ杵を禁じたのは粗製濫造の傾きがあつたからである) 上田産物改所を置いて一提毎に檢印を押捺し粗製濫造を防遏した。安政年間に至り横濱開港より海外輸出の途開け從來の手取りを廢し座繰器械を用ひ生産の増加を計り又製品には朱判、朱稀、稀無双、無双等の名稱を附し信州生絲の聲價を高め逐年産額も増加し明治初年には横濱市場に於て奥州(福島縣)掛田折返、上州提絲に對比し品質産額とも遜色なき隆盛を來たした。如斯産額は増加したが一面には粗製濫造の弊起り、甚だしいのは卷紙の下へ鐵又は鉛の如きものを挿入せる不正品等續出し之が爲信州生絲の聲價著しく失墜し

た。明治六年政府は生絲取締規則を發布してから横濱問屋との間に協議を遂げ上田町に生絲改會社を設置し提絲には卷紙印紙を用ひ専ら不正品の輸出を防いだが、明治十年生絲取締規則を廢止せらるゝと同時に改會社も解散し翌十一年更に生糸改所を設置した。降つて明治十七、八年頃に至り時勢の進運により器械製絲の業を勃興し、從來の提絲は海外需要者の擯斥する所となつたから當時の蠶絲業組合上田本部では踏器械一千台を調製し組合員に貸與指導奨勵した爲に農家の副業として踏器械製絲は漸時隆盛に赴き、販路も大いに擴張された、然るに農家收購の上繭は器械本製絲の原料に供し中繭若しくは屑繭等の粗繭を繰絲して國用品として販賣するに至つたから品質劣悪で類節多く絲縷光澤均一ならず絡交不良で切斷多く繰返しに困難なるのみならず織度一定しない爲常に品位の統一を欠き座繰製絲は殆んど痕跡なく僅に踏器械製絲に依り其の命脈を維持するの悲境に沈淪したから大正三年主要物産同業組合法により小縣郡を區域とせる組合を組織し共同再繰所設置を奨勵し製品改良の指導に努め管外移出の生絲に對しては組合所定の證紙を貼用して荷造検査を行ひ大いに面目を一新し更に共同再繰所に於て揚返しをした生絲に對しては格付検査を執行した。即同業組合設置以後小縣踏器械製絲の聲價大いに昂り共同再繰所揚返し生絲は常に相當高價に取引せらるゝに至つた。

如斯座繰製絲は現在に於て器械製絲に壓せらるゝ状態にあるが縣下各地に於て同業組合を組織し同一步調に依り斯業改良の指導に努むるに至らば副業製絲の發達は期して俟つべきである。(大槻)

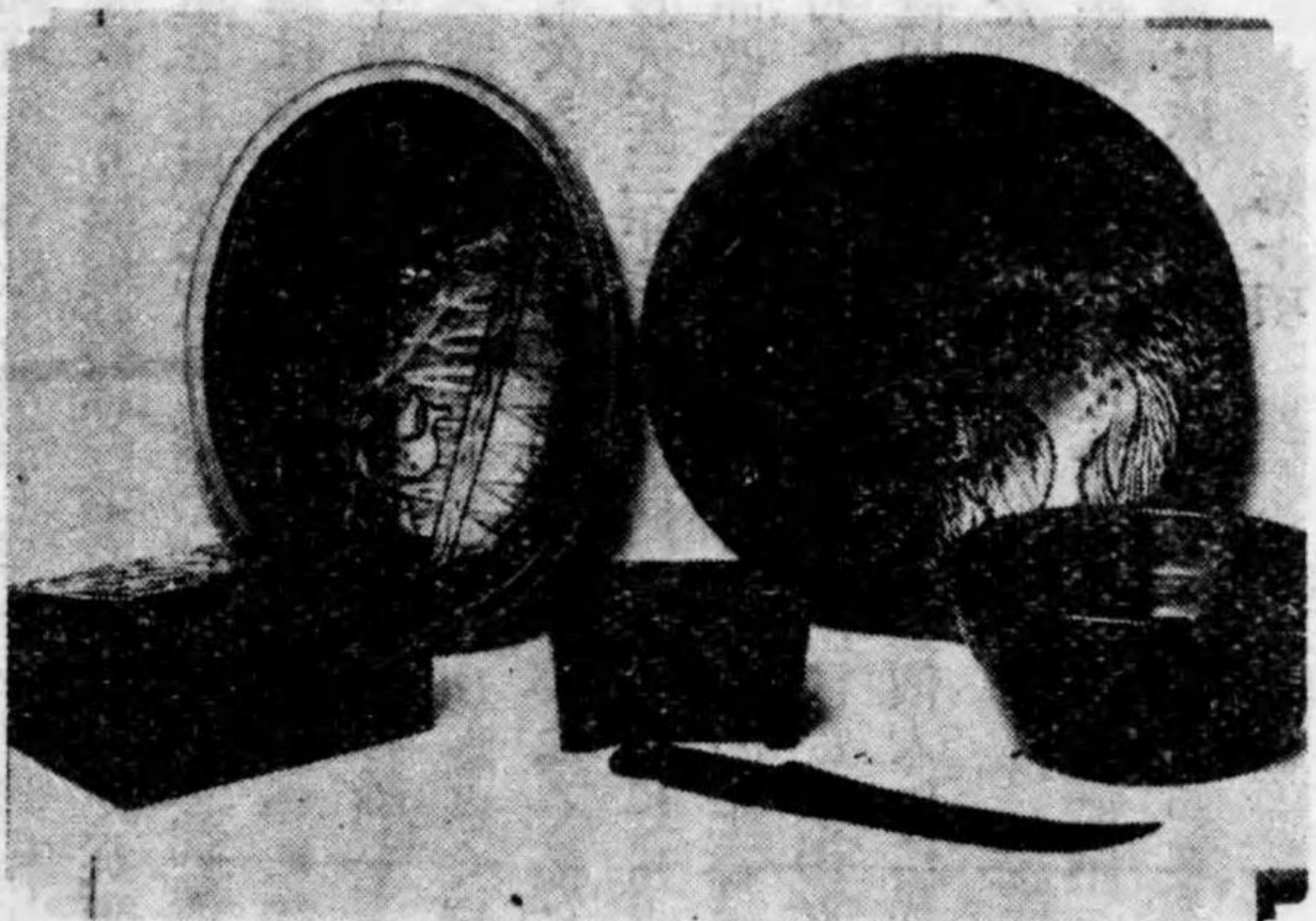
第十項 農民美術

本縣農民美術の沿革

農民美術は農民が自家用品として自己の趣味と技術を實生活に取り入れ實用的目的以外に自己生

活に精神的満足を與へんとする所に起源せるもので人間本能中の美的欲求の當然の發露に外ならぬものである。今日の如く社會組織の發達し居らなかつた昔時に於ては家庭生活必需品は總て自給自

110x



足であつたが今日のごとき複雑なる社會組織に於てはかゝる隔離的狀態を許さなければいけれども農民經濟改善を目的とし農民自らの技術を生活に取入れ進んで之を他に供給せんとするに至つたのである。

る。之れ即ち最近に於ける副業的生産品としての農民美術である。本縣農村に於ては各種の手工品製作が長い冬季間の副業として古くより行はれその産額も相當額に達してゐる。その主なるものを挙げれば、

- 一、杞柳細工 椅子、行李、四ツ折バスケット、其他
- 二、竹細工 箕、筥、養蠶用具類、其他
- 三、木通蔓細工 雪靴、脚絆、蓑、叭
- 四、藁細工 木櫛、曲物類
- 五、箒 器
- 六、木製 品
- 七、漆 器
- 八、織物 絹織物(上田織)

けれども農民美術なる新名目の下に製作奨励を開始し、又廣く社會に紹介せられたのは大正八年洋畫家山本鼎氏等の發起の下に小縣郡神川村に日本農民美術研究所が設立せられて以來のことである。その提唱になる、農閑善用と新しき産業工藝樹立とを目的として農民の手による朴素、野趣、堅牢性に富む趣味的實用品の生産を興し以て單一無風味に墮した農村を趣味と利得の兩方面から作興せんとする運動に端を發し國、縣當局の奨励と相俟ち今日の盛況を見るに至つたのである。

農民美術の奨励並組合狀況

大正十三年以來毎年縣内一ヶ所若くは三ヶ所に於て縣主催農民美術講習會開催せられ、講習會終了後は講習生を以て、農美生産組合を組織せしめ、更に組合の事業に對して相當の助成をなしてゐ

110y

る。又大正十四年より昭和三年迄に日本農民美術研究所に産業美術の調査研究を囑託し尙昭和三年度より昭和五年度迄同所に囑託し毎年三週間六人内外技術員の養成講習を行つた、かくて現在縣内に五十七の農美生産組合結成せられ組合員數九百餘名に達し製品種類約四百種、全生産額約六萬圓の多きを見るに至つた。

右の如き隆盛なる状況に鑑み之が統制の必要を認め昭和六年長野縣農美生産組合聯合會を組織し事務所を縣廳農商課内に置きその主なる事業として各組合の連絡統一を圖ると共に原料の共同購入



川路農美生産組合 (下伊那郡川路村)
淺間山農美生産組合 (北佐久郡小沼村)

製 作 實 況

技術の改善向上、販賣斡旋等を行ひ現在縣内に指定賣店十二ヶ所を設置し土産品として販賣せしめ又既に昭和四年度以降東京市大阪市、神戸市の縣外大都市に又縣内輕井澤町等に於て農民美術品即賣展覽會を開催し相當の効果を擧げてゐる。

- 農美生産組合名並製品種類
- 長野縣農美生産組合
- 聯合會加入組合
- 日本農美生産組合 (小縣郡神川村)
- 木彫風俗人形、果物鉢、菘箱
- 其他小木工品
- 伊那踊風俗人形
- 驛馬人形、カモンカ、其他

- 高井農美生産組合 (上高井郡高井村)
- 木會農美生産組合 (西筑摩郡木祖村)
- 鳥居農美生産組合 (上水内郡鳥居村)
- どろの木農美生産組合 (更級郡上山田村)
- 山之内農美生産組合 (下高井郡平穩村)
- 青木農美生産組合 (小縣郡青木村)
- 木會福島農美生産組合 (西筑摩郡福島町)
- 千曲農美生産組合 (埴科郡屋代町)
- 蓼科農美生産組合 (諏訪郡北山村)
- 諏訪中央農美生産組合 (諏訪郡宮川村)
- 南條郷土玩具生産組合 (埴科郡南條村)
- 豊井農美生産組合 (下水内郡豊井村)
- 八ツ岳農美生産組合 (諏訪郡原村)
- 泉野農美生産組合 (諏訪郡泉野村)
- 飯島村副業研究會 (上伊那郡飯島村)
- 大町白樺木彫組合 (北安曇郡大町)
- 安曇農美生産組合 (北安曇郡陸郷村)
- 信濃農美生産組合 (東筑摩郡岡田村)
- 烏帽子農美生産組合 (小縣郡縣村)

- 白樺樹皮製品、竹製パイプ
- 遠近法應用繪葉書額
- 香盒、卷蓑差、飾皿
- 小木工品
- 信濃銘々盆、丸木人形、美術竹細工、其他
- スポーツ人形、養蠶人形
- 菓子容器、色紙掛、其他
- ネクタイ、帶地等手織物
- 白樺、柱掛、松笠フクロ、其他
- 觀音、大黒等木彫品
- 豆まき鳥、なんじやらほい、其他
- 雪國風俗人形、毛絲スキー人形
- 白樺柱掛、木彫品
- 小木工品、蔓細工
- 信濃民謡浮彫人形、竹製品、其他
- 松かさ細工、繭人形、其他
- 額椽、果物鉢、切手入、其他
- 浮彫り裝飾小木工品

- 天龍農美生産組合 (下伊那郡平岡村) 竹細工、卷蓑セツト
- 伊那大島農美生産組合 (下伊那郡大島村) 塗工品及木製玩具
- 富士見高原農美生産組合 (諏訪郡富士見村) 諏訪風俗人形及白樺柱掛、木彫床置、其他
- 朝日農民美術工藝生産組合 (東筑摩郡朝日村) 浮彫柱掛及盆、白樺額、其他
- 日本アルプス山岳藝術研究組合 (南安曇郡安曇村) 上高地風景燒繪額、風景版畫繪葉書各種
- 麻績農美生産組合 (東筑摩郡麻績村) 白樺應用人形額
- 北安農美生産組合 (北安曇郡常盤村) 登山人形、白樺はがき、白樺色紙、短冊、名刺、栞
- 大鹿農美生産組合 (下伊那郡大鹿村) 菓子盆、其他
- 龍峽農美生産組合 (下伊那郡龍江村) 伊那風俗竹人形、龍峽彫竹工品
- 中澤白樺製品組合 (更級郡稻里村) 白樺額椽、白樺栞
- 市田農美組合 (下伊那郡市田村) 楊子、其他
- 鼎村農美生産組合 (下伊那郡鼎村) 伊那の松川人形
- 智里農美生産組合 (下伊那郡智里村) 楊子立、柱掛
- 佐久農美生産組合 (南佐久郡青沼村) 登山人形、スケート人形、其他
- 浅間温泉農美生産組合 (東筑摩郡本郷村) 白樺人形、馬子人形、其他
- 伊賀良農美生産組合 (下伊那郡伊賀良村) 浮彫柱掛、其他裝飾玩具
- 諏訪高原農美組合 (諏訪郡玉川村) 花瓶、短冊差、其他松皮應用品
- 三穂農美生産組合 (下伊那郡三穂村) 立石柿人形、福神、其他竹工品
- 有限日本アルプス農美販賣購買組合(松本市大柳町) 木彫壁掛、欄間、木彫品各種

木彫菓子器、盆、壺、白樺人形各種

伊那農美生産組合 (下伊那郡飯田町)
伊那民藝組合 (下伊那郡龍丘村)

聯合會へ未だ加入せざる組合

- 下伊那郡 伍和村 伍和農美生産組合
- 同 和田村 和田農美生産組合
- 同 千代村 千代農美生産組合
- 小縣郡 別所村 別所温泉土産品生産組合
- 同 和村 和農美生産組合
- 同 縣村 農美漆藝組合
- 同 西内村 鹿教温泉農美生産組合
- 同 神科 神科ホームズパン組合
- 北佐久郡 志賀村 志賀農美生産組合
- 同 平根村 平根民藝研究組合
- 諏訪郡 下諏訪町 諏訪農美生産組合
- 同 落合村 黒百合農美生産組合
- 同 上諏訪町 上諏訪農美生産組合
- 更級郡 稻里村 川中島農美生産組合

結論

農民美術には二種あり、一は單に趣味的に製作せらるゝ農民美術、一は副業的生産品、即ち商品

として製作せらるゝ農民美術である。本縣に於ける農民美術は後者に屬し其生産に依り相當の収益を擧げんと目的の下に出發せるもので養蠶の不況と共に益々隆盛を來した依つて其製品は商品として顧客の愛用を受け廣く世間に普及せらる可きものとして研究せらるべきである。従つて品種の選擇、工作、工賃、能率、價格等の生産的條件と意匠、圖案等の美術的條件とを含有するところの難問題を研究しなくてはならぬのである。こは本縣の如く耕地面積狭少にして、しかも近來の養蠶不況時代に遭遇せる農民の經濟狀態を惟はゞ當然考へ到るべき事柄である。本縣の農民美術が商品としての條件を尊重しつゝ進む可き以上製作技術の向上即ち、工藝品製作上必要な新器具、機械を設置し工作途中の能率を上げ最後の仕上げ加工を手工藝に依りて爲す方法を執り、商品の商品性を高揚することは目下の急務である。又需要者の趣味の動向を常に考察し新作品の創作、改善、生産費の低下等を圖るべきである。されど農民美術は農民の手に依り農村を主題として作られる所に眞の意義の在る事は忘れてはならぬ。一個の藝術として、餘りに外國的趣味情調を強調し勝にして、郷土的色彩奥床しさの失はるる場合少くない。改善とは我國傳統的精神を背景としての改良にして單なる外國模倣に終るべきでない。尙本縣の如く販賣を目的とする農民美術の奨励上最重要なる完全な工藝指導機關と販賣機關との設置の取り殘されざるは實に遺憾である。要するに今後の農民美術は農村に於ける單なる藝術趣味的存在にあらずして職人の工藝及工場の製品と、對峙して需要界の容赦なき取捨の前に直面しなくてはならぬのである。而してこれが餘りに單調になり切つた農村生活を補ふ意味から又往昔の自給自足の精神を呼び戻す意味から又更に現代都會文化に對立したる眞實の農村文化を建設する意味から考へて實に重大なる使命を有するものである。(増淵)

第十一項 眞綿

眞綿の起源も殆んど座繰生絲の産出と差異なきものと推測される。眞綿は生絲と原料を同すると雖も其の製出の起源、發達の順序何れか先なるやは大いに研究すべき必要がある。然れども之が事實に徴すべき記録なく千有餘年以後の今日に於て容易に斷定すべからざるものがある。而して元正天皇の養老元年(千二百年前)上總、信濃の二國初めて紬を貢がしむにあり、是本邦に於て蠶絲織物を献じたる始めである。降つて寛文年間に繭の種類に二種あるを記してゐる。其の一は「タダコ」と稱する(一名「オ、ミコ」とも云ふ其の形一定ならず數頭の蠶蟲集合して結繭製絲の原料に供する能はず繭繭用のものである)種類で之を盛んに飼育した。明治五、六年頃迄は尙山間の村落に多少存在し明治十八年小縣泉田村蠶種改良會第一回品評會に此「タダコ」と稱する蠶繭を出品したるものがあつた。此等の點より推測せば或は眞綿を以て蠶業の起源とすべきか。又中古時代の蠶業は調貢の爲すもので今日の如き營利的經營でないから其の産額推して知るべきであるし、寛文の頃より小縣郡に蠶種製造業起り其の出殻繭を以て眞綿を製し上田商人に依りて他地方に移出し又紬の原料にも供給したが明治三十年頃より各府縣に蠶業普及し至る迄眞綿の製造起り又一面には紡績業及玉繭屑繭、出殻繭等の如きは眞綿を製造するよりは却つて紡績若くは玉絲原料に仕向けらるゝ方有利となりて年々眞綿の産額減少するに至つた。

現今下伊那郡伊賀良村より産する殿岡眞綿と稱するは上伊那郡より漸次普及せられたもので明治二十五年頃より之を生産せるものである。

昭和六年の縣下の産額一萬六千五百十八貫、二十七万一千三百七十六圓で販路は遠く朝鮮、滿洲北海道、樺太に及び其他各府縣に出荷してゐる。(大槻)

第十二項 元結

飯田元結の創始は約二百七十年前寛文年間製紙技術の移入されたのを源とする、即ち寛文十二年堀美作守親昌野州烏山より封を飯田に移すや前封地に於ける製紙業の盛んであつたことを想ひ新領飯田の山水明澄で天然の利便多きを見製紙業を創始せば必ずや純良の品質のものを得んと其の先進地たる美濃國より教師として其の職工を聘し初めて製紙の業を興したのである。其の後寶永年間美濃國惠那郡淺谷村稻垣幸八なる者を聘し晒紙の製法を松尾村代田地方に傳へしめ同時に百尺竿頭一步を進めて之を原料として元結を製造せば利潤の大なるべきを察し元祿四年尾張なる成功を納めやがて文七元結の名聲のもとに全國の理髮界を獨占するに至り伊那谷の富を増進し偏在せる峡谷地も文化は寧ろ四隣を壓するの觀があつた。然るに明治六年の斷髮令は需要の大激減を來し、製造を休止するもの相踵ぎ明治十三年には僅に五十二戸を以て辛うじて飯田元結の名を存續するに止まるが如き憫なる状態に沈淪せる折柄更に明治二十年前後より起れる束髮の流行は都鄙



より元結職工を招致し茲に斯業を開始したのに果せる哉尾張産のものに比し一層良品を得るに至つた製造當初は多く尾張地方に移出したが櫻井文七なるものがあつて新販路の擴張を江戸にもとめ自家製造の元結を出荷せしに大

に普く前途益々危殆に瀕した。其の後一時需要を回復したが更に強敵、絲元結の出現に遇ひ同三十六年には製造額僅かに十三萬圓に低落した。之に於て元結業者は此の絲元結を驅逐すべく鋭意努力を傾注したが同四十年に至り原料には三極を使用し器械を以て抄造する所謂改良紙なるものを使用したのに其の強力の點に於ても絲元結に一步を譲らないのみならず、色澤飽くまで白く價格又低廉に製し得るに至り、販路期せずして擴まり且熟練せる多數の職工を使用し得るを以て昨日の枯涸は今日の翠を呼び絲元結に逆襲して餘喘からしめ其の産額も四十萬圓以上に達し昭和六年度に於ても三十萬圓を維持した。現在の經營組織は工賃副業にして製造業者に於て原料を購入し之を各従業者に一定の賃銀により請負的に各家庭に於て作業せしめてゐる。販路は東海、關西、關東、東北方面である

第十三項 胡 桃 (信濃胡桃)

(大槻)

小縣郡殿城村に自性院と云ふ寺あり、一名胡桃寺と稱して有名である。寛政八年(今より百四十年前)本堂建立に際し數本の胡桃を寺内に栽培したのに始まり、現在其一樹からでもよく一石餘を産する更に同地方は今より四十年前本縣より胡桃種子の交付を受けそれ以來朝鮮胡桃と稱してゐるが之は皮殻が割れ易く市場にも販賣せられ、信濃胡桃として歡迎されてゐる、尙同郡和村に於ては之が植栽をなす者が多く、同地産業組合では之が販賣を統制してゐる。又本縣に於ては宅地及空廢地利用方法として大正十四年度より引續き之が苗木の養成配付を爲し大に奨勵に努めてゐる。近年各府縣よりも該苗木の需要が激増し來つてゐるが更に都市に於ける右果實の消費も漸増しつゝあつて斯業の前途は頗る有望である。

而して之は主として宅地空廢地を利用して數本乃至數十本を植栽せられてゐるが又近年斯業の活況に乗じ胡桃園を作るものも現はるゝに至つたが其の種子は粒大きく色澤優美で皮殻も破碎し易い

ものであり又其味は菓子胡桃、手打胡桃、其他姫胡桃等に比し格段の優位を示し従つて價格も相當有利に販賣されつゝある。

主産地は小縣郡和村、滋野村、縣村、殿城村、北佐久郡三都和村等で二千石、四萬圓内外の産がある、和村産業組合は之が共同出荷を行ひ更に本縣購買販賣組合聯合會上田支所では之が販賣を統制して全国的に移出し又米國にも輸出さるゝものがある。(大槻)

第十四項 澤 庵 漬

松本市郊外、町村は蔬菜栽培を副業となし之を松本市内に供給してゐるが偶々本縣の氣候は冷涼で大根の熟期が早い處大阪、神戸方面は八月下旬から新漬大根を需要する習慣があるので茲に同地方漬物業者は著眼し大正十年頃から東筑摩郡洗馬村、宗賀村、笹賀村方面に工場を設置して八月下旬より十一月月上旬迄早漬澤庵を製造し關西方面へ移出して巨利を博した、之が縣外移出澤庵の創始である。之に刺戟を受け各所に之が製造が勃興したが就中島立村(東筑摩郡)は多數のタンクを築造し澤庵其の他の加工をなし縣内及名古屋方面へ出荷し好評あり、以來工場の設けらるゝもの二十八を數へ、現在の産額百九十六萬貫(八萬樽)約三十八萬圓に達し、名古屋、神戸、廣島方面の澤庵を壓迫する程で斯業は益々活況を呈してゐる。而して信州澤庵の特徴は原料は美濃早生で播種後六十日にして成育し漬物として他より早く市場に出廻ることが出来ること、更に其の質が硬軟適度にて頗る美味なるにある。(大槻)

第十五項 木通蔓細工

本縣の主産地たる野澤温泉の木通蔓細工は天保年間に初めて勃興したものである。其の頃は野澤温泉附近の山野溪谷は一面に木通蔓が蔓り、林木に絡み付きて雪害を一層多くし、或は開墾、耕作

の妨害となり村民の齊しく困却する處であつた。驅除絶滅の方法を講ずるのみにて之が利用には考へ及ばなかつたのである。天保二年頃池田善右衛門なる者が此の蔓を採り集め麻釜(野澤温泉の名所である湯湧口)の熱湯に浸し後之を引揚げて更に湊流に浸すこと數日間を経て水中から取出し其の外皮を剝ぎたるに圖らずも鮮麗なる蔓を得た、そこで試みに之を以て花形紋様の編物及び子供の玩弄籃などを作り店頭に吊して置いたところ湯客は之を珍しき温泉土産として非常な賣行を見た。農業及林業の妨害物であつた木通蔓が些



あ け び

の結果は非常に優雅な製品を出し得る様になつた、新しくして従來行はれてゐた紙漉業は漸次廢れ、此の木通蔓細工の製作に轉するもの日に多きを加へた。

少なりとも金錢に換らるゝ様になり村民は擧つて之が製作に従事するに至つた。従つてさしもの蔓類も漸次減少して多年の宿望も達し得た譯である。製作に用ひらるゝ木通蔓は品物に依つては之を小割して用ふるのであるが當時此の蔓を割るには總べて小刀を用ひた、而し小刀では其の結果が拙にして不便を感ずる事が多かつた。然るに同村の河野安信氏(通稱重次郎)は之を頗る遺憾とし苦心努力の結果、弘化二年終に現今使用する如き蔓割器の發明を完成した。其の

爾後年々歳々製造の額を増し細工にも幾分の進歩を加へ明治八年内國勸業博覽會に河野氏が褒状を得たことは更に技術の練磨修得を促進し需要も頗る増加したが當時は製造業者と問屋方面との連絡皆無で殊に長野の商人に利益を壟斷せられた有様であつた。而し村人は更に之を意とせず製品の改良に盡した結果明治二十年頃より各地の博覽會等に出品し名聲を穫得し又他府縣の招に應じ講師として出向く者も多くなつた。如斯隆盛に赴くに從つてこゝに生産販賣の共同化が提唱さるゝに至つた即ち明治二十三年久營社組合、二十七年池善組合、廿八年野澤特有物産製造組合等相踵いで設立され、一方には粗製濫造を防ぎ他方に於ては市場亂調に備へた。こゝに於て信用は頗る騰り販路も擴張され、更に三十一年には共盛社製造販賣組合設立せられ主として美術的製造品の獎勵に勉めたるを以て精巧なる製作品を生むに至り、終に三十三年には森市良右衛門、片桐武三兩氏の斡旋にて米國桑港へ清水商店を経て食品籠、花籃類を輸出するに至つた。之が外國輸出の始めで爾來東京横濱、神戸の各市より輸出品としての注文が殺到するの盛況を現出するに至つた。其後明治三十八年には小組合等は合同して無限責任野澤温泉木通蔓細工購買販賣組合を設立し各地方に調査員を派遣し市場の獲得に努むるなど大いに團体的の活動を始めた。然るに同四十一年には俄然外國輸出不振に陥り又大正三年には歐洲大戰の影響を蒙り同四年末に組合は遂に解散するの止むなきに至り、同地方に於ける斯業の發展も茲に一頓座したのである、然るに其後財界の漸次回復すると共に製品も漸く騰貴し再び以前の盛況を取戻したのである即現に従業者三百餘即全村の三分の二は木通蔓細工製造を營み産額二萬圓(昭和七年度)を擧げ依然本縣特産物の名を維持してゐることは森林副産物の利用上より又一面には山村の副業として大に喜ぶべきことである。

近年の産額は稍減少の傾向に在るが其の原因は製品の比較的高價なる點にある即生産費の低下と美術的にして且實用品たるの價值を失はない製品の産出が刻下の急務であり、野澤温泉木通蔓細工更生の方途であるといはねばならぬ。(大槻)

第十六項 杞柳及杜柳細工

明治三十三年頃時の下水内郡長紀浦次郎氏が同地方に於ける洪水の慘禍甚大なるを憂ひ杞柳苗を兵庫縣から移入し之を同郡常盤村民數十名に分配植栽せしめようとしたが之を受くる者がなく止むなく同村中原彦右衛門外二名の者に試作せしめたのが抑本縣杞柳栽培の嚆矢である。而して杞柳細工を始めたものに林金作(諏訪郡)なるものがある。同人は明治三十三年父に従ひ北海道に渡り開墾に従事の傍ら冬季に於ける農家の副業視察のため各地を旅行中小樽港で柳行季がロシアに輸出されることを聞き、その産地札幌、余市等を調査した處水害地に杞柳を植ゑ冬季屋内作業として種々の器物を作ることを知り自ら製造工場の一職工としてこの技術を修得した、後同三十七年諏訪郡に歸り先づ自費を投じて茨城縣北相馬郡取手町から苗木を購入して之を東筑摩郡、諏訪郡、上伊那郡の農家に配布し。自ら其の地方を巡回指導したが此の熱誠は未だ農家の反響を呼ぶに至らず遂に二ヶ年にして該事業は失敗に歸した、其後同三十九年たま／＼下水内郡常盤村に之を栽培する者あるを聞き勇躍して同村に赴き中原彦右衛門を訪問したところ彼が數年前に試作した杞柳は村民嘲笑の的となり今は之が植栽を廢止しやうとしてゐる時であつたのでこゝで彼は同地の人々と協力して銳意之が栽培に努力し同四十一年には同村民七十五名を以て千曲杞柳栽培組合を設立し其栽培面積も五町歩を超え、製作工場をも建設し、一面講習會を催し、徒弟をも養成して近村にその栽培法を斯業に關する技術とを傳へ茲に本縣杞柳事業の基礎を作つたのである。現在斯業中心地延徳村の今日あるは同村が右の常盤村から明治三十四年に苗木を移入し小沼部落に試植したのに創まる。其の成績

は數度の水害に際會しても何等の支障も無く繁茂生育した然るに當該品種の撰擇宜しからず又植栽數量の少かつた爲結局製品の販路に窮し斯業は一時頓挫したが何分にも同地は低濕地で豪雨毎に大害を蒙り地の作物の栽培は不可能なる處より從來數度の失敗にも拘らず郡並に村當局の努力により斯業の頹勢を挽回して之を有利に展開し同四十四年には杞柳共同試作獎勵會を、大正三年には延徳杞柳同業組合を設立し、更に大正拾四年には下高井郡を一團として信州杞柳製品組合を設置し其栽培面積百六十町歩に達し、製品は遠く支那南洋に輸出された。

現在に於ける斯業は稍々不振の状態にあるが栽培其他技術の向上と製品の刷新とを計り斯業昔日の繁盛を取り戻すべく各組合に於て多大なる努力を傾倒してゐる。主産地は下高井郡、下水内郡の千曲川沿岸地方で昭和七年の産額杞柳六萬八千九百七十四圓、同細工品五萬六千四百九十七圓である。

(大槻)

第四節 副業組合

副業は其の業務の性質上、各戸の生産數量少く、生産物の種類品質も雑多で之を販賣するに當り統制乃至協力なき時は商品價值頗る低く農家の副業として好適なる事業に於ても更に顧るものないようになるのである。副業組合は之等の缺陷を補ひ進みて生産販賣を統制し、以て農家の收入を増進せしむべき使命を有するもので本縣に於ても約八百の副業組合組織せられ、其の中縣の獎勵金交付を受けたるもの五百五組合に達する。(昭和七年末現在)今之等の縣獎勵組合を取扱品目別に分ち組合員數を示せば左の如くである。

副業組合種類	組合數	組合員數	備考
藥製製品	三九	六、六三二	葎、繩、吹、俵、蓑、疊、蓆、蠶網
竹製品	三三	一、二二五	籠、笊、行李、箕
凍豆腐	一八	四七三	
白木箸	七	一三五	
寒天	三	四八	
鯉天	四	一八六	
養鶏	三六	二、〇〇七	
藥用人蔘	一八	七三七	
杞柳製品	五	二〇九	果實籠、行李、バスケット、花籠
漆器	一三	八八	
脣繭整理	九	一、三一一	眞綿、座繰糸
農民美術	三二	八〇四	
和紙	一三	一、〇〇六	桑皮紙、楮紙、三椶紙
疊表	九	四八	
山葵	五	一、二七一	
蠶卵紙	一	一六	
蔬菜台紙	六	一、五〇〇	
傘	二	一一三	
干柿	六	一、三三六	生柿、干柿

副業共同施設獎勵。凍豆腐獎勵。養蜂獎勵。家兔獎勵。副業組合獎勵。副業講習獎勵。桑樹利用獎勵。養鱒獎勵。副業品販路擴張獎勵。苗木養成配付獎勵。流水養鯉池築造獎勵。工藝指導獎勵。果樹園藝畜產物等加工獎勵。(大槻)

農 會

第一節 長野縣農會

沿革

明治三十三年三月農會令に依り組織され、會長知事大山綱昌、副會長(常務職)田中救時であつたが田中副會長は不幸にして同四十年死亡せられたので當時の幹事福澤泰江が縣農會の事務を執掌した。而して其事務所は縣廳農商課の一隅に置いた、次で明治四十一年長野市に一府十縣聯合共進會が開かれたのを機會に共進會の建物を兼ねて獨立の事務所を長野市城山公園内に設け初めて専任職員を設くることゝなつた、さりながら此處は縣廳に遠く執務上不便尠からぬので大正二年四月縣會議事堂北側に之を移轉した、大正十一年四月農會法發布せられたから、同年五月新法に依り組織を改めたが會長は缺員で又副會長鳥羽久吾は病氣辭職したので昭和三年を三月三十日臨時總會を開會し會長及副會長を選擧した。而して從來會長には、官吏たる知事を推せる慣例を廢して本年は民間より選出した即會長に平野桑四郎、副會長に山本莊一郎が就任した。其の後職員を増員、事業の擴張等を行つた結果、事務所の狹溢を來し昭和七年三月市内南縣町産業會館(縣農會、信用組合聯

合會、購買組合聯合會、製絲業組合、蠶種業組合、町村長會等合同の下に建築)内に移轉し現在に至つたのであるが爾來時勢に伴つて、益々事業の擴張を行ふと共に經費の如きも逐年増加を來したので現在では其の狀況實に隔世の感がある。歴代の會長及副會長は左の通りである。

會 長

- | | |
|-------------------|---------------|
| 第一代 大山綱昌 (知事) | 第二代 千葉貞幹 (知事) |
| 第三代 依田銈次郎 (同) | 第四代 力石雄一郎 (同) |
| 第五代 赤星典太 (同) | 第六代 岡田忠彦 (同) |
| 第七代 本間利雄 (同) | 第八代 梅谷光貞 (同) |
| 第九代 平野桑四郎 (民間、現在) | |
- 副會長
- | | |
|----------------|----------|
| 第一代 田中救時 | 第二代 瀧澤漸 |
| 第三代 細川吉次郎 | 第四代 鳥羽久吾 |
| 第五代 山本莊一郎 (現在) | |

財 產

一、建 物

事務所 産業會館

占有室數

四室

同坪數

六五、二坪

倉庫 一棟二階建

七〇坪

一、基本金

五千七百六十八圓四十三錢

事業 一班

技術的方面

一、技術員設置

縣農會は専任技術員技師一名、技手三名を常置し下級農會の經營指導並に農家組合園藝等、普通農事一般の指導獎勵に努むるの外郡市村農會主催に係る講習、講話會に講師を派遣する。

二、表彰

明治四十二年以來毎年優良町村農會、農家組合並に農事功勞者を本會表彰規定に依り毎年十月中旬開催の縣下農家懇談會の席上に於て表彰す、昭和八年度迄に表彰した數は左の通りである。

農事功勞者	三十七名	優良農事小組合	三三五
優良町村農會	一七八	養蠶實行組合	七〇

三、郡市農會産業技術員設置獎勵

郡市農會専任技術員は四〇名で此の俸給及旅費の二分の一以内を獎勵金として交附する。

四、町村農會産業技術員設置獎勵

町村農會事業成績の振否は優良なる技術員の設置如何にあるを以つて極力之が設置獎勵をなす。昭和七年度縣下設置狀況並に縣農會より交附せる獎勵金は左の如くである。

一、設置町村農會數	三五〇町村
二、設置技術員數	四三五人
三、一般獎勵金	四五、二八〇圓
四、特別獎勵費	七、〇八二圓

五、團體更生活動助成費

一五、二〇〇圓

五、園藝獎勵

園藝獎勵の目的のため日本園藝會長野支會に獎勵金を交付して時宜に適したる施設をなさしむる。

六、農村更生經濟計畫樹立獎勵

本縣農家の農業組織は養蠶を中心とする者多く従つて其の農業經營組織を多角的に改め農家經營の改善指導を行ふを最も必要と認め郡市農會と協力し各町村農會に對し農村更新經濟計畫の樹立、農家經濟改善の獎勵に努めた、而して本年度に計畫を樹立し獎勵金を交附したるもの八十二町村に及んでゐる。

經濟的方面

一、農家經營經濟調查

一、農業經營改善獎勵

本事業は農林省の指定事業で次の一組合、個人經營四戸を指定し改善指導に關する適切なる設計を作り之に基いて經營を行ふと共に其の實績を詳細なる記帖により縣農會に於て集計し帝國農會に報告し且之を以つて一般の改善指導の資とする。

部分的共同經營	東筑摩郡片丘村	北熊井中部共同經營組合
中 經 營	下伊那郡上久堅村	鹽 澤 俊 士
同 經 營	南安曇郡梓 村	淺 治 長 推
小 經 營	北佐久郡志賀村	飯 森 益 太

同

小縣郡中鹽田村

水野

達

三八

一、農業經營審査會

昭和五年以來繼續し農業經營審査會を設け農林省指定農業經營調査農家の設計書の審議をなすと共に農業經營改善指導の基礎は農家簿記の普及にあるを以つて本審査會に於て系統農會の共同事業として簿記の普及を圖る爲農家簿記普及五ヶ年計畫を樹立する。

三、農家經濟調査

農家經濟の實情を調査し農業政策と農家經營改善の資に供する爲農林省の指定事業として大正十二年より繼續し、養蠶を主とする地方六戸養蠶稻作を主とする地方三戸計九戸を自作農、自小作農小作農、三戸宛として新に指定し旬報式の調査の方法によつて十日毎に經濟及勞働狀況を詳細に記帖報告せしめ縣農會に於て其の成績を集計して農林省に報告すると共に其の成績を發表して一般の參考資料とする。

二、米生産費調査

米生産費の調査をなし農業經營の改善及農業政策の資料に供する爲帝國農會の委囑により三十戸の農家に調査を囑託し十五日毎に記帖報告せしめ縣農會に於て之を集計し帝國農會に報告すると共に其の成績を發表して一般の參考に資する。

三、農家組合獎勵

大正六年以來引續農家組合の設立、指導をなし而して郡市農會が此の目的のために施設する經費に對し昭和七年度に於て獎勵金一千四百八十五圓を交附した。

農家組合數

八、一八一組合

農家組合員數

一七二、三六四戸

四、農業共同經營獎勵

前年度に引續き施設せるもので本年度指定期間中のもの三十二組合ある之等組合の諸設備費に對しては郡市農會をして助成せしむる爲に指定初年度のものに對し二百五十圓以後二ヶ年間百圓宛の獎勵金を交付し以つて其の目的達成に努力してゐる、尙本年度三十二組合の經營反別及組合員數左の如くである、

組合數	戸數	經營反別		稚蠶飼育掃立 蠶量
		共同經營	共同經營	
三	六六戸	五、二九二、七〇八	二七三、四〇四	五、五六六、一一一
				六、九九九

農政的方面

一、懇談會並に協議會

一、農家懇談會

縣下農業者の忌憚なき意見の發表協議、篤農家の實驗談及帝國農會、其他知名の士の農業上に關する講演會を大正六年以來毎秋縣下各郡を巡回開催し農業の改良發達を圖り尙懇談會席上に於て農事功勞者、優良町村農會、農家組合、養蠶實行組合の表彰を舉行する。

二、郡市農會長協議會

毎年度豫算議決直後郡市農會長協議會を開催し事業施設並に豫算編成の方針に付協議をなし尙農業の指定獎勵並に福利増進及農政問題等に付必要に應じ時々協議打合せをする。

三九

三、郡市農會技術員協議會

毎年度事業開始前に其年度に於ける事業實施方法に付郡市農會技術員會議を開催し指示打合せを爲すの外農産物價格の變動、天災に依る農産物被害等の對策に付時々打合會を開催する

四、郡市農會書記協議會

毎年度事業開始前に開催し主として當該年度に於ける事業執行上必要な庶務會計事務に關し打合せを爲し併せて郡市農會の事務能率増進に關し改善を要する事項に付協議をなす

販賣幹旋並に購買幹旋

一、専任技術員の設置

農産物販賣幹旋に關する技術員二名を設置し、内一名は帝國農會東京販賣幹旋所に駐在せしめ販路其他の諸調査並に出荷組合を訓練して、農産物の商品化と統制を行ひ、又帝國農會の販賣幹旋産業組合等と連絡を緊密にし、農産物並に農家に要する物品の販賣購買の幹旋並に是等に關する指導を行ふ

二、出荷組合の設置獎勵

一町村以上を區域とする出荷組合を主要生産地に獎勵金を交付して設立を獎勵し出荷の統一販路の擴張を圖り蔬菜、果實、鶏卵其他の生産物の出荷を實施せしむる、昭和七年度迄に設置せる出荷組合は郡市を區域とするもの十四組合、數ヶ町村を區域とするもの六組合、一町村を區域とするもの二十四組合を組織した

三、販賣幹旋所利用成績 (昭和七年度)

東京販賣幹旋所

五、〇三七件

三三六、九八一、七〇

横濱	同	六五八件	四五、〇二三、二九
大阪	同	四三三件	一〇七、四六四、八八
神戸	同	四六九件	四〇、五九三、八八
名古屋	同	二八一件	八、五六四、〇一
京都	同	一一〇件	一一、三二六、四二
札幌	同	六件	一、一〇五、七一
門司	同	—	—
廣島	縣農會	六八件	二八、八〇八、七三
小計		七、〇六二件	五八〇、七六八、六二
出荷組合出荷高		五〇八、〇九七、一二	
販賣幹旋所其他團體		三二二、〇〇九、〇九	
由其他團體		二五六、八一六、八二	
		一一、九四二、七一	
合計		七七六、八五六、六五四	
四、販賣幹旋所利用出荷種類と金額(主なるもの)			
雞卵		三二七、三六八、三二	
雞		一、四七九、六〇	
生雞		—	
柿		一八、六五〇、一三	

山松胡茄長率大小鸡生串枯葡玄大兔豚木
 葵茸瓜芋果豆卵柿柿柿米麥麥皮炭
 露 毛

二〇、六七九、〇〇
 二〇、一三四、三三三
 三、〇六九、八三三
 一、六八四、四三三
 二、〇三二、九九〇
 六二、八九二、〇〇八
 二、一一九、七五五
 二、七六四、六四四
 一六八、五八四、五五五
 二七、四七八、二一一
 八、三六八、四〇〇
 一三、〇四一、九一一
 一九、一四〇、〇〇〇
 九、三二二、六六六
 一、〇五八、四八八
 二七、四一二、五二二
 四、四一四、三三三
 一七、〇〇八、一三三
 五、七一四、八九九

甘牛澤小鯉セ 馬鈴 蕪薯 藍 五、出荷組合の出荷種類と金額
 豆毛 豆庵 莠炭 葵藍 茸腐皮 葡萄果

四九、六四〇、一〇〇
 四、四九一、四五五
 九、七七一、〇五五
 四二、一二二、九二二
 一八、二一九、三七七
 四、五八一、三三三
 七、三七九、五六六
 七、五〇二、八一一
 四、二二五、八五五
 四九、九二二、四八八
 六、三七〇、二五五
 一、四四七、一七七
 二、二八一、三三八
 二、一五七、三三〇
 二一、〇六一、九六六
 一七、六九四、〇二二
 二、〇七一、八二二
 三、二五三、六九九
 二、一五七、三三〇

茶	種	一、一〇三、三八
澤	庵	二〇、七七三、四〇
蓑		二、五五〇、〇〇
藁		三、〇七二、七五
加工品		二、五〇〇、〇〇
櫻	桃	一、六〇〇、〇〇

六、豚納入斡旋

農林省獸疫調査所に豚の納入斡旋を行ふ其の數量及金額左の如くである。

出荷頭數	一、〇三五頭
右金額	二一、五四一、二二

七、政府拂下米共同購入斡旋

農家自家用として政府の特別拂下米の共同購入斡旋をなす、其の取扱高左の如くである。

取扱數量	一五一、七六三俵
此金額	九五三、七三三、八六

八、大都市消費宣傳會及即賣會

帝國農會販賣斡旋所にて主催せられたる諸會合に對し農村に於ける加工品及兎肉等を出品し販路の擴張並に消費の宣傳に努む販賣金額二千圓

九、農産物即賣會

長野市内消費者の聲に依り年末年始に必要な蔬菜を主としたる即賣會を年々十二月二十三、二

十四の兩日に開催する昭和七年度の賣上金額五百圓である。

教育的方面

一、農村中堅青年講習會

農村にあつて農業に熱心なる青年を指導誘掖し、農家諸団体の中心として活動せしむる爲各郡一ヶ所(市は所在の郡と聯合)六日間宛町村農會長の推薦せる優秀なる農村中堅青年を集めて次の科目を講習する、而して期間中宿泊を同じうする郡が多い。

1、講習科目

- 農政時事問題
 - 農産物配給統制
 - 農家団体經營
 - 農業經營更新
- 講師 本會職員

地方農業の趨勢講師郡市農會職員以上の外課外講義を加ふ。

- 2、講習生 三日以上出席せるもの 八九一名
- 3、講習終了生は各郡共団体を組織し農會と連絡農村經濟更生に努力しつゝある。

二、農業經營改善講習會

青年農家をして農家簿記の記帖、農業經營設計書の作製等に關する知識を修得し農家經營の合理化を圖らしむる爲左の計畫により講習會を開催する。

- 1、講習生は市町村農會の經營改善指導農家とする
- 2、講習科目 農家簿記の記帖、農業計算、農家經營設計書作製

3、講習期日 十二月中に二日間宛農家簿記の記帖、農家經營、設計書作製の講習を行ふ。

4、講習終了者 七〇六名

經費 本會經費は、本縣特種産業である養蠶業の豊凶に依つて、其の影響する處尠しとしない、従つて經費の數的減少は免れないが事業内容は近年著しく充實しつゝある。即豫算總額に於て昭和八年度は十五萬一千六百六十七圓で同四年度のそれに比すれば一萬九千四百十九圓の減少であつて、又同七年度豫算總額は十二萬三千七百八十三圓であつて同四年度のそれに比すれば四萬七千三百三圓の減少を見て居るが、之は從來本會事業であつた養蠶組合及桑原苗圃獎勵事業が昭和七年度より法人組織の養蠶業組合の創立と共に縣移管となり、其れがため、之に關する補助金及支出の減少せるのに因るのである。因に昭和八年度豫算總額の内容を記せば先づ支出の部では事業費が十三萬五千八十六圓事務費九千四十圓、會議費一千四百七十圓、會費及負担金四千八百七十一圓基本財産積立金二百圓、雜支出四百圓、豫備費六百圓である。又收入の部では補助金十一萬九千八百八十七圓が最も多く、次で會費二萬四千圓、雜收入三千九百八十圓、繰越金四千五百圓等である。次に最近數ヶ年の經費豫算額及決算額を掲げて参考に供する。

年度	會費	補助金	雜收入	繰越金	合計
昭和四年	二七,〇〇〇	一七,七六六	三,三三〇	三,〇〇〇	一九,〇八六

年度	會費	補助金	雜收入	繰越金	合計
昭和五年	二七,〇〇〇	一四,八六〇	三,三三〇	三,〇〇〇	一九,一八〇
昭和六年	二四,〇〇〇	一三,七三三	五,一七七	四,〇〇〇	一九,〇三三
昭和七年	二四,〇〇〇	九,九三三	三,八五〇	三,〇〇〇	一九,七八三
昭和八年	二四,〇〇〇	一九,一八七	三,九八〇	四,五〇〇	一九,六六七

年度	一、支出				合計
	事務所費	會議費	事業費	産業會館建設費	
昭和四年	九,〇六八	一,五四九	一五,七四九	一,四四〇	一九,〇〇六
昭和五年	九,〇〇八	一,七七〇	一六,一三三	一,四四〇	一九,一八〇
昭和六年	九,〇〇八	一,四七〇	一五,八三〇	一,七一〇	一九,〇三三
昭和七年	八,二〇〇	一,四七〇	一〇,二〇九	一,二二〇	一九,一〇〇
昭和八年	九,〇四〇	一,四七〇	一三,〇六六	一,二七一	一九,六六七

年度	一、收入				合計
	會費	補助金	雜收入	繰越金	
昭和四年	二七,〇〇〇	一八,三五四	四,三九七	六,一三三	一九,〇八六
昭和五年	二七,〇〇〇	一三,七〇八	四,五〇一	八,〇八三	一九,〇三三
昭和六年	二四,〇〇〇	一三,一七一	四,七〇五	八,一五九	一九,七八三
昭和七年	二四,〇〇〇	八,五〇五	三,三三〇	四,〇〇〇	一九,六六七

二、支出

年度	事務所費	會議費	事業費	産業會館建設費	負擔	基本財産積立金	雜支出	合計
昭和四年	八、〇八五	五三三	三三、九六一	一、八二〇	三、四五二	一〇〇	八六一	一四、七〇一
昭和五年	八、八五四	三八八	一四、一六二	一、四九〇	四、〇〇五	一〇〇	一、〇五三	一五、九一三
昭和六年	八、〇六四	六七三	一四、〇四三	一、七一〇	三、四八〇	一〇〇	四一〇	一五、四九一
昭和七年	七、三〇九	四八八	一〇、一七三	一、二八〇	三、四三八	一〇〇	四七三	二四、三九三

(縣農會)

第二節 郡市農會

沿革及現況 各郡市農會の多くは明治二十七年四月大日本農會第十三回の大會に於て系統農會設置を奨励すべき議決をなしたるを起源とし同年及翌二十八年頃に各郡に郡農會の設置を見たのである。當時の農會は活動資源たる經費豫算が貧弱で又一般農業者の自覺もなく單なる系統的機關で専ら農業技術の改良に努めたのであつた。

然るに明治三十二年第十三回帝國議會に於て農會法案が貴衆兩院の協賛を経同年六月法律第三百三號として公布せられ同三十三年三月には勅令第三十號を以つて農會令公布せらるゝに至り愈々縣、郡市、町村農會に至る迄之を法人團體として認めらるゝこととなつたのである。越えて三十八年十月農會令、四十三年三月農會法の改正となり更に時代の推移と共に従來の農會法の不備が叫ばれ大正十一年四月現行農會法が公布せられ各郡市農會が一齊に會則の變更を爲し其の面目を一新して力強き團體となり事業の範圍も擴大し従つて經費亦一躍急激の増加を來した而して縣農會と町村農會

との間に在つて官民の連鎖となりて縣及上級農會の奨励事項を直接又は町村農會を通じ農業者に普及徹底せしむるに努め又農業者の意見を代表して之を官廳に建議し或は之を社會に發表する等農業者全体の福利増進に努めつゝある、今昭和八年度の經費豫算總額を見ると別表の通り二十九萬三千九十二圓で一郡市農會平均一萬五千四百二十六圓になるのであつて郡内に於ける農業上の諸般の施設の多くは郡農會の事業として行はれ實に郡農會は一郡産業指導奨励の中樞機關となつて居る左に参考の爲郡市農會一覽表及昭和八年度經費豫算並昭和六年度經費決算を掲げやう

郡市農會一覽表

昭和八年三月一日現在

郡市農會名	事務所	會員數	役員			職員		
			會長	副會長	評議員	特別議員	幹事	技師 技手 書記
南佐久	南佐久郡白田町	三三	一	一	七	三	一	一
北佐久	北佐久郡岩村田町	二六	一	一	七	二	一	一
小縣	上田	三三	一	一	七	三〇	二	二
諏訪	諏訪郡上諏訪町	三三	一	一	七	二四	一	一
上伊那	上伊那郡伊那町	三六	一	一	五	二六	一	一
下伊那	下伊那郡飯田町	三六	一	一	五	三六	一	一
西筑摩	西筑摩郡福島町	二六	一	一	五	一六	一	一
東筑摩	松本	三六	一	一	七	三一	一	一
南安曇	南安曇郡豊科町	二五	一	一	五	一四	一	一
北安曇	北安曇郡大町	二七	一	一	五	一四	一	一

更級郡篠ノ井町	二七	一	一	一	一	二〇	一	二	一
壇科郡屋代町	一七	一	一	一	一	一七	一	一	一
上高井郡須坂町	一五	一	一	一	一	一五	一	一	一
下高井郡中野町	三〇	一	一	一	一	一七	一	一	一
上水内郡長野市	元	一	一	一	一	三五	一	一	一
下水内郡飯山町	一〇	一	一	一	一	九	一	一	一
長野市	一〇	一	一	一	一	三五	一	一	一
下高井郡中野町	三〇	一	一	一	一	一七	一	一	一
上高井郡須坂町	一五	一	一	一	一	一五	一	一	一
壇科郡屋代町	一七	一	一	一	一	一七	一	一	一
更級郡篠ノ井町	二七	一	一	一	一	二〇	一	一	一
計	三八四	一九	一九	一九	一九	三四三	三	二	四六

昭和八年度郡市農會豫算

東筑摩	六,五三三	一,一四八	五四	一七	一〇	一八,八五〇
南安曇	四,七五〇	六,七七七	一八〇	一六七	二八	一三,三三三
北安曇	三,三四五	六,二四八	七五〇	一三三	三三	一〇,五〇〇
更級郡	八,五二八	八,三三七	一八八	一九九	五〇	一七,三七三
壇科郡	四,八八二	五,七七三	一	三三	一〇一	一〇,一七九
上高井	六,三〇〇	五,四一〇	三六〇	一四九	二,七〇〇	一四,九一九
下高井	一一〇〇	四,一六三	一六八	六八	二〇〇	一五,六七八
上水内	七,七七七	九,三三三	一,四三〇	一,〇五九	八八一	二〇,三六九
下水内	五,五〇〇	三,四九三	一	九八三	一,〇四〇	一〇,〇一六
計	二九,〇四三	二九,九三三	一,一四一	一,一四一	一,五三四	二九,〇一九
支	一,二七〇	一,三四五	四,八九六	一一,一四一	一五,三四四	二九,〇一九
出	七,五三三	九,六六一	五四三	一,六四三	一,〇〇六	二〇,四四三
計	一,二七〇	一,三四五	四,八九六	一一,一四一	一五,三四四	二九,〇一九

東筑摩	六,五三三	一,一四八	五四	一七	一〇	一八,八五〇
南安曇	四,七五〇	六,七七七	一八〇	一六七	二八	一三,三三三
北安曇	三,三四五	六,二四八	七五〇	一三三	三三	一〇,五〇〇
更級郡	八,五二八	八,三三七	一八八	一九九	五〇	一七,三七三
壇科郡	四,八八二	五,七七三	一	三三	一〇一	一〇,一七九
上高井	六,三〇〇	五,四一〇	三六〇	一四九	二,七〇〇	一四,九一九
下高井	一一〇〇	四,一六三	一六八	六八	二〇〇	一五,六七八
上水内	七,七七七	九,三三三	一,四三〇	一,〇五九	八八一	二〇,三六九
下水内	五,五〇〇	三,四九三	一	九八三	一,〇四〇	一〇,〇一六
計	二九,〇四三	二九,九三三	一,一四一	一,一四一	一,五三四	二九,〇一九
支	一,二七〇	一,三四五	四,八九六	一一,一四一	一五,三四四	二九,〇一九
出	七,五三三	九,六六一	五四三	一,六四三	一,〇〇六	二〇,四四三
計	一,二七〇	一,三四五	四,八九六	一一,一四一	一五,三四四	二九,〇一九

東筑摩	六,五三三	一,一四八	五四	一七	一〇	一八,八五〇
南安曇	四,七五〇	六,七七七	一八〇	一六七	二八	一三,三三三
北安曇	三,三四五	六,二四八	七五〇	一三三	三三	一〇,五〇〇
更級郡	八,五二八	八,三三七	一八八	一九九	五〇	一七,三七三
壇科郡	四,八八二	五,七七三	一	三三	一〇一	一〇,一七九
上高井	六,三〇〇	五,四一〇	三六〇	一四九	二,七〇〇	一四,九一九
下高井	一一〇〇	四,一六三	一六八	六八	二〇〇	一五,六七八
上水内	七,七七七	九,三三三	一,四三〇	一,〇五九	八八一	二〇,三六九
下水内	五,五〇〇	三,四九三	一	九八三	一,〇四〇	一〇,〇一六
計	二九,〇四三	二九,九三三	一,一四一	一,一四一	一,五三四	二九,〇一九
支	一,二七〇	一,三四五	四,八九六	一一,一四一	一五,三四四	二九,〇一九
出	七,五三三	九,六六一	五四三	一,六四三	一,〇〇六	二〇,四四三
計	一,二七〇	一,三四五	四,八九六	一一,一四一	一五,三四四	二九,〇一九

昭和六年度郡市農會決算集計表

郡市名	會費	補助金	寄附金	雜收入	繰越金	計
諏訪	一、一三三	三三二	一〇、五二二	一、六三三	三三三	一四、〇〇五
上伊那	八六九	二九一	二〇、〇九八	二、三六六	三四五	二四、〇〇〇
下伊那	二、五七五	四七六	三、七九九	三、七三三	二〇七	三三、九三〇
西筑摩	一、四四六	二八四	八、五九三	九五六	—	一三、八八〇
東筑摩	一、三二五	二三五	一四、三〇一	二、六六六	一六六	一八、八五〇
南安曇	一、六八〇	一三三	九、五二五	一、七四四	三〇	一三、三三三
北安曇	九八七	二〇五	八、〇二八	一、一三三	六一	一〇、五〇〇
更級	一、二六五	二四〇	一、六一九	一、九〇七	二一	二、一六〇
上高井	一、七五一	一七四	八、〇九六	八九三	二二六	一、一七九
下高井	二、五六四	三七三	九、七六九	一、四二三	六〇〇	一四、九一九
上水内	一、一三三	四四五	一、四六三	一、三八六	六二	一、九〇九
下水内	三、三九六	五五四	一三、三三九	一、七五四	四七五	二〇、三六九
計	二八、三六〇	四、四七九	二一、一九〇	二七、〇六一	三、三三一	二七、五八四
長野	三、三七〇	二二三	五、七二五	五九一	五〇〇	九、七七一
松本	七四八	一九	三、五八五	二二五	四三九	五、〇九四
上田	一、〇三三	一四八	三、六六九	三九九	一八五	五、五八〇
計	四、三二二	三八九	一二、九九九	一、一九五	一、三三四	二〇、四四五
總計	三三、五一一	四、八六八	二二、〇八九	三六、二五六	四、四五五	二九、〇三九

收入

郡市名	會費	補助金	寄附金	雜收入	繰越金	計
南佐久	六、〇七六	六、六三五	三三〇	三〇〇	六九九	一三、九六〇
北佐久	七、七七〇	七、九一九	—	二、六三四	二、〇七三	二〇、三八五
小縣	六、九七〇	七、三〇七	六〇三	五、七五七	四四三	二一、〇七九
諏訪	四、九四三	六、七七七	一九九	八二〇	一、六五三	一四、四二四
上伊那	一、一九〇	一一、一五八	四三八	八〇三	三三九	三三、九一八
下伊那	一、五七二	一六、二六七	一、二九三	三〇七	六、二五三	三九、一九〇
西筑摩	六、四三〇	四、六一三	三四五	一、〇八七	五二二	一二、九七七
東筑摩	五、〇〇〇	一〇、三三七	二二九	—	二八四	一五、八八〇
南安曇	三、七五〇	六、一五五	六五三	三、九二八	一、八〇六	一六、二九三
北安曇	二、〇〇三	三、九〇五	一、〇三六	一、二二五	三三三	七、四五二
更級	四、七九二	六、三三八	二八九	二、四六四	六	一三、八七九
上高井	四、三七八	四、五八九	—	八三六	—	九、八〇三
下高井	六、七六六	三、七三六	六六七	二〇四	三、一六	一四、四八九
上水内	一、〇七八	五、六三四	二〇八	二八五	八四〇	一八、〇四五
下水内	五、五三九	六、一六三	一、五五八	二二六	一、三三三	一四、七〇九
長野	四、九〇八	三、八六四	三〇	一、四〇四	三、〇六七	一三、三六三
松本	四、六七九	五、四八一	三〇五	九四一	三六	一三、四四三
計	一、八八〇	一、八六〇	五七一	八二八	六	六、一三五

郡市名	事務費	會議費	事業費	諸公課	雑支出	補助金	計	繰越金
上田	1,771	3,491	5	1,93	593	6,054	11,843	2,054
南佐久	1,850	1,77	10,881	1,345	2,44	14,527	567	
北佐久	1,914	1,67	13,531	1,698	53	17,363	3,033	
小縣	3,911	331	10,101	2,407	4,033	30,753	336	
諏訪	1,166	1,49	9,890	1,600	4,53	13,256	1,166	
上伊那	1,183	331	19,780	2,282	439	23,905	13	
下伊那	2,053	553	25,156	3,743	256	31,761	7,429	
西筑摩	1,636	255	9,006	1,067	1	11,964	1,033	
東筑摩	1,086	201	11,833	2,499	65	15,611	2,453	
南安曇	1,688	90	10,970	1,610	254	14,611	1,680	
北安曇	1,490	130	4,733	988	49	7,450	1	
更級	1,302	160	8,604	2,002	715	12,790	1,089	
埴科	1,831	91	6,778	888	203	9,781	33	
上高井	2,263	336	7,347	1,364	717	11,997	2,563	
下高井	1,263	397	14,540	1,461	61	17,733	333	
上水内	2,571	439	8,933	1,687	247	13,867	843	
下水内	2,011	140	8,096	731	211	11,101	2,011	
計	33,946	4,033	194,498	36,843	8,833	30,393	24,133	

事業の一斑

郡農會は縣並上級産業團體と町村農會や一般當業者との連鎖となり又縣並上級産業團體の別動隊として農業の進歩發達に貢献を爲して居る今各郡市農會の主なる事業を擧げると大体次の様になる。

- 一、農業の經營改善及技術の改善を圖り農業全般に亘る指導獎勵をなさしめ農民の福利増進に努むる爲一郡市農會に二名乃至四名の専任技術員を設置する
- 二、生産物の増殖獎勵並改良發達を圖る目的を以つて米、麥、稻苗代、蠶繭、蔬菜、果實、稻多收穫、小麥增收、堆肥、桑苗等の品評會を開催する
- 三、農業經營果樹、蔬菜、農産加工其他副業に關する講習講話會を開催する
- 四、農産物の病虫害驅除豫防を助成せんが爲驅除豫防藥の共同撒布を獎勵し又藥劑の無償配布をなし尙町村農會の驅除豫防經費の一部を補給し驅除豫防の徹底を期す
- 五、農産物及副業品の販賣斡旋夏期青果市場の開設及農家必需品たる種子、肥料、農具等の共同購入斡旋を爲す
- 六、米、麥大小豆、蔬菜、果樹、藥草等の試作地を設け試験研究を爲す
- 七、米、麥、大小豆、蔬菜の優良品種普及獎勵の爲採種圃を設置する
- 八、金肥の合理的施用を圖る爲原肥を購入し之を配合し町村農會に配布する

九、堆肥、緑肥の増製を奨励する

一〇、農家組合の發達を圖る爲町村農會に於て經費を支出したる場合其の成績を考査し奨励金を交付する

一一、町村農會技術員の設置奨励をなし且奨励金を交付する

一二、農業の共同經營組合の設置を奨励し組合の事業計畫並事業實施の指導を爲す

一三、町村農會に於て農村經濟更生計畫を樹立し之を實施せる場合其の事業成績を考査し奨励金を交付する

一四、一町村農會一戸乃至二戸の優良農家を選定し農家經營の更生計畫樹立實施を爲さしむ

一五、經濟改善計畫を樹立實施する農家組合の事業指導を爲す

一六、米、麥生産費を調査する爲に二戸乃至數戸の優良農家に依託し調査を爲さしむ

一七、農家の有畜農業經營の利便を計る爲優良種畜(豚、鶏、兎)を購入し置き生産幼畜を配布する

一八、農業經營改善の先驅たる農家組合の指導者となるべき中堅青年養成の講習會を開催する

一九、農會役員合同の大會を開催し農業上の諸問題に付研究協議を爲す

二〇、氣候の變化に依る農作物栽培上の注意及奨励事業の普及徹底を圖る爲其の時々印刷物を配布する

二一、農村振興に關する講演會活動寫眞の映寫等に依り農村振興の宣傳に努む (倉石)

第三節 町村農會

沿革

本縣に於ける町村農會は明治二十三年頃、時の農商務大臣井上伯並に前田次官の農會設立を唱導せる頃より各村に之が設立の議起り郡農會と同じく同二十七年、八年頃に至つて多く設立を見、同三十三年農會令の公布に依り、遂に縣下三百九十四ヶ町村全体に亘つて系統農會が出来上り、更に大正十一年現行農會法の發布に依り初めて任意團體であつた町村農會が其の組織を改め、現在の如き公法人となり町村勸業の最高機關となつたのである、然し現行法以前の農會は其の經費は町村の補助金を唯一の財源としたもので、事業の範圍も極めて狭少で頗る消極的であつたのであるが、現在の農會は農業者の自治的機關として内容も相當に充實したものが増加し従つて經費も事業の擴大により著しく増加し、又財政の如き從來の他力主義を改め農會員の自身の負擔金に依り之を主なる財源として經營するに至り今や地方に於ける産業啓發の主要機關とし活躍して居るのである。

事 費

町村農會の事業は多種多様であるが今主なるものを示せば左の通りである、

一、農蠶業の改良發達を指導する目的を以て専任技術員を設置する

二、農蠶業改良發達上の實行機關たる農家組合の自治的活動を指導奨励し尙之に對し助成金を交付する

三、米穀の改良を圖る爲米穀改良組合の設立を奨励し縣の検査制度と相呼應し品種表裝の改良に努め尙之に對し奨励金を交付する

四、米麥、蔬菜等の優良品種の普及統一を圖る爲農家組合に採種圃の設置を奨励し補助金を交付する

五、米、麥、稻苗代、繭、堆肥、各種副業生産品の改良を圖る爲品評會を開催する

- 六、農業經營改善並農政問題等に付専門家、篤農家を招聘し講演會を開催する
- 七、農家經濟の改善を目標に堆肥の製造、屑藪整理、及農産物の加工等の講習會を自ら開催する
- 八、野鼠の一齊驅除を施行し被害の軽減を圖る
- 九、稲苗代、稻熱病、果樹、蔬菜等に對する病蟲害驅除豫防藥品の共同購入、斡旋、並驅除豫防方法の指導を爲す

- 一〇、養鶏、養豚、養兔、養蜂の奨励、並飼養管理方法の指導を爲す
- 一一、農産物たる米、麥、繭、蔬菜等の販賣斡旋を爲す
- 一二、都會地又は都會に近接せる地方の農會に於ては夏季青果市場を開設す
- 一三、農産物の規格統一を目標に農産種子、其ノ他農家必需品共同購入の斡旋を爲す
- 一四、農會の指針並農家の經營改善に付協議研究をなしたる事項を發表する
- 一五、消費經濟を目的とする主婦懇談會を開催する
- 一六、縣の奨励に順應し小麦増殖の奨励を爲す
- 一七、農業者の需に應じ土壤、肥料及飼料の調査を行ひ夫々適當なる指導を爲す
- 一八、農家組合に指導桑園を設置せしめ指導する
- 一九、帝國農會時報、縣農會報を農家組合に配布す
- 二〇、優良農家組合農事功勞者等模範たるべき者を表彰する
- 二一、測候所と連絡を採り農繁期間天氣豫報を掲揚し當業者の便を圖る
- 二二、季節的に農作物栽培上に付注意すべき事項を印刷に付し配付する
- 二三、農家に適切なる經濟更生計畫を樹立せしめ之れが指導を爲す

二四、農業先進地の視察をなし農業の改良發達に資する

經費 經費の點に就て之を見ると從來は逐年増加の傾向があつたが最近一般經濟界の不振並に之れに伴ふ農村の不況は農會經費の上にも反映し昭和二年度より逐次緊縮の一途を辿り現在に至りたるも同八年度に於ては前年度に比し總額 一六、三六〇圓の増額を見た、之れ不況時に於ける農會活動の必要を如實に物語るものである。今八年度の豫算に付て見ると別表の通り總額六三六、三三二圓で一農會平均が一、八七一圓に當り其の中事業費は合計四六二、三三三圓となり支出總額の七割一分を占め一農會平均が一、三六〇圓である。農會毎に八年度豫算の數字を見ると最も多額なのは上伊那郡赤穂村農會六、一七七圓、次で下伊那郡伊賀良村農會五、〇六二圓、同郡上郷村農會四、五九四圓、最も小額なるは上高井郡山田村農會四三二圓といふものがある、尤も同村農會には専任技術員の設置がないからである。

昭和八年度町村農會豫算郡別集計表

郡名	會費	補助金	其ノ他	計
南 佐 久	三〇、五九四	三〇、九六九	八、七三〇	五〇、三三三
北 佐 久	一九、八七四	一九、七四三	八、三三九	四七、九五六
小 縣	二〇、五九〇	一五、六六七	一一、六三八	四七、九一五
諏 訪	一七、〇一五	一、五〇八	三、一〇五	四一、八二八
上 伊 那	二五、三三〇	二八、三三七	一九、一四九	七二、八一六
下 伊 那	三三、八六七	三二、〇四三	三、七三〇	一〇〇、三三六

郡名	事務費	會議費	技術員俸給	旅費	事業費	負擔	其他	計
西筑摩	二,三三三	四二一	一一,〇九〇	二,三六一	七,三二七	六,〇六五	八三一	二八,八五二
下伊那	八,一九三	一,五五四	四三,八二一	三,三八一	二四,一三七	一六,一二一	五,一二六	一〇〇,三二二
上伊那	六,一五九	九七九	三五,三三九	三,二七七	二,四八七	一三,一九〇	四,四〇五	七三,八五六
諏訪	三,三七七	九三〇	一四,二九七	八三八	一四,二二七	五,一七四	三,九八五	四一,八八八
小佐久	四,五三七	九七三	一八,九三六	一,三八九	一一,八五九	七,八六一	二,三七一	四七,九一五
北佐久	三,九七四	七三二	一八,九〇〇	一,三三九	一三,三〇一	七,九六七	一,六三三	四七,七六六
南佐久	四,三三八	七六七	一七,九九六	八一九	一五,〇三六	七,九四四	三,四八三	五〇,三三三
東筑摩	二,六二一	五九八	一四,一一〇	一,一〇一	一一,九三二	四,五八七	三,〇三三	三六,九五三
南安曇	一,〇五五	四三七	八,五六六	二六三	四,三三三	三,五四六	六〇一	一八,二四〇
北安曇	四,〇一五	八三三	一三,六四一	七五五	一四,一五〇	六,六四八	三,三三三	四三,三八一
更級	二,〇五七	三三五	一三,六四一	三三〇	四,一八八	四,九〇五	一,九五〇	二五,一九九
埴科	二,一六四	四〇一	七,一四〇	三一九	八,五六四	六,二六一	一,〇八四	二五,九三三
上井	二,七〇六	五九〇	一〇,七六六	三九五	九,一三四	九,七三三	三,九三九	三六,一五三
下井	三,二六六	七六八	一三,八三三	七五七	一一,〇〇一	五,六三二	二,一一八	三七,三三七
上水内	一,四三一	三〇五	五,〇一八	三一〇	四,五三八	四,八六九	一,二六九	一七,七五〇
下水内	一,四三一	三〇五	五,〇一八	三一〇	四,五三八	四,八六九	一,二六九	一七,七五〇
計	七〇,三六七	二一,八九九	二五六,六三三	一五,三七四	一九〇,三四六	二四,八三四	三九,七七〇	六三六,三三三

昭和六年度町村農會郡別決算集計表

郡名	會費	補助金	寄附金	雑収入	繰越金	計
東筑摩	四,九三五	一,二〇六	三三,八九四	一五,一七二	六,二九三	三,六五〇
南安曇	二,六二一	五九八	一四,一一〇	一一,九三二	四,五八七	三,〇三三
北安曇	一,〇五五	四三七	八,五六六	四,三三三	三,五四六	六〇一
更級	二,〇五七	三三五	一三,六四一	一四,一五〇	六,六四八	三,三三三
埴科	二,一六四	四〇一	七,一四〇	四,一八八	四,九〇五	一,九五〇
上井	二,七〇六	五九〇	一〇,七六六	九,一三四	六,二六一	一,〇八四
下井	三,二六六	七六八	一三,八三三	一一,〇〇一	九,七三三	三,九三九
上水内	一,四三一	三〇五	五,〇一八	四,五三八	四,八六九	一,二六九
下水内	一,四三一	三〇五	五,〇一八	四,五三八	四,八六九	一,二六九
計	七〇,三六七	二一,八九九	二五六,六三三	一五,三七四	二四,八三四	三九,七七〇
東筑摩	四,九三五	一,二〇六	三三,八九四	一五,一七二	六,二九三	三,六五〇
南安曇	二,六二一	五九八	一四,一一〇	一一,九三二	四,五八七	三,〇三三
北安曇	一,〇五五	四三七	八,五六六	四,三三三	三,五四六	六〇一
更級	二,〇五七	三三五	一三,六四一	一四,一五〇	六,六四八	三,三三三
埴科	二,一六四	四〇一	七,一四〇	四,一八八	四,九〇五	一,九五〇
上井	二,七〇六	五九〇	一〇,七六六	九,一三四	六,二六一	一,〇八四
下井	三,二六六	七六八	一三,八三三	一一,〇〇一	九,七三三	三,九三九
上水内	一,四三一	三〇五	五,〇一八	四,五三八	四,八六九	一,二六九
下水内	一,四三一	三〇五	五,〇一八	四,五三八	四,八六九	一,二六九
計	七〇,三六七	二一,八九九	二五六,六三三	一五,三七四	二四,八三四	三九,七七〇

郡名	會費	補助金	寄附金	雑収入	繰越金	計
西筑摩	三,四〇八	一三,三八三	一,四〇四	六二五	二,一四九	一九,九五九
下伊那	三六,四八一	一五,一四〇	一〇,五五九	五,三二五	一〇,二二二	六七,七〇八
上伊那	二〇,〇三三	三三,五三一	五,九三一	四,一〇〇	六,〇五四	五八,六四一
諏訪	一三,四三八	一〇,三四一	三,七三四	三,三〇八	八,五七七	三七,三八八
小佐久	一三,七六六	六,九八四	二,一七〇	一,九二五	七,〇三三	三一,八〇七
北佐久	九,七〇一	一三,三七五	二,〇一三	一,五〇八	三,四八三	二六,九七九
南佐久	一一,一六一	一三,三九五	三,四六八	三,一九七	三,七四〇	三三,八七一
東筑摩	四,九三五	一,二〇六	三三,八九四	一五,一七二	六,二九三	三,六五〇
南安曇	二,六二一	五九八	一四,一一〇	一一,九三二	四,五八七	三,〇三三
北安曇	一,〇五五	四三七	八,五六六	四,三三三	三,五四六	六〇一
更級	二,〇五七	三三五	一三,六四一	一四,一五〇	六,六四八	三,三三三
埴科	二,一六四	四〇一	七,一四〇	四,一八八	四,九〇五	一,九五〇
上井	二,七〇六	五九〇	一〇,七六六	九,一三四	六,二六一	一,〇八四
下井	三,二六六	七六八	一三,八三三	一一,〇〇一	九,七三三	三,九三九
上水内	一,四三一	三〇五	五,〇一八	四,五三八	四,八六九	一,二六九
下水内	一,四三一	三〇五	五,〇一八	四,五三八	四,八六九	一,二六九
計	七〇,三六七	二一,八九九	二五六,六三三	一五,三七四	二四,八三四	三九,七七〇

郡名	事務費	會議費	事業費	會費	雜支出	計	翌年度繰越金
東筑摩	11,553	8,475	4,137	3,935	4,430	32,520	32,520
南安曇	7,743	9,551	2,841	2,966	3,899	27,000	27,000
北安曇	1,461	2,853	1,579	453	556	6,903	6,903
更級	14,046	8,840	1,311	1,678	5,031	30,896	30,896
埴科	7,278	4,433	995	971	2,551	16,328	16,328
上高井	7,485	4,093	438	737	3,495	16,358	16,358
下高井	17,216	10,781	1,455	2,349	2,188	33,787	33,787
上水内	11,339	6,338	1,533	2,651	3,053	23,693	23,693
下水内	9,174	3,844	857	1,193	1,841	16,908	16,908
總計	183,937	151,067	43,364	35,790	66,271	479,329	479,329

郡名	事務費	會議費	事業費	會費	雜支出	計	翌年度繰越金
南安曇	2,148	369	16,743	3,079	1,353	23,588	23,588
北安曇	753	138	3,711	1,111	53	5,756	5,756
更級	2,938	500	17,316	4,655	837	26,246	26,246
埴科	1,337	234	8,640	3,433	1,480	14,124	14,124
上高井	1,474	365	6,570	3,338	99	12,846	12,846
下高井	1,833	451	16,477	10,509	2,731	32,101	32,101
上水内	1,951	467	14,503	4,610	869	23,410	23,410
下水内	1,349	235	8,157	5,359	606	15,657	15,657
總計	40,255	7,644	278,145	87,950	13,696	528,690	528,690

豫算額ヨリ見たル町村農會比較

郡名	五千圓以上の農會數	四千圓以上の農會數	三千圓以上の農會數	二千圓以上の農會數	一千圓以上の農會數	五百圓以上の農會數	五百圓以下の農會數	計	最高最低比較
南安曇	1	1	3	7	3	1	14	14	1,101
東筑摩	1	1	2	13	9	2	28	28	909
西筑摩	1	1	1	3	10	1	18	18	1,012
下伊那	1	5	6	13	11	1	37	37	1,130
上伊那	1	3	7	7	8	1	27	27	611
諏訪	1	1	1	4	17	1	25	25	671
小縣	1	1	1	6	23	2	35	35	836
北佐久	1	1	1	8	17	1	29	29	1,118
南佐久	1	2	3	8	10	1	26	26	1,073
總計	40,255	7,644	278,145	87,950	13,696	436,688	528,690	528,690	1,101

郡名	人員	設置	設置内訳			額	國補	縣補	手當	計	年給	分比
			一人	二人	三人							
東筑摩	2	1	1	0	0	1,811	1,000	1,000	1,000	1,811	100	50
南安曇	2	1	1	0	0	1,500	1,000	1,000	1,000	1,500	100	50
北安曇	1	1	0	0	0	1,800	1,000	1,000	1,000	1,800	100	50
更級	2	1	1	0	0	1,600	1,000	1,000	1,000	1,600	100	50
埴科	1	1	0	0	0	900	400	400	400	900	100	50
上高井	2	1	1	0	0	1,700	1,000	1,000	1,000	1,700	100	50
下高井	2	1	1	0	0	1,700	1,000	1,000	1,000	1,700	100	50
上水内	3	1	2	0	0	2,300	1,000	1,000	1,000	2,300	100	50
下水内	2	1	1	0	0	1,900	1,000	1,000	1,000	1,900	100	50
計	39	20	19	0	0	33,191	13,311	13,311	13,311	33,191	100	50

備考
一、本表は昭和七年度の事實に依る
二、人員は昭和七年度補助金交付の標準とせる人員を示す
三、現在人員は昭和八年八月末日現在に依る

町村農會技術員俸給額並縣補助額調

郡名	人員	設置	設置内訳			額	國補	縣補	手當	計	年給	分比
			一人	二人	三人							
北佐久	3	2	1	0	0	4,170	4,000	4,000	4,000	4,170	100	27
小縣	6	3	3	0	0	7,000	4,000	4,000	4,000	7,000	100	31
諏訪	9	3	3	0	0	11,700	4,000	4,000	4,000	11,700	100	32
上伊那	7	3	2	0	0	8,300	4,000	4,000	4,000	8,300	100	36
下伊那	7	3	2	0	0	8,300	4,000	4,000	4,000	8,300	100	36
西筑摩	3	2	1	0	0	4,800	4,000	4,000	4,000	4,800	100	33
東筑摩	5	3	2	0	0	6,500	4,000	4,000	4,000	6,500	100	30
南安曇	6	3	2	0	0	8,400	4,000	4,000	4,000	8,400	100	33
北安曇	3	2	1	0	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	100	33
更級	3	2	1	0	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	100	33
埴科	3	2	1	0	0	3,000	4,000	4,000	4,000	3,000	100	37
上高井	3	2	1	0	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	100	38
下高井	3	2	1	0	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	100	38
上水内	3	2	1	0	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	100	38
下水内	2	1	1	0	0	3,000	4,000	4,000	4,000	3,000	100	38
計	44	21	20	0	0	74,877	30,000	30,000	30,000	74,877	100	37

備考
一、本表は昭和七年度の事實に依る
二、人員は昭和七年度補助金交付の標準とせる人員を示す
三、現在人員は昭和八年八月末日現在に依る

第二節 農家小組合

從來農事改良を目的とする組合は篤農家の發起に依り點々各地に其の設立を見たるも未だ發達の見るべきものがなかつた。

大正二、三年の頃上水内郡農會が米作改良組合の獎勵をなすを始めとし漸次各郡に米作改良組合麥作改良組合等の名稱の下に組合の組織多きを加へ其の効果も又相當見るべきものがあつた、縣農會は同七年度に初めて獎勵費を豫算に計上すると共に農事改良組合獎勵規程を設け全縣的に獎勵することとなり一方改良組合の事業も漸次増加すると共に從來の米麥單一の改良に甘んずる組合は逐次減少し同時に農業上改善を要する各種事項の實際化は農事改良組合の普及活動に依るものが最も得策であるの實感を一般農業者に與ふる様になつた、そこで縣は本縣農事改良の促進上農事組合の獎勵を最も急務として縣農會に對して大正九年度に一萬圓の指定補助をなし縣農會は一萬二千圓の獎勵費を置き從來の農事改良組合の名稱を農家小組合と命名し同時に小組合指導の主任技師を設置し益々之が普及を圖ると共に内容の改善に力を傾注した而して各郡市農會亦縣及縣農會と協力せる結果此等組合は爰に躍進的進歩をなし大正九年度に三、二八三組合あつたものが同十年度には五、五二二組合となり昭和八年度に於ては實に八、一八一組合の多數に及び戸數又一七二、三六四戸に達し本縣家家戸數二〇六、〇一七戸の八割四分を占むるに至つた尙時代の要求に伴ふ殊殊の目的の爲に設置せる組合七、二一二を算するに至つたのである、今農家組合の内容組合數種類を左に掲げやう。

農家組合内容別組合數

昭和八年五月末日現在

組合の種類別	總數	性質別		區域別		其他
		法人格を有せざる組合數	法人格を有する組合數	一部落未滿を區域とする組合數	一部落を區域とする組合數	
一般的事業を行ふ農家組合	八、一八一	七、九〇〇	二八一	六、〇四八	一、九六六	一四七
養蠶實行組合	四、二七〇	—	四、二七〇	二、七四八	一、三三二	一七七
採種組合	五四	四九	五	一四	二四	一六
養鶏組合	四〇九	三九八	一一	六三	一四四	二二
副業組合	四九	四〇一	二八	八〇	八二	二五七
出荷組合	一六〇	一五〇	一〇	三三	三三	九四
貯金組合	五六三	四九四	六八	二五〇	二八六	六六
養豚組合	二〇三	一九七	六	四三	六二	九六
養兔組合	五六	五六	—	八	四	四四
穀物改良組合	五九六	五九二	五	二〇六	三三三	六八
果樹蔬菜組合	五八	五七	—	五	二七	三六
農産物加工組合	五九	五七	—	三	一九	一七
畜産小組合	六五	六五	—	六	—	五九
特用作物組合	二二	一三	—	—	—	九
其他各種組合	二八九	二八六	三	—	—	—
計	一五、三九四	一〇、七二四	四、六八〇	九、六三九	四、四四八	—

備考

二五九

七〇三

一、法人格を有する組合とは蠶絲業組合法に依る養蠶實行組合及産業組合法に依り法人格を取得したる農事實行組合である。

三六〇

農家組合の組合員數

組合の種類別	組合員總數	内				
		地主	自作農	自小作農	小作農	其他
一般的事業を行ふ農家組合	一七三、三六四	五、四四一	五、五五五	七三、八三三	三七、八一九	三、七六六
養蠶實行組合	九、九七七	二、四四〇	二九、三三九	三七、六四六	二、九三四	六三八
採種組合	一一、三二二	三六	四三七	六、八七一	三、七八七	—
養鶏組合	一六、六六九	三三六	三、六七七	八、〇五九	四、一九三	四一五
副業組合	一七、三六〇	四三八	五、五三七	六、四四四	四、六八七	二六四
出荷組合	一四、八〇七	三八〇	四、九三三	五、六〇六	三、八四四	五五
貯金組合	一〇、〇七四	一九一	四、二五三	三、七九四	一、七一九	一三八
養豚組合	九、六九三	一八二	三、三五一	三、七〇七	二、三六五	八八
養兔組合	八、四四五	一四九	一、八〇九	三、三三〇	三、一七一	一六
穀物改良組合	二二、四四五	一、〇一一	六、八八二	七、八四三	五、三四一	五八
果樹蔬菜組合	一、三八〇	五	五七	四五一	三八一	二五
農産加工組合	一、五九〇	四	四三九	六四八	五〇九	—
畜産小組合	三、〇五一	三	一、四九五	九八	四二五	一三〇
特用作物組合	一、四四三	七七	一、四四一	三一一	三四〇	一七二
其他各種組合	四、一五六	一三二	一、五三三	一、八〇〇	六〇三	一九

計

三八五、〇〇四

一〇、八三三

一一五、八九六

一六一、二九一

九一、一一八

五、八七四

事業の種類別組合數

組合の種類別	總數	事業別				
		共同金融を行ふ組合數	共同金融を行はざる組合數	共同作業を行ふ組合數	共同作業を行はざる組合數	共同購入を行ふ組合數
一般的事業を行ふ農家組合	八、八一	四、三三八	三、九三三	五、五〇三	二、六七八	六、九七九
養蠶實行組合	四、三七〇	二、三六六	一、八八四	二、五三三	一、六八七	三、五七一
採種組合	五四	二二	四三	四六	八	二四
養鶏組合	四〇九	一四八	二六一	二八九	一三〇	三〇一
副業組合	四〇九	一九一	三三八	一九六	三三三	三一九
出荷組合	一六〇	五二	一〇九	一三四	三六	一〇〇
貯金組合	五六一	四七七	一〇五	三五	五三七	六二
養豚組合	二〇三	八六	二二七	八八	一一五	四七九
養兔組合	五九	六	五〇	一一	四四	四五
穀物改良組合	五九六	七〇	五五	二〇三	三九三	三〇七
果樹蔬菜組合	五九	一五	四三	四一	一七	一九
農産加工組合	五九	一一	四八	三六	三三	三三
畜産小組合	六五	一三	五三	一八	四七	五三
特用作物組合	一三	四	九	四	九	五
其他各種組合	二八九	九二	一八	二四	二六五	二三四

計 一五、三九四 七、七九二 七、五九五 九、一三三 六、二〇一 一一、七三三 三、四三三 (倉石)

第三節 自作農創設維持事業

沿革及現況

本縣の自作農創設維持事業は資金を簡易生命保険積立金に仰ぎ市町村又は産業組合を経由し所謂間接貸付の制に據つて其目的を達成せんとするもので即大正十五年度に於て資金十五萬圓を借受け之を縣下一四ヶ町村二四産業組合を通じ一三三農家に貸與し三六町餘の自作農地を創設したるに始まる。

以來資金は年々増額せられ即ち昭和二年度十五萬圓、同三年度三十七萬圓、同四年度四十萬圓同五年度四十三萬圓、同六年度四十四萬圓、同七年度五十五萬圓にして資金融通總額二百四十九萬圓に上り七ヶ年間に創設維持したる人員は三、二八六名自作農地面積田五二七町歩、畑五一八町三反歩、雑地一九町五反歩、宅地八町七反歩に及んで居る而して本縣は從來政府の事業方針に則り専ら創設に重きを置き維持事業は昭和七年度に至り始めて之を實施したのであつて其の資金は僅に四一、六〇〇圓、資金總額の百分の二弱で又土地面積は田二二町歩、畑三六町歩あるのみである。

次に資金の地方別配當を見るに上伊那郡四〇七、〇〇〇圓を最高とし北佐久郡三八九、〇〇〇圓之に亞ぐ又町村に就て之を見るときは上伊那郡宮田村一村に於ける 一一三、〇〇〇圓を以て最高とする然し乍ら資金の普及状態は偏在的にして縣下三八三ヶ町村中僅かに一五二ヶ町村で即其の四割に過ぎない状況である、之は諏訪郡埴科郡の如く農耕地比較的少く従つて土地價格著しく高價なる等特殊事情に因り資金の融通困難なる地方あるに由るものならんも尙一面には自作農創設政策の趣旨

の未だ充分に徹底せざるにも因るものと認められるを以つて極力之が普及に努めてゐる。

尙昭和八年度に於て本縣に割當られたる事業資金額は五十二萬圓にして之を縣下六八ヶ町村二七産業組合を通じ八三〇農家に貸與し田一五〇餘町歩、畑九〇町歩の自作農地を創設維持せんとし之が手配中である。

本事業の成績を表示すれば左の如くである。

一、年度別事業概要

年度別	借入申請金額	貸付金額	轉貸		創設維持土地反別				
			町村數組合數者數	購入又維持	田	畑	其他	同上計	宅地
昭和元年度	六三二、四七七	一五〇、〇〇〇	一四	一三三	一六五、〇三三	一九八、六三七	一一三	三六四、九〇一	一一九三
昭和二年度	九〇八、三三九	一五〇、〇〇〇	一九	一五四	三三三、〇一一	一三九、四三三	一、八二一	三六四、三三四	一、四三四
昭和三年度	七三三、一〇七	三七〇、〇〇〇	二七	三三六	五九七、四三三	四一三、三〇六	一、五、八三〇	一、〇三三、五三八	二、七三八、三三三
昭和四年度	一、二二七、七八	四〇〇、〇〇〇	三四	四八四	七五八、六〇五	六七四、四一四	一、三、七四〇	一、四三六、七三三	二、一、七〇、一四
昭和五年度	九八五、八九三	四〇〇、〇〇〇	四三	六一七	九〇一、六一三	九六七、七二七	六〇、六三二	一、九三〇、〇三二	四、七六六、八九
昭和六年度	九八八、〇八五	四〇〇、〇〇〇	五二	六八六	一、一、二、六〇〇	一、一、〇、八、四二七	四八、六〇五	二、二、八、三、六三三	四、八〇五、七五
昭和七年度	一、三、五、七、八、四	五五〇、〇〇〇	六五	八七〇	一、四、九、三、二、六	一、六、四、七、七、一、六	五三、五〇八	三、一、七、〇、六、一〇	八、六、三、六
計	六、七、三、三、四、〇、〇	二、四、九、〇、〇〇〇	九七	一、三、九、〇	五、二、四、一、七、〇、九	五、一、四、八、八、二、九	一九四、四〇〇、一〇	五、九、四、九、三、八	二五、七、三、一、三

二、自作農創設維持資金普及の状況

郡名 町村數 貸付關係町村數 貸付金額
南 佐 久 一三三 九 一五五、一八〇

北	佐久	二八	一八	三八八、七九〇
小	縣	三三	一一	一六〇、〇一〇
諏	訪	二四	一	一、八〇〇
上	伊那	三一	一五	四〇七、三四〇
下	伊那	四二	一三	一九八、八七〇
西	筑摩	一六	四	四九、九〇〇
東	筑摩	三六	一四	一八九、〇〇〇
南	安曇	一五	九	一七〇、一九〇
北	安曇	一七	一二	二二三、八七〇
更	級	二七	一七	一三四、四一〇
埴	科	一七	三	一一、〇八〇
上	井	一五	〇	一九七、三三〇
下	井	二〇	六	四八、一六〇
上	内	二九	五	三一、〇八〇
下	内	一〇	五	三一、九九〇
計		三八三	一五二	二四九〇、〇〇〇

二、自作農創設維持政策より見たる本縣の農業事情

本縣の農業事情を見るに昭和七年現在耕地面積は田七、三〇八町歩、畑一〇〇、三六七町歩、合計一七、一、六七五町歩にして小作地は其の四割を占め自作農家戸數は六七、一二五戸にして農家總戸數二〇六、七七三戸の三割二分五厘に過ぎず又農家一戸當耕地面積を見るに田三反四畝十五歩、畑

四反八畝十五歩、計八反三畝に相當するの現状である。

然るに數年に亘る農蠶業の不況の結果最近に至り漸く農業經營の合理化の風潮起り或は耕作面積の擴張を策する者或は各種産業の不況に伴ひ歸農する者等次第に増加し又一面には負債に悩む地主の土地賣放ちを爲す者亦尠からず彼此關聯錯綜して小作地の争奪起り昭和八年に至りて其狀況一層顯著なるものがある即同年に於ける小作争議を見るに小作地返還に關する争議が其大多數を占めてゐるのも其の間の消息を窺ふことが出来るのである此の如き情勢より見るも自作農創設事業の今日尙一層必要なることを知るに足るのである而して今や農地價格著しく下落し殆んど底を突いたものではないかとさへ思はるゝ今日こそ該事業實施の絶好時機とも云ふべきであらう。

自作農創設維持事業より見たる農業統計

(イ) 自作、自作兼小作、小作別農家戸數

年	次	農家總戸數	自作	自作兼小作	小作
大正十四年	自作農創定事(業實施前)	二〇六、一〇一	六七、三四八	八九、一五七	四九、五九七
大正十五年	自作農創定事(業實施第一年)	二〇五、四二一	六七、六六一	九〇、三七六	四八、三三四
昭和二年	業實施第二年	二〇四、三七九	六七、七五三	九〇、八一二	四六、八一五
昭和三年	同	二〇三、三四七	六七、四八六	九〇、四六六	四六、三九五
昭和四年	同	二〇三、四四四	六七、七七五	八九、六六六	四五、九八三
昭和五年	同	二〇四、七六五	六七、一七〇	九〇、三三四	四七、五六一
昭和六年	同	二〇六、〇一七	六七、六二七	八九、七七四	四八、六一六

昭和七年(同) 第七年)

三〇六、七三三

六七、一三五

八九、八二三

四九、八三六

三六六

(口) 耕作の廣狹別農業戸數

年次	項目	總數				
		五反歩未滿	五反歩以上	一町歩以上	二町歩以上	三町歩以上
大正十四年(自作農創定事業)	總數	二〇六、一〇二	七六、七三七	七七、七三三	四一、一九〇	八、〇〇七
大正十五年(業實施前)	總數	二〇五、四三一	七五、七七七	七九、九〇〇	四〇、八三二	四、六六九
昭和二年(業實施第一年度)	總數	二〇四、三七九	七四、八〇〇	七八、七四〇	四〇、二六七	八、四八四
昭和三年(同)	總數	二〇三、三四七	七三、三五一	七八、七三三	四〇、一九〇	八、〇四三
昭和四年(同)	總數	二〇三、四四四	七三、〇五一	七八、三三四	四三、三三〇	八、三二一
昭和五年(同)	總數	二〇四、七六五	七四、〇一五	七八、二五八	四一、〇〇七	八、〇六二
昭和六年(同)	總數	二〇六、〇一七	七四、八八〇	七九、一六三	四一、五七四	七、九五八
昭和七年(同)	總數	二〇六、七三三	七五、八六二	八〇、七〇五	四二、一四〇	七、八五一
計						二二八

(ハ) 農家一戸當耕地面積

年次	自作農創定事業實施前	自作農創定事業實施後第一年度	第二年度	第三年度	第四年度
大正十四年	三、七三三	三、八〇〇	三、七三六	四、七三四	五、〇二〇
大正十五年	三、八〇〇	四、八一八	四、七三四	四、九一八	五、〇二〇
昭和二年	三、七三六	三、七三六	三、七三六	三、七三六	三、七三六
昭和三年	三、七三六	三、七三六	三、七三六	三、七三六	三、七三六
昭和四年	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
昭和五年	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
昭和六年	三、五〇一	三、五〇一	三、五〇一	三、五〇一	三、五〇一
昭和七年	三、四一五	三、四一五	三、四一五	三、四一五	三、四一五
計					

(ニ) 自作及小作別耕地面積

年次	自作農創定事業		小作農		合計
	自作農創定事業實施前	自作農創定事業實施後第一年度	小作農	計	
大正十四年	四、一四四、六五六、七三三、〇	九、九二七、六三六、六三〇、三三八、一五三、三七四、七四五、六七七、七七四、九	三、八〇三	五、〇一七	八、八二〇
大正十五年	四、七三三、一六二、四五七、七	一〇、四二四、八三六、三五五、四三七、二九五、二七三、六五〇、六七八、一三九、一	三、五〇一	五、〇〇七	八、五〇八
昭和二年	四、九九五、三六〇、四三六、二	一〇、二四一、五三五、五五八、二三七、三三八、二七三、七八六、四七七、五五三、五	三、四一五	四、八一六	八、三三一
昭和三年	三、九八九、三六一、三七七、七	一〇、一〇二、〇三三、二四九、〇三九、五九五、四七四、八四四、四七五、一四〇、三	三、四一五	四、八一六	八、三三一
昭和四年	四、〇七九、一六五、七三三、九	一〇、〇六九、〇三七、〇六九、七三七、三六二、二七四、四三三、九七七、八三八、八	三、四一五	四、八一六	八、三三一
昭和五年	四、〇九三、五三二、四九六、七	一〇、〇五五、一四一、〇三七、三七八、〇九三、四七七、九九〇、三	三、四一五	四、八一六	八、三三一
昭和六年	三、七、八二二、九六六、七四九、九	九、四四〇、六三三、五、三三三、七〇六、三七一、〇七六、九七三、一九三、五	三、四一五	四、八一六	八、三三一
昭和七年	三、七、三六七、五五八、八九〇、五	九、四四〇、六三三、五、三三三、七〇六、三七一、〇七六、九七三、一九三、五	三、四一五	四、八一六	八、三三一
計					

(ホ) 耕地所有の状況

年次	耕地所有者總數	五反未滿	五反以上	一町歩以上	三町歩以上	五町歩以上	十町歩以上	五十町歩以上
大正十四年(自作農創定事業實施前)	一七五、七五三	八〇、八八〇	五二、八〇三	三三、七六三	七、一六一	三、四八〇	六四一	二四
計								

三七

年	業實施前	業實施第一年	業實施第二年	業實施第三年	業實施第四年	業實施第五年	業實施第六年	業實施第七年
大正十五年	一七四、三三二	七九、六六〇	五、三四〇	三、一六六	七、〇七三	二、四七三	六、三三	三、五
昭和二年(同)	一七五、〇七七	七九、九六一	五、七九九	三、七九九	七、二九三	二、五〇九	六、三六	四、一
昭和三年(同)	一七九、〇三三	七九、四九四	五、二五六	三、六、九五五	七、二八三	二、五二九	六、五三	四、二
昭和四年(同)	一七六、九四〇	七六、六四〇	五、六七六	三、四、〇九七	七、二八三	二、五六〇	六、四四	三、九
昭和五年(同)	一七八、六六五	八〇、四八〇	五、九六六	三、三、三三九	七、四三三	三、五三三	六、四八	三、六
昭和六年(同)	一八〇、〇九六	八二、二四四	五、四三〇	三、三、六四六	七、六二四	二、六三三	六、四七	三、三
昭和七年(同)	一七六、八七六	八〇、〇一九	五、三五六	三、三、三七七	七、三三八	二、三九一	六、〇五	三、〇

(一) 小作争議の變遷

年	總件數	小作料減免に關する事件	小作地返還に關する事件	其他
大正十四年(自作農創定事業實施前)	一三件	六件	一	七件
大正十五年(自作農創定事業實施第一年)	二一	一六	一	五
昭和二年(同)	五四	四二	一	一
昭和三年(同)	六四	四六	一	一
昭和四年(同)	六九	四四	二	二
昭和五年(同)	六七	四二	二	二
昭和六年(同)	七五	三一	三	六
昭和七年(同)	七三	二五	三	一〇
昭和八年(同)	九一	二二	六	二

三、自作農組合

本縣に於ける自作農組合は昭和八年末現在に於て僅かに十七を數ふるに過ぎず此の中眞に活動し居るものは寥寥數指を屈するの狀況である。元來自作農組合は自作農地取得者の資金償還を確保し農業の改良及相互共済を目的とするもので自作農者の指導監督上にも極めて必要なるものである。而して縣は本事業實施の當初より特に之が設立を慫慂し來りたるが昭和五年以來農村不況と共に愈々資金の償還を遲滯する者増加し來り爰に漸く事業實施町村及産業組合をして注意を喚起し其設立の必要を痛感せしむるに至り所在組合設立の機運が濃厚となりつゝあるの現状である。而して縣下自作農組合中優良なるは北佐久郡御代田村に於ける「自作農創設維持共済組合」である。

御代田村に於ける自作農創定事業は昭和三年度に始まり以來年々繼續實施し同七年度迄に創定の爲に要したる資金總額は七萬三千圓に上る。村は昭和三年度に於て二四名に對し資金の貸付を爲すや直ちに自作農組合を組織せしめ爾後貸付者は必ず之れに加盟せしめて其の指導監督に努め今日に及びたるものにして組合員は年々増加し七年度末現在には七十五名に達し其の成績見るべきものがある。次に之が事業の概要を示せば左の如くである。

- 一、償還金準備積立、備荒貯蓄並相互扶助
 - 昭和八年末現在備荒貯蓄總額 一、四二〇圓
 - 内 譯 現金八二〇圓 貸付金 六〇〇圓
- 一、稻多收穫品評會
 - 昭和八年に於ける成績は事業初年たる昭和五年に比し二割乃至三割の増收を見た
- 一、土地改良(排水、粘土客土)

昭和八年迄に爲したる土地改良反別

排水施工田 一六反三一七

粘土客土田 二七反三二四

一、養豚資金貸付

一、種子交換

一、其 他

蔬菜特に甘藍、馬鈴薯、大根の生産を増加し、大根は加工して澤庵漬となし出荷組合を通じて東京地方に販賣するものにして其の成績顯著なるものがある。(岡田)

第四節 小作事情

第一、長野縣農民運動沿革の概略

一、舊藩時代

信州は本洲の中央分水嶺に位置して居る關係上縣下全体文字通り山岳地帯である、従つて水田に乏しく畑が多く水田は細かい片々になつて居り畑は傾斜地が多い氣候は海拔の高い爲めに緯度の割合に極めて寒冷であり水田二毛作は限界點に達して居る。土質は他府縣に比して四紀新層に乏しく四紀の古層並三期層が多い。以上の様な關係上田畑共に土地の生産力は比較的弱少である。それに加へて耕地の割合に人口は稠密であつたので農家の生産量は他の地方よりも少なかつたものゝ様であるがそれに地勢と徳川幕府の政策上から十四藩の封土に分れながらもその間に幕府直領や旗本の所領が點綴して居り最も大藩が松代の十萬石で松本藩の六萬石、上田藩の五萬三千石が之に亞ぐ有様であつたので年貢もそう安かつたとは思はれず従つて農民の生活は余り樂なものではなかつたらし

い。加ふるに右の様に諸藩が入り亂れて存在した關係上彼此年貢の輕重が百姓の頭にすぐに反映したものの如くである。

尙現在に於て長野縣民の思想が進歩的であるといはれて居るが之は古くからこの傾向はあつたものゝ様である。即民族的に觀察してみても平坦地方や山麓地方に比較して信州住民がこの山岳部に達して定住するに至る迄には相當の試練を経て居り加へて自然に恵まれて居ないのであるから生活の必要上智識は自然に磨きをかけられたことは想像に難くない。信州人の思想が進歩的である點は信州が生んだ學者に就てもこの特徴が現はれて居る。即幕末に於ける佐久間象山太宰春臺等はその代表的のものであらう。

自然に恵まれず生活が苦しくその思想が進歩的である信州に百姓一揆の多かるべきは當然の歸結である。信州に於ける百姓一揆の研究は今尙ほ開拓期にありその詳細を明かにし得ないがその大きなものだけでも天明年間に三件、徳川藩政時代に三十九件に達して居り現在尙ほ明らかにされて居ないものを合算すれば優に七、八十件に達するのではないかと思はれる。勿論當時に於ける農民運動は現在のそれとは趣きを異にし地主を相手とせず多くは年貢の減免を目的としてその取立者たる代官所や藩を目標とし、その手段に於ても強訴嘆願等の手段により且つ其際質屋、酒屋、問屋等の富豪に對する反感鬱情を激發して打毀しの舉に出でたものが多かつた事は信州に於ても他地方と變りはなかつた。

二、明治時代

明治初年にありては新政府の基礎尙未だ固まらない地租改正後迄の間に於て縣下に相當多數の百姓一揆發生し殊に明治二、三兩年に於ては凶作又は藩札問題等に關して起つた騒動十余件に上りそ

の中松代騒動、中野騒動、會田騒動等は區域態様共に激烈なるものであつた。
 地租改正後本邦の産業革命進行時代に移つては農村經濟も漸次實物經濟より貨幣經濟に移行するに至つたが當時農民が交換經濟に善處するの能力を缺き又西南戰爭による不換紙幣の増發に伴ふ好景氣明治十四、五年頃に於ける通貨收縮政策に伴ふ不景氣不作等の原因によつて小農の經濟逼迫し所有地を賣却して小作人となるもの増加し土地の兼併進行したる事は全國一般の大勢と同様であるが明治十五年頃迄のは統計が明瞭でないので數量的觀察は不可能である。然し左の統計によりても大勢は伺ふ事が出来る。

耕地	賣		買	
	金額	人員	金額	人員
地所	一、八三六、二四〇	二、五九五、〇〇〇	三、一四七、九五七	二、八八一、六七七
借入金	八、五五六、七八	九、八九五、一五三	一〇、一三八、七九〇	一〇、三六九、七九四
地租五圓以上	—	五三、〇五四	四九、三五四	四三、〇五四
同十圓を納むるもの	—	二、〇六九	一九、七五六	二〇、七九七
同十圓を納むるもの	—	—	—	—
地租滞納	—	—	—	—
小作地割合	—	—	—	—
小作關係を有する農家の割合	—	—	—	—

此の如く明治十年頃から小作地が増加し農村階級化が進行し始めたけれども尙ほ農村には封建時代の主從的溫情關係が残存して居たし今一つには産業革命の結果信州としては各種の自然的條件が之

に適合してゐたために雑多な畑作が栽桑養蠶によつて置換へられる結果を生んだのであるが生糸は米國市場を獲得して旭日の勢で發展し他の農産物に比較して有利に進展して行つた爲めに信州農家の懐は之によつて著しく温められた。殊に製糸業の發展は小農子女に恰好の職を與へその經濟を助けたのであつた。養蠶と製糸業が如何に農家の經濟に影響したか具体的に數字で示す事は出来ないが左表の如くに桑園なり收繭額の増加したといふのは間接に他の耕種農業に比較して養蠶が有利であつたといふ事を裏書するものと思はれる。

年次	桑作付反別		繭收穫高	
	金額	人員	金額	人員
明治一七年	九、九九六、九	—	一、二三六、六七〇	—
同 二〇年	一二、六五七、八	—	一、五一一、一五〇	—
同 二五年	二二、一四六、一	—	二、三一〇、三三〇	—
同 三〇年	二五、七七七、二	—	二、六六九、一〇〇	—
同 三五年	二七、四四五、八	—	三、三四八、〇〇〇	—
同 四〇年	三七、〇九四、〇	—	四、二二〇、四九〇	—
大正 四元	四四、八四七、〇	—	五、四五三、三四〇	—
同 六年	五〇、〇一四、一	—	八、一一七、六六〇	—
同 一一年	五六、七二八、一	—	七、四九八、九三一	—
昭和 二年	六七、三三三、三	—	七、三五二、八一〇	—
同 七年	七六、五九三、三	—	八、七四五、五六七	—

本邦全体として明治時代は生産増殖の時代であり一方小作料も騰貴したが他方農業技術の進歩による收量増加の爲め小作人の作徳も漸次増加し殊に耕作方法の改善によつて增收を圖る見込が多かつ

たのと舊來の温情關係が余勢によつて行はれた爲土地兼併は除々に進行し階級對立の素地は形成せられつゝあつたが表面的には地主小作人間は比較的圓滿に推移したのである。この時代本縣に於ては傳統的に思想運動に於ては他に比して進んでは居たがそれは政治或は文藝方面に發展し農村の經濟並社會的方面に於ては養蠶の關係上全國的形勢に輪を掛けた状態で推移して行つた。

三、大正 年 代

大正三、四年頃以後の世界大戰に伴ふ好景氣は信州の農村を浮調子なものにした、繭の値段は鱈上りに上る製糸女工の収入は急激に殖えたその結果農業者は金の値打を忘れた、生活は急に向上する如何に小前の小作人でも五百や六百圓の借金は借金とも思はぬ普通作などは殆ど問題にしない水田が桑園に變るもの數知れずといふ狀況になつた。

この結果として小農の經濟は極めて不堅實なものとなり百姓の浮沈一に繭價の高低によるといふ有様になつた、小作方面に於ては小作料は著しく昂騰する。そして現物納から代金納へ代金納から金納へと進んで行つたのであつた。

一方思想方面に於ては民主主義思想が燎原の火の勢で擴がつて行き昭和に入つて思想傾向濃厚な小作爭議發生の素地を形づくつて行つたのであつた。

地主小作人間の關係は殘存して居た封建的な主従關係を清算して所謂貸借的關係に變つて行つた、然し表面は好景氣の爲めに小作料の騰貴は問題でなく小作人も只繭の價格のみを睨みつめて有頂天になつてゐた有様であつた。大正七、八年頃から全國的に小作爭議が發生し始め急激に増加して來たが本縣では時勢の刺激を受けて小作料一時減の爭議が所々に發生し之を楔機として單獨小作組合の設立せられるものが相當數に達した。然し繭價は下落しつゝも尙ほ相當採算上よろしい状態

にあつた爲めに無産政黨方面では相當の發展があつたに拘らず爭議は比較的尠く地域は廣いに拘はらずその發生件數は全國各府縣の平均件數に達しなかつた。

四、昭和二年以降

昭和に入つては大正十年頃以來の財界不況の影響が愈々農村の經濟に影響を及ぼして來た即ち繭價の下落と製糸界の不況は農家收支の均衡を破り好況時代の放漫經濟の所産たる負債の重壓が下層農民の意識に現はれ始めた。時恰も昭和二年四月、日本農民組合縣聯合會が結成されて活潑な活動を開始したがこの運動は窮迫の一途を辿る小作人の經濟と進歩的農民思想の波に乗て飛躍的な進展を遂げた。即昭和二年聯合會結成當時二十一組合の加盟に過がなかつたものが昭和四年には三十余支部となり支部員數は二千余名を算した、而して本縣聯合會は全農中の左翼主義を把持して進んだ爲めにその指導による爭議は極めて激烈なるものとなつた。

昭和五年に入つては農産物就中繭價は驚異的な下落を來し製糸工場の閉鎖相踵ぎ女工の失業夥しき數に達し農家の經濟は全く奈落の底に落ち至る所に所謂農村哀話を生んだ程であつて下層農民の心理には多少自棄的氣分さへ見受けるようになった、その結果桑園小作料に關する爭議頻發し農民組合は飛躍的進展を遂げ當初埴科、更級、小縣を中心を置き北信地方に支部があつたが昭和五、六兩年に亘り南信伊那、安曇地にも支部の結成を見支部數七十余加盟者五千を稱するに至つた。

然るに昭和七年に至り

(イ) 連年の不況の爲め小作人が極度に窮迫しその結果眼前の經濟的利害を重視し感情や思想的傾向が薄くなつたこと

(ロ) 滿洲事變と之に伴ふ第十四師團出征の影響を受け農村に軍時的氣分が漲り思想的に國粹的

傾向を帯ぶるに至つたこと

(ハ) 不況の結果農村の人口過剰となり耕作地が極度に不足となり闘争第一主義の全農會議派の指導方針は地主の感情を激發し現實問題の解決には不利となつたこと

(ニ) 思想取締の關係上農民組合幹部の活動意の如くならざること
等の諸原因の爲めに農民組合は急激に凋落するに至つた之と同時に桑園小作料減額の争議は昭和五六年兩年の争議によつて大休着點を得て争議の大部分は土地返還又は滞納小作料に關する個別的の争議となつたので單獨小作組合の活動も殆んど見るべきものがない様になつた。

五、小作調停

調停法施行直後昭和二年頃迄は點々發する争議が小作調停によつて解決するものが相當あつたが昭和三年農民組合の勢が強大になるにつれて其の闘争第一主義の指導方針の爲め調停の利用は非常に減少し只小作官の法外調停が相當利用された。

昭和七年に至つて農民組合勢力の凋落と個別的争議の増加の結果調停の利用は急激に増加した。

附表

年次	小作争議		調停法による		小作關係民事訴訟件數	
	件數	土地面積	調停申立件數	地主	小作人	土地面積
大正十二	一三	一、五五〇、〇〇〇	一	五	三	不明
十三	三三	一、五八〇、〇〇〇	一	三	五	不明
十四	一三	一、二五〇、〇〇〇	六	五	六	同右
昭和元	二二	三、五九〇、〇〇〇	三八	四	五	同右

年次	小作争議		調停法による		小作關係民事訴訟件數	
	件數	土地面積	調停申立件數	地主	小作人	土地面積
二	五	一、四六九、一六、三三四、〇一八	一	四	六	不明
三	六	一、四三三、一、七七一、五三一、〇一六	六	四	七	不明
四	六	一、四九四、二、九二九、六九五、五三三	七	四	九	不明
五	六	一、〇二八、三、三三四、一、四四四、九〇七	一〇	四	九	不明
六	七	一、四八八、一、七七九、七、五〇三、一三三	一四	四	一〇	不明
七	七	三、〇〇九、九四六、三、二八七、五三八	三六	四	一〇	不明
八	七	一、五三三、一九三、一、二二三、七〇四	九四	四	一〇	不明

備考 昭和八年統計は十月十日現在とす

(横山)

第二、最近に於ける小作事情

一、農家經濟の概況

昭和七年の養蠶は春蠶は豊作であつたが繭價は未曾有の安値を現出し夏秋蠶に至り繭價は相當回復したが一般に遠蠶多く結局同年農家養蠶収入は昭和六年よりも寧ろ少額であつた。更に七年稻作は稻熱病被害の爲近來稀なる減収となり金融の梗塞亦其極に達したる等の爲下層農家の經濟は前年又は前々年に比し更に逼迫した。只農救工事に依る勞賃収入と製絲界復活による製絲女工失業緩和によつて年末決済は可なり緩和せられた。尙將來に相當のインフレ景氣を豫想せられたる爲農民の氣分は前年に比し著しく明朗になつた。

昭和八年に入り生絲價格昂騰に加へ春夏秋を通じて養蠶は豊作であり、稻作亦局部的には旱害があつたが大勢としては近年稀なる豊作確實と見受けられた爲農家の經濟は相當緩和せられ數年振りで農民は茲に蘇生の思をなしてゐる、尤も連年不況の後を承け疲弊深刻なるものと物價騰貴に

因る生産費増嵩の爲只當面の急場を凌ぐに専らで未だ積極的に負債整理に着手するの域には至らな
す。

三八

二、小作争議

昭和七年の上半期に於ては土地返還争議相當多く殊に其手段に於ては小作人の共同耕作多く地主側の強制立入亦増加の傾向を示した。

昭和七年稲作の稻熱病被害に因る小作料一時減に付ては隨所に團體交渉が行はれたが左記諸原因の爲件數を除きては大なる紛糾を見ずに解決した。

(イ) 不況に因る經濟窮迫の結果小作人の態度哀願的なりしと共に地主亦減收を認め且つ不況の際なるを以て速に解決して小作料の納入を受くるが賢明なりとし相當の減免を認めたこと

(ロ) 全國農民組合系の農民運動指導者が思想取締激化の爲自由なる活動をなし得ず又小作人が農民組合の應援を受くるは徒らに地主の感情を害し現實問題の解決に不利なりとして之が介入を避くる傾向があつたこと

(ハ) 滿洲事變の爲縣下より多數の出征兵士を出した關係上農村に相當非常時的雰圍氣を醸したこと

繭價下落に因る桑園小作料一時減の問題は昭和五、六兩年の經驗により大体基準を得たる爲前年同様三割乃至六割減の程度で争議に至らず落着した。

昭和八年耕作開始期に至つて左の原因により土地返還に關する個別的争議が著しく増加した

(イ) 不況による地主經濟窮迫の結果小作地の賣買増加したこと

(ロ) 小作料の滞納に對して地主が之を忍び得ざるに至つたこと

(ハ) 従來農民組合の勢力に壓倒され沈黙してゐた地主が攻勢に轉じ自己の主張を表面化したこと

(ニ) 繭價下落に刺戟され小作人が食糧自給の念願を強く抱くに至り容易に普通田畑の返還に應ぜざるに至つたこと

(以上に付ては争議に關する一の表参照)

而して是等争議に於ける小作人の要求は一率に無條件小作繼續なるも眞意は大体三ヶ年乃至五ヶ年のも最も多く之に對する地主の主張は小作料滞納に原因するものはその支拂解決により従前通りの小作を認むるも小作地賣買、地主自作、小作人變更に起因せるものに付ては多少作離料の支拂には應ずるも繼續小作は精々一、二年を認むるに過ぎない。争議に對する手段に付ては四表に示すが如くで小作人の手段は昭和七年下半期以來急激に穩健となり殊に昭和八年二月四日の共產黨大檢舉後は共同耕作農民組合應援等により積極的に地主に對抗するもの殆んど其の跡を絶ち、調停申立人事相談等の嘆願的手段により現實の問題を落着せしめんとするに至つた、之に反し地主側の手段は相當攻勢的で小作人が返地不承諾を稱ふるも意に介せず強制的に立入耕作を始め實力により小作地の占有を回復するの舉に出でるもの著しく増加し最近一、二年の間にその手段に於ては主客顛倒したるの觀があつた(以上三表参照)

争議の經過に付ては本縣民性が粘着力に乏しく智識程度高く又一面小作人は最近團體的背景と指導者を缺く爲め解決を急ぐ傾向ある等の爲め極めて速かである(以上四表参照)

次に最近小作料滞納土地返還等の個別的争議多き關係上社會の注目を惹かない爲め仲裁者の出

現困難となりたる爲め調停による解決が急激に増加した(以上五表参照)

三〇

争議の解決點に付ては最近個別的小争議となつた關係上その内容極めて雑多となり又地主小作人双方の個別的事情によつてこの解決條件を異にするに至つた結果數字的には表示不可能なるも之を從前に比較すれば多少小作人に不利となつたものと認められる。以上要するに本縣小作争議は最近一ヶ年餘の間に於て不況による小作人の心境の變化思想取締の激化滿洲事變の影響等の結果從來の思想的傾向を脱却し極めて穩健となつたが他面不況による地主小作人經濟窮迫の結果發生する争議増加するの狀態である。

三、地主小作人組合

(一) 小作人組合

單獨小作人組合は現在一三三組合、組合員數九、九〇〇人である、昨秋は稻熱病被害あつたので相當の活動があつたがその以外に於ては争議の殆んど全部が滞納小作料又は土地返還等の個別的なもので直接に組合員共通の利害に關せず且つ全農崩壞の結果その運動者による指導なきに至れる結果殆んど團体的に活動するものなきに至つた。

系統農民組合中殆んど大部分を占むる全農會議派は數度に亘る共產黨狩りの爲め主要幹部を失ひ殊に最近不況の影響と滿洲事變による農民思想右傾の爲め全農の介入は小作人に取り争議の具体的解決條件不良となる傾向ある爲め小作人が之を嫌忌するに至り組合費の納入殆んど杜絶し活動力著しく減殺されたが昭和七年に於ては尙共同耕作、不況對策、借金闘争等に相當の活動を見たが昭和八年二月四日の共產黨檢擧の爲め殆んど全部の指導者を失ひ更に教員赤化事件と密接なる關聯があつ

た爲著しく世評を害し主要地區たる小縣郡は十三支部全部相前後して解消し其他諸郡の殘存支部も解消同様の狀態にある。

全農本部派は伊那地方に日本農民組合は埴科及伊那に各數支部あるも世相の然らしむる所大なる活動が無い只全農本部派は社會大衆黨と結び借金闘争に相當の活動をしてゐる。

(二) 地主組合

地主組合中小作人の全農支部に刺戟せられて設立したものは昭和七年初め以來逆襲的態度に出で主要小作組合幹部の土地引揚を企てたが八年五、六月頃迄に大休その目的を達し現在に於ては何れも沈黙を守つてゐる。

(三) 協調組合

昭和四、五年全農の進出以來その活動の影響を受けて殆んど活動の餘地なかつたが最近世相の變化の爲め昨年以來小作料代金納換算單價の決定小作料一時減の協定等に相當の活動を見るに至つた。

(本項に付ては第二地主小作人組合數表参照)

四、小作調停

昭和七年以來小作調停の申立は急激に増加するに至つたが其原因左の如くである。

(イ) 土地返還、滞納小作料による争議が増加したが此種争議は世間の注目を引かず民間調停者の出現困難なること

(ロ) 不況の結果團結力なき小作人が争議の渦中に入るに至つたが之等小作人は小作に關する智

識なく調停による外手段なきこと

(ハ) 全農幹部其他の指導者が或は檢舉せられ或は思想取締の爲め活動不可能となつたこと

(ニ) 金銭債務臨時調停法施行の結果農民が調停制度の理解を深めたこと

調停の結果は頗る良好で殆んど不成立のものはないが調停による解決の條件に就ては地主經濟の窮迫小作料の滞納を伴へるものゝ増加小作人側勢力の衰頹等の爲め公正なる點迄地主を讓歩せしめ得ない感がある。

調停に於ける双方の主張其他に關しては爭議と大差なきを以て之を省略する。

(本項に就ては第三小作調停に關する諸表参照)

五、民事訴訟

不況による滞納小作料の増加地主經濟の窮迫等の結果民事訴訟は年々増加の一途を辿つてゐる勿論原告の殆んど全部は地主で訴求の目的は小作料の請求並土地返還なるも大部分は法上の和解小作調停又は取下等によつて解決し判決に至るものは一、二割に過ぎない。

(本項については第四表小作に關する民事訴訟表参照)

第一 小作爭議に關する諸表

備考 昭和八年分は十月十日現在

一、爭議件數及關係範圍

件數	昭和七年		昭和八年	
	關係人員	關係地	關係人員	關係地
小作料一時減又 ハ小作料請求	三〇	二四三	七六	七
小作料改定	五	七六一	三	七
耕地返還並 其ノ權關係	三八	四七	六二	八四
其他	一〇	四一	二	二四
計	七三	三〇九	七三	一五四

二、原因別件數

原因別	昭和七年		昭和八年	
	件數	百分ノ比	件數	百分ノ比
風水旱害病虫害ニヨル不作	一六	二二	二	三
小作料値上	一	一	二	三
未納又ハ滞納小作料請求	九	一二	九	一二
農産物價下落	二	三	一	一
土地返還	〇	〇	一	一
小作地賣買	四	五	三	四
抵當權實行	一	一	二	三
地主自作	〇	〇	一	一
計	二一	二八	二二	二九

小作料滯納	一二六	一七	二三	三二
小作人變更	一六	八	六	八
其他	一	一	二	三
計	四三	五八	二七	三八
其他	七三	一〇〇	七二	一〇〇

三、爭議手段

種別	昭和七年	昭和八年	種別	昭和七年	昭和八年
調停申立	二四	四三	民事訴訟提起	一二	一九
小作官=陳情解決依頼	九	一三	小作調停申立	四	四
警察人事相談所=依頼	一	四	立入禁止假處分又ハ立毛差押	二	四
地主糾彈演說會	一	一	小作官=陳情	一	一
共同耕作	八	一	係争地強制耕作	一三	一四
農民組合又ハ無産黨加盟	一五	七	内容證明郵便ニヨリ通告	八	一三
小作料共同保管	一	一	刑事訴訟	二	二
小作組合組織	四	一	計	四二	七七
刑事訴訟	六三	七二			

四、爭議期間別件數

種別	昭和七年	昭和八年
十日以内	一一	四
一ヶ月以内	二六	二六
三ヶ月以内	一九	二二
三ヶ月以上	一七	一三
計	七三	六五
件數	一〇〇	一〇〇
百分ノ比	一五%	六%

第二、地主小作人組合數及組合員數

種別	組合數	組合員數
單獨組合	一二三	九、九〇〇
全農會議派	二一	七九〇
全農本部派	四	三六五
日本農民組合	五	三九五
計	一五三	一一、四五四
地主組合	四	一五六
協調組合	一一	一、三五六

第三、小作調停諸表

一、調停申立件數及關係範圍

種別	昭和七年		昭和八年	
	件數	土地面積	件數	土地面積
小作繼續又 土地返還	一六	三〇	七	三六、四〇八 八、一四四 三〇、二六四
小作 永久減	二	一〇	一	三、一〇〇
小作 一時減又 請求 納分	一四	二四	二	三、五二〇 五、二〇〇 一、九〇〇
其他	四	一三	一	四、七〇一 七、七〇〇 一〇、一〇〇
計	三六	一六六	一〇	三九、〇〇〇 一五、九、七〇〇 三、四、三〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇

二、申立人ノ要求別件數

種別	小作人側申立		地主側申立	
	件數	百分	件數	百分
小作繼續	一〇	三三	一	一五
作離料要求	一	三	一	一五
小作料改定	六	一七	一	一五
作毛賠償	二	六	一	一五
滯納小作料減免	九	二六	一	一五
其他	二	六	一	一五
計	三〇	九二	六	一七

三、調停機關件數

委員 所會	昭和七年		昭和八年	
	件數	百分	件數	百分
裁判所	二八	三三	一八	五三
委員	五四	六六	一六	四七
計	八二	一〇〇	三四	一〇〇

四、調停回数別

一回	二回	三回	四回	一七回	計
二八	五四	六六	一〇〇	三四	一〇〇

昭和七年	二八	七	一	二	一	三三
昭和八年	五六	二四	一	一	一	八二

五、調停ノ結果

昭 和 七 年	昭 和 八 年	調停成立		示談取下調停ノ見込ナク取下不成立		未 済
		件數	割合	件數	割合	
三六	九三	二八	七九	七八	八五	六
三	六	一	一	三	一	一
一	一	一	一	一	一	一

第四表、小作ニ關スル民事訴訟

事件ノ種別	昭 和 七 年				昭 和 八 年			
	件數	原告 地主 小作人	當事者 地主 小作人	關係地 面積	件數	原告 地主 小作人	當事者 地主 小作人	關係地 面積
小作料支拂	二八	二八	二八	三、四、九三	三三	三三	三三	一、〇〇
土地返還	一	一	一	三〇、〇〇〇	一	一	一	一、〇〇
小作料支拂土 地返還	三	三	三	四、〇〇〇	三	三	三	四、〇〇〇
小作契約存續	一	一	一	一〇一	一	一	一	一〇一
計	三三	三三	三三	三九、三三七	三八	三八	三八	一、六五

(横山)

(商工水産關係)

第五章 商 業

本縣面積八百七十九方里而して裡に三市三十町と之に準すべき市街地區三、四があり、又物品販賣業者は其數三萬七千五百人と謂はれてゐるが、元來著名な山岳國である關係上此等市街地は或は山間の僻陬に或は小平野の一部に夫々孤立的に介在してをてつて孰れも概して交通に恵まれず自然其商業區域は大に伸びる機會がなく古來天然の障壁に局限せられた儘今日に經過して來たものが多く未だ所謂商業都市として大を成すものあるに至らないのみならず、中には時代の推移變遷に因つて今や漸く商業都市的色彩稀薄と爲り其昔蜿蜒櫛比店舗が何時の間にか弗々荒涼たる農家に姿を變へて行くものすら敢て珍らしくない。唯、千曲水系に沿ふて長野、上田あり、天龍水系に沿ふて飯田上諏訪あり、犀水系に沿ふて松本があつて或は地方政治の中心地として、或は特殊産業發祥の地として、或は周圍に多くの農村消費地を控ふるなど夫々特殊事情を生命として各々其地方に於ける商業都市たる資格外觀を兎も角も具有するに至つたものである。然るに近時(一)交通の發達に因る地方一般情勢の變化(二)同業者の過剩に因る營業上の競争の激化、不統制(三)商品及販賣方法に於て時代の趣向要求に適應しないものがあること(四)大都市商人及行商人の地方進出(五)販賣組合の發達等々各種事情の錯綜的打撃に加ふるに財界不況の累年の深刻化と繭糸價初め農産物價格暴落に因る一般農家購買力著減の事實とを以てして今や中小商業者は往々其販路の安定を失ふと同時に實質上地域的に販路が縮少せられた結果となり又日常最需用の多い重要商品に關し其取引種目と數量とを著しく減殺せられた許りでなく一方金融梗塞に因る資金難から問屋拂の澁滞に因る新規仕入

の絶望、手持商品資金化の爲にする焦慮的亂賣等々殆んど窒息的惡氣流の重壓下に滯いてゐる而も永年の間に醸成せられて引續き纏綿し來たる入組んだ各種事情の制約下に今更俄かに閉業もならず、進退兩難所謂閑店休業の苦境に沈淪してゐる者も亦尠くない。所へ一方には又不況深刻化の一所産として窮餘、蹶を捨て、俄かに小賣商人に轉職して來る者が地方に依つては若干増加の傾向さへあると謂ふに至つては斯業の不振に對して愈々拍車を掛けるものといふべきである。勿論此等は概ね所謂一時の泡沫的現象に過ぎないようであるが、それでも動もすれば之が爲に往々地方に於ける商人の競争意識から販賣の統制が攪亂せられることがないでもない、結局相率ゐて漸く所謂共倒れの危惧を抱かしむるものがあるようになったのである。而して彼上深刻痛烈骨を刺すような刺戟に對しては商人各自も亦自ら大に覺醒を餘儀なくせられ或は商業團體の活動を促して相共に販路の擴張開拓に、販賣の宣傳に、外來客の誘致に奔走之れ力め或は又商品原價の引下、販賣價格の統制及低利資金の獲得等を目的として各種の組合を組織する者や或は負擔軽減及經營の強化、合理化を目的として其營業を個人經營より會社經營にと變更して行く者等夫々自救對策を講ずる者が各地に出現して來て、舊態依然たる從來の狀況から觀て相當囑目に値するものがないでもないが、何しろ此現下の轉落的頹勢を阻止して所謂起死回生の効果を期待することの出來るのは専ら今後に於ける一般財界の好轉と業者各自の反省努力とに俟つべきものと思はれるのである。(木内)

(商業者數に關する調)

種別	昭和四年末	昭和五年末	昭和六年末
物品販賣業者	11,503人	10,971	9,481
國稅を納むるもの	4,072	3,933	3,754
縣稅を納むるもの			7

計	國稅を納むるもの		縣稅を納むるもの	
	國稅	縣稅	國稅	縣稅
其の他の業者	4,290	18,120	4,345	3,862
計	15,793	58,839	15,316	13,343
	74,633	73,907	55,105	68,448

(會社數)

年別	(昭和七年末現在)				
	商業	工業	農業	運輸	鐵業 其他
昭和三三年	728	490	63	117	3
同 四年	726	519	84	135	10
同 五年	821	500	79	127	4
同 六年	1,036	446	99	130	1
同 七年	1,101	660	196	147	1
計					

第一節

第一項 銀行業
第一目 普通銀行

沿革及現況

明治初年政府は財政上の必要から巨額の不換紙幣を發行したけれども其の後貨幣價值の下落に基く經濟界の動搖尠少なからざるものがあり不換紙幣の整理は政府當面の重大問題であつた。又當時米國に派遣されてゐた大藏少輔伊藤博文(後の公爵)が我國に米國の國立銀行の制度を採用したき旨を建議したので原則として米國國立銀行を模倣することに決定して、明治五年十一月國立銀行條例

(末尾條例要綱参照)を發布した、國立銀行條例は民間有産者に資本金五萬圓以上を以て國立銀行を組織させ、その資本金の四割は金貨を以てその發行する銀行紙幣の兌換準備に充て、その殘額即ち資本金の六割に當る額は政府紙幣(金札)を以て政府に上納し、政府は之と引換に同額の六分利付金札引換公債證書を下附し、銀行は紙幣發行の擔保として更に之を政府に預入し、政府より同額の銀行紙幣を受取り、之を營業資金として一般に貸出すと云ふ事柄を規定し、従つて國立銀行の創設は、政府に於ける不換紙幣を民間の兌換紙幣に轉化し之を銷却するのが第一の目的であつて國內産業の發達に資するための金融機關となるといふことは第二義的使命に過ぎなかつた、政府は條例公布と共に、國立銀行設立の多いことを豫期して、銀行紙幣千五百萬圓の發行準備をして置いたが期待に反して該條例により創立開業したものは僅かに第一(東京六年)第二(横濱七年)第四(新潟七年)第五(大阪六年)の四行に過ぎなかつた、従つて政府が製造した莫大なる銀行紙幣も空しく倉庫内に埋れることとなつて了つた。之を要するに不換紙幣濫發の害毒漸く市場に現はれ加ふるに貿易入超で正貨流出し金紙の差が段々増大し、銀行は紙幣を發行すれば直ちに夫れを以て正貨を取付けられる虞れがあつたからである。例へば横濱第二の如く遂に紙幣を發行しない了つた銀行もある。斯くて銀行は營業不振、經營困難に陥入り屢々政府に陳情し政府も又種々配慮したけれども及ばず結局條例改正を試る事となつたのである。かかる事情より政府は明治九年に至るや華士族の常祿を廢し、金祿公債に換へ之を原則とし國立銀行を組織せしめやうと云ふ意圖の下に同年八月同公債證書發行條例の發布と同時に國立銀行條例を改正して、(一)銀行紙幣の發行制限を擴張し、資本金の八割は四分以上利付公債證書を以て大藏省に預入し、同額の銀行紙幣の下付を受け又(二)正貨兌換の條項を削除し、資本金の二割に相當する通貨を以て兌換準備に充てることになつた。茲に於て正貨兌換

は全く廢棄されて銀行紙幣そのものが一種の不換紙幣となり、銀行の利益が増大したので國立銀行の設立數増加し、八年初に僅か四行にすぎなかつたのが同年末には二十六行となつたが、十年西南戰爭起るや不換紙幣の濫發を來した且又政府豫想の如く華士族が其の公債證書を流用し銀行の利に浴せんとするものが多くなつた結果、資本總額も四千萬圓以上上つたため同十二年設立の第五百十三國立銀行を最後として之が新設を許可しないことになつた。然し他に私立銀行が諸方に設立せられたこれは同九年八月の條例改正によつて國立銀行以外にも銀行の商號を用ゐることを許可されたためであつて即ち三井銀行などは此の時私立銀行として最初に創立されたものである。

叔斯様に多數の銀行が成立し金融機關は整備したけれども財界は甚だ不安定であつた。即西南戰爭に因る不換紙幣の増加、之に起因する物價騰貴、並に其の後の紙幣整理に因る物價下落で明治十七、八年は全國一般不景氣の嘆聲に充ち、従つて銀行の經營に苦しむもの少からず、遂に鎖店の余儀なきに立至つたものもあつた。越えて同二十年に至るや、漸く財界も安定し始め一般商況も順次立て直り來り鐵道の敷設を始めとし各種の事業も勃興し銀行營業も次第に隆昌に向ひ茲に始めて金融機關としての充分なる業蹟を擧げ得る様になつたのである。

斯かるうちに國立銀行營業免許期限も末期に近づいたので、政府は同二十九年營業滿期國立銀行處分法と營業滿期前特別處分法とを發布して、金融界の動搖を避くると共に營業者善後の方法を圖つた。

營業滿期國立銀行處分法により滿期に至り更に營業繼續のもの三十行、營業滿期前特別處分法によるもの九十二行合併により解消せるもの十六行、滿期解散八行、鎖店七行を算し國立銀行は同三十一年までに全く其の姿を消して了つたのである。

敍上國立銀行百五十余の内本縣下に於ては先づ松本十四が明治十年八月の開業で資本金十萬圓、其の後十五萬圓に増資し同三十年五月一日滿期前私立として營業繼續に決し、次に上田第十九が同十年十月の開業で資本金十萬圓後二十萬圓に増資し同三十年三月一日滿期前營業繼續、又飯田第十七が資本金五萬圓で十二年一月開業後十一萬圓に増資し同三十一年七月一日營業を繼續尙飯山第二十四が資本金八萬圓を以て十年十一月開業し後十三萬圓に増資したけれども營業不振事務不整理で同十五年八月遂に鎖店するに至り、松代第六十三は同十二年十二月開業資本金十萬圓であつたが其の後稻荷山第六十三銀行となり、資本金も十五萬圓に増資し、同三十年七月一日更に營業繼續をした。

如斯本縣は五行の國立銀行設立を見たが、飯山第二十四を除く外は何れも營業滿期前特別處分法に依り私立銀行として營業を繼續することに決定した、即ち現八十二銀行の前身たる六十三銀行及び十九銀行、現百十七銀行明治四十二年十二月七日東京市京橋區南傳馬町三丁目十四番地に移轉した第十四銀行の四行である。

而して當初は上記の如く國立銀行のみであつたが、明治九年八月銀行條例改正の結果私立銀行として、同十三年に上水内郡長野町（現長野市）に長野貯藏銀行、長野銀行、小縣郡上鹽尻村（現鹽尻村）に鹽尻銀行の三行が設立され、次で十四年に北佐久郡岩村田町に佐久銀行、東筑摩郡松本町（現松本市）に松本銀行、小縣郡築地村（現川邊村）に鹽田銀行、北佐久郡小諸町に小諸銀行、上高井郡須坂町に須坂銀行、小縣郡上田町（現上田市）に上田銀行、諏訪郡宮川村に宮川銀行、小縣郡手塚村（現西鹽田村）に手塚銀行、更級郡稻荷山町に稻荷山銀行、諏訪郡永明村に諏訪銀行の十行が設立され又逐次銀行類似の金融會社を設立するもの續出し明治十七年末には其の數五十行を算

するに至つたが、當時紙幣回收を動機として一般經濟界は不景氣に陥いつたため、之等の金融會社も其の營業振はず兩三年間に解散するものも出で同二十一年末には四十一行に減少した。

然しながら爾來沈衰の反動及び銀價の下落に基く物價騰貴を動機とし、企業熱勃興し従つて銀行業を經營するものも續出し之に加ふるに銀行條例が發布されたため従來の銀行類似會社も其の定款を改正し銀行としての許可を受けたため明治二十九年までに國立銀行の外普通銀行が六十三行設立されたのである。

同三十年國立銀行が私立銀行に變り我が經濟界より其の影を、消してから後、同三十五年の統計に依れば行數一三五資本金八、〇一一、〇四〇圓又預金貸付金の如きも急激に増加してゐる、如斯各地に竝立した小銀行の増加は其の間に徒らに競争を惹起して、相互に營業上の不利益を招くのみでなく、一旦財界に動搖の徵見ゆるときは各所に取付破綻休業等が頻發する虞があつたので政府に於ても漸く銀行濫設の弊を認め之を整理しやうとする意向を抱くやうになつた爲め其後新たに銀行の設立さるるものは稀れになつた。

大正十三年以降本縣に於ては政府の方針に基き各銀行の合併を慫慂した結果著しく其の數を減じ新銀行法施行期日たる昭和三年一月一日には設立最盛期行數の半數以上を減じて六十二行資本金七千二百五十六萬八千圓となつてゐた。

斯くして新銀行法に所謂猶豫期間の滿了たる昭和七年末までに合併解散二七、任意解散一六、存立期間滿了二、業務廢止二、銀行業廢止二、營業免許取消一、新立銀行五にて結局同年末に於ては行數一七、資本金四千八百六十三萬二千圓となつたのである。（末尾銀行法施行以來の銀行の變遷狀況參照）

昭和二年の金融恐慌の際には縣下銀行界に於ては別段破綻の憂目を見たものはないが昭和五年下期より昭和六年にかけて信濃銀行を初め外數行は相繼いで支拂停止又は支拂制限を行つたのである。昭和五年十一月十五日 太政官布告第三四九號

貨幣流通の宜を得運用交換の際に梗阻の弊なからしむるは物産蕃殖之根軸にして富國之基礎に候處從來御國內に於ても爲替兩替等を業と致し歐亞各國に通稱する「バンク」之業体に等しきものも有之といへども其方法の精確ならざると施爲之陋拙なるより充分人民之便益を得るに至らざるに付此度政府之公債證書を抵當として正金引換の紙幣發行の銀行創立の方法を制定し普く頒布せしめ候條望の者は其の力に應じて願出右銀行創立可致尤も其創立之手續營業の順序等者却て國立銀行條例同成規之條款に照準致し毎時確實に取扱候様可致候事

右の趣各地方官に於て管内不洩様布達可致依て條例成規共成本五部(三府ハ二十部)宛添此段相達候事但條例成規は書肆に於て發賣差許候條此段爲心得相達候事

國立銀行條例 要綱

- 第一條 凡三節 銀行成立ヲ願請スル手續ヲ明ニス
- 第二條 凡五節 株金ノ募方及創立證書銀行定款ノ差出ヲ明ニス
- 第三條 凡五節 開業免狀ノ渡方證書定款鈐印ノ手續ヲ明ニス
- 第四條 凡八節 銀行起業ノ順序及役員上任ノ制限ヲ明ニス
- 第五條 凡十四節 株高ノ定規株主ノ權利制限及元高制限等ノ手續ヲ明ニス
- 第六條 凡十六節 銀行元金高ノ制限及其集合方法公債證書紙幣交換等ノ手續ヲ明ニス
- 第七條 凡八節 開業免狀ヲ渡セシ後入金ノ割合月賦ノ手續ヲ明ニス

- 第八條 凡九節 銀行紙幣ノ製造方及其品類紙幣通用ノ能力並破損交換等ノ事
- 第九條 凡六節 銀行ヨリ預ケタル公債證書改方並臨時證書ノ入換其他利息受取方ノ事
- 第十條 凡四節 銀行營業ノ資本及地所物件賣買ノ制限ノ事
- 第十一條 凡九節 銀行營業ノ制限貸付金預リ金準備金等ノ定規ノ事
- 第十二條 凡六節 銀行ヨリ差出ス報告書計表ノ手續ノ事
- 第十三條 凡七節 銀行利益金分割ノ手續ノ事
- 第十四條 凡二節 銀行ハ追テ税金ヲ納ムヘキコトヲ明ニス
- 第十五條 凡四節 銀行ハ爲替方トナリ大藏省官員ト同ク職務ヲ取ルコトアルノ手續ヲ明ニス
- 第十六條 凡五節 銀行ハ其紙幣引換ノ爲別店ヲ開キ又ハ他ノ銀行ニ引換方ヲ依願スルコトヲ得ルノ手續ヲ明ニス
- 第十七條 凡四節 銀行ノ事務實際檢査ノ爲メ紙幣寮ヨリ檢査役派出ノ手續ヲ明ニス
- 第十八條 凡十五節 銀行ニテ紙幣引換ヲ拒ミシ時ノ處置特例監督役跡引受人等々ノ取扱方等公債證書没入紙幣引換等ノ手續ヲ明ニス
- 第十九條 凡八節 銀行鎖店ノ手續及其紙幣引換ノコトヲ明ニス
- 第二十條 凡三節 別段ノ銀行モ此條例ニ從テ轉業シ得ルノ手續ヲ明ニス
- 第二十一條 凡一節 此ノ條例ニテ發行スベキ紙幣ノ概算ヲ明ニス
- 第二十二條 凡三節 此ノ條例ニテ發行スベキ紙幣ノ外他ニ金券又ハ紙幣ノ類ヲ發行スル銀行ヲ禁止スルコトヲ明ニス
- 第二十三條 凡二節 銀行ノ訴訟ハ一般ノ處置ト異ナラザルコトヲ明ニス

- 第二十四條 凡二節 銀行ノ簿記計表報告書等ノ文例ヲ明ニス
 - 第二十五條 凡四節 銀行ノ役員奉務上ノ禁令ヲ明ニス
 - 第二十六條 凡五節 銀行ノ頭取取締役處務上ノ禁令ヲ明ニス
 - 第二十七條 凡四節 紙幣製造ノ禁令ヲ明ニス
 - 第二十八條 凡二節 條例更正ノ事ヲ明ニス
- 通計 二十八條 一百六十一節

(小林)

銀行法施行以來の銀行變遷狀況

年 末 行 數	昭 和 年 代					
	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年
新 立 行 數	六	四	三	一	二	一
合 併 解 散 行 數	—	—	—	—	—	—
任 意 解 散 行 數	—	—	—	—	—	—
法 定 解 散 行 數	—	—	—	—	—	—
商 事 會 社 變 更 行 數	—	—	—	—	—	—
銀 行 業 廢 止 行 數	—	—	—	—	—	—
營 業 免 許 取 消 行 數	—	—	—	—	—	—
年 末 行 數	七九、五六八	七二、六七六	七〇、五八八	六四、〇三三	五〇、二五〇	四九、六三三

變遷の狀況

行 名	昭 和 二 年 末 現 在		變 遷 の 狀 況							昭 和 七 年 末 現 在	
	公 稱 資 本 金	千 円	昭 和 三 年 中	昭 和 四 年 中	昭 和 五 年 中	昭 和 六 年 中	昭 和 七 年 中	行 名	公 稱 資 本 金	千 円	
柳澤銀行	六〇		昭和三三年三月二十七日川西銀行新立合併					川西銀行	一、〇〇〇		
前山銀行	一五										
川西銀行	二五〇										
越戸銀行	二〇〇										
更埴銀行	六九〇		昭和三三年四月四日須坂商業銀行吸合併					更埴銀行	一、〇〇〇		
須坂商業銀行	二五〇										
小松原銀行	一〇〇										
西條銀行	五〇〇										
綿内銀行	五〇〇										
鴻商銀行	一、〇一〇										
長野實業銀行	四、二〇〇		昭和三三年四月七日信濃銀行新立合併					信濃銀行	一四、〇〇〇		
中信銀行	一〇、二五〇										
榮銀行	一、〇〇〇										
小諸銀行	四、三〇〇										
永積銀行	一五〇										

興信銀行	三〇〇	昭和十七年六月二十七日任
中洲銀行	七〇	昭和十七年六月二十七日任
保全銀行	一〇〇	昭和十七年六月二十七日任
左坂銀行	二〇	昭和十七年六月二十七日任
長野農工銀行	六,〇〇〇	昭和十七年六月二十七日任
共通銀行	七五	昭和十七年六月二十七日任
高井商業銀行	二〇	昭和十七年六月二十七日任
青木銀行	八〇	昭和十七年六月二十七日任
中野銀行	一七五	昭和十七年六月二十七日任
三田村銀行	二〇	昭和十七年六月二十七日任

1101

延徳銀行	五〇	昭和十四年十月三十日任
港屋銀行	三〇	昭和十四年十月三十日任
東山銀行	七五	昭和十四年十月三十日任
西内銀行	三〇	昭和十四年十月三十日任
御嶽堂興産株式會社	二五	昭和十四年十月三十日任
佐久殖産銀行	三〇	昭和十四年十月三十日任
新海銀行	一〇	昭和十四年十月三十日任
長久保銀行	五	昭和十四年十月三十日任

第二目 農工銀行

長野農工銀行は明治二十九年四月農工銀行法が公布された翌々年三月營業所を上水内郡長野町（現長野市）に置き、資本金百萬圓を以て營業を開始した。爾來業務の刷新、貸付範圍の擴張をな

1101

し鋭意需用者への貸付に努め又債券を發行して資金の調節を計り縣下の不動産の資金化をなす等産業の改良、發達に盡力すること尠くなかつたが、大正十年法律第八〇號「日本勸業銀行及び農工銀行合併に關する件」なる法律の制定に依り昭和五年十一月日本勸業銀行に合併され、長野農工銀行本店は日本勸業銀行長野支店に、日行松本支店は日本勸業銀行松本支店に、その他同行の支店は日本勸業銀行出張所に夫々名稱が變更せられた。(小林)

第三目 貯蓄銀行

維新前には貯蓄銀行の名稱に該當するものはなく、僅かに備荒の爲米穀の貯藏をするといふ制度があつたにすぎなかつたが、維新後「驟遷貯金」の方法を設け、始めて公衆のため貯金の業務を行ふに至つた。併し之は國家經營の事業であつたので、未だ之を以て今日の貯蓄銀行の前身であるといふ事は出来ない、前身と見得るものは、全國を通じてただ山梨縣の「山梨興産社」あるのみといふ事であつた。本縣下に於ける貯蓄銀行は、その沿革詳でないが、明治十三年上水内郡長野町(現長野市)に於ける資本金十萬圓の長野貯藏銀行を嚆矢としその他小諸貯金、東信貯金、協入貯金、布施貯金、野澤貯金等の專業銀行の外貯金を兼營する銀行は數行に及んだ。大正十年四月現行貯蓄銀行法が公布實施されて當座預金特別當座預金等の普通銀行業に屬する預金の受入及び爲替取引をなす事を禁じられ、且貸出方法も大いに制限されて以前の如く自由な放資をする事が出来なくなつたので、前述の諸銀行は他の銀行と合併又はその業務を廢止し姿を沒するに至つた、現在の長野貯蓄銀行は大正十年十一月資本金百萬圓を以て長野市に設立されたもので松本市に支店を設けると共に、縣下樞要銀行の本支店並に個人を店主とする代理店八十五を設置し専ら貯蓄業務を司つてゐる。(小林)

第二項 無盡業

營業無盡の沿革は大藏省の調査によると明治三十四年七月戸田喜三郎外五名よりなる「共營貯蓄合資會社」を嚆矢としてゐる、その後明治四十年前後營業無盡は既設會社の發展に刺戟されて續々出現した、然しながら未だ經營に充分の經驗がないのと、掛金契約者の中には理解なきものが多かつたために、經營上に支障を來し、多數契約者に迷惑をかけたのは勿論、營業者も損失を蒙る等地方金融界に悪影響を與へたこと少くなかつたのである。尋で大正四年六月法律第二十四號を以て無盡業法公布せられて、同年十一月一日より實施することになつてからは、營業は免許制度となり、且種々なる監督を加へられるとともに、斯業は漸次助成せられ次第に堅實な發達をとげ、今や中産階級以下に於ける唯一の金融機關となつたのである、而して縣下に於ける營業無盡は大正十四年二月南佐久郡野澤町に資本金十萬圓北信一帯を營業區域とする「信濃無盡株式會社」が設立免許となつた同社は上田市、長野市及小諸町に支店を有し松代町に代理店を持つてゐる、又昭和二年五月には諏訪郡の上諏訪町に資本金十萬圓南信一帯を營業區域とする「南信無盡株式會社」の設立免許を見た同社は松本市に支店を設置すると共に各地に出張所を設け信濃無盡株式會社と共に銀行に亞ぐ金融機關として、その機能を發揮してゐる。(小林)

第三項 講會

沿革 法制史家の説くところに據れば「たのもし」或は「むじん」なる語は建治元年既に用ひられて居たもので此の時代を溯ること遠からざる時代に現今の頼母子或は無盡と稱せらるる經濟現象の發生を見て居たものとされてゐる。

無盡と頼母子とがその發生の當初に於て如何なる目的及機能を有したか又兩者の區別、異同の點については學說區々であるがとにかく時代を經るに従つて是等のものの隆盛を來たし徳川時代に入

りては無盡と頼母子とは同義異語として使用せられ「たのもしむじん」なる名稱が生じ又無盡講、頼母子講等講なる文字を用ひらるるに至つたのも此の時代からであると謂はれて居る。

徳川幕府時代には所謂取退無盡と稱する射幸的無盡が盛に行はれ幕府は屢々禁令を發して此の種の無盡を取締つたものであるが之を根絶することが出来ず明治に入つても相當長い間之を行ふものがあり現に縣下にも其の記録が残つて居るのである。

然し本來の無盡講、頼母子講は金融機關として發達を遂げつつ明治維新に及んだものであつて今では全國に普及して居る而して無盡講、頼母子講の消長は明白で無いが何よりも一般金融機關に比して隣保共助の精神に基調を置いて、金融が容易に取扱はるる所から其發達も著しかつたことは想像に難くない又之が主として中流以下の金融機關として重要であつたのは言ふ迄も無く且田舎に於ては善隣の修特に厚きが故に自然其の數が多かつた事は謂ふ迄もないことである、又最近の如く諸種の金融機關が發達する迄は農村唯一の庶民金融機關として存在して居た譯であつて各種の金融機關が發達した今日に於ても尙且小經濟の分野に於て其運営上多大の便宜を與へつゝあるのである。而して縣下に於ける無盡講、頼母子講の數は昭和七年末に於て實に一萬八千四百十二の多數を示して居るが古くは明治三十一年、同三十三年、同三十四年、同三十五年に夫々一つ宛計四を設立されたが尙其後明治年代に設立され今日繼續して居るものが、百三十、大正年代に設立されたものが一万四千五百五、昭和年代に設立されたものが三千七百七十七、(昭和七年末迄)であつて明治三十一年以來今日迄三十數年に亘る長期のものが今尙存して居るが之等議員の内には先代の加盟に係るものが少なくない。

縣下に於ける無盡講、頼母子講の多數は右の如く大正年代に設立されたもので就中大正十二、三年

前後の好景氣時代に最も多數の設立を見たのである。

近時社會の進運に伴つて思潮の變遷亦著しく古來隣保共助の美風を基調とする之等無盡講、頼母子講等の金融機關に於ても其の發達して共に兎角議員間の團結昔日の如くならざるものがあり經營如何に依つては随分不測の弊害の生ずるものが尠くないのに鑑み縣は昭和五年六月一日縣令第三十六號を以つて長野縣講會取締規則を制定し爾來之に依つて取締を行ふと共に其堅實なる發達を圖りつゝある所である。

現況 無盡講、頼母子講は近年の異常なる不況に遭遇して昭和四年以來一般に其經營は意の如くならず拂込金の停滯は會を重ねる毎に其の數を増し爲に縣下一千八百に餘る之等無盡講、頼母子講は何れも其の將來を氣遣はるゝに至り自然休會するものが漸く其の數を増しつゝある状態になつたのであるが此の趨勢は昭和五、六年になつても唯愈々深刻を加ふるのみであつて休會講數の増加に止まらず或は未取者の掛込金廢止、或は年内開會度數の減少或は掛込金の減額等を爲すもの續出し將來存續困難の見込を以つて中途解散を爲すに至つたものも相當多數に上つて居る更に昭和七年に於ても依然として右の趨勢は持續され好轉を見るに至らなかつた昭和八年に於ては糸價の騰貴に依り一時好轉の曙光見えたが忽ち糸價慘落の爲前年來開會の時期を覗つてゐた休會講も遂に復活の機會を得ず其のまゝとなつたもの多き状態で今や縣下の無盡講、頼母子講の約半數は復活に困難を感じつゝあるのみならず爾餘のものにも内容整理に相當困難を感じつゝあるものが多數あるものと思はれる。(和田)

講會總數

一八、四二二 (昭和七年末)

一ヶ年間總掛金額

三二、〇二六、八四五四七三五 (同)

(郡市別無盡講頼母子講數) (昭和七年末)		(一ヶ年間總掛金額) (昭和七年)	
郡市名	講數	郡市名	總掛金額
南佐久郡	一、一五二	更級郡	一、六七六、七三三、五〇〇
北佐久郡	二、二〇九	埴科郡	九五六、九八五、〇〇〇
小縣郡	二、九八九	上高井郡	一、三四七、四三七、〇〇〇
諏訪郡	八二四	下高井郡	一、四五六、九九六、〇〇〇
上伊那郡	二、二四六	上水内郡	一、五七三、七二七、〇〇〇
下伊那郡	二、八七五	計	一八、四二二
西筑摩郡	四一九	松本市	一、七七一
東筑摩郡	四三六	上田市	八七六
南安曇郡	六九九	計	一、七七一
北安曇郡	八四三	計	一八、四二二
南佐久郡	一、四三三、六九九、〇〇〇	更級郡	一、六七六、七三三、五〇〇
北佐久郡	二、六五八、一五五、〇〇〇	埴科郡	九五六、九八五、〇〇〇
小縣郡	二、一八七、四九九、五六〇	上高井郡	一、三四七、四三七、〇〇〇
諏訪郡	一、三三七、三七六、〇〇〇	下高井郡	一、四五六、九九六、〇〇〇
上伊那郡	三、〇三九、八七八、三六〇	上水内郡	一、五七三、七二七、〇〇〇

(組織年別講數) (昭和七年末)		(昭和七年末)	
年別	講數	年別	講數
明治三十一年	一	昭和二年	一、一〇八
三十三年	一	三年	一、〇七五
三十四年	一	四年	一、一九八
三十五年	一	五年	三二六
三十六年	二	六年	五九
三十八年	一	七年	一一
三十九年	二		
四十年	七		
四十一年	七		
四十二年	一三		
四十三年	九		
四十四年	二七		
大正二年	一一三	昭和二年	一、一〇八
三年	九五	三年	一、〇七五
四年	一三六	四年	一、一九八
五年	二三一	五年	三二六
六年	三一八	六年	五九
七年	四一四	七年	一一
八年	七〇七		
九年	四六二		
十年	一、五二二		
十一年	一、八九二		
十二年	一、七八〇		
十三年	二、二二三		

四十五年 五八

十四年 二、五九二
十五年 二、〇四〇

三〇

計 一三〇

計 一四、五〇五

計 三、七七七

度量衡

檢定 本縣内の製作者は量衡器一名、量器一名、計量器一名又修復者は度量衡器五名であつて昭和七年度に於ける檢定箇數は量器八千八十一箇衡器一萬七千四百箇計量器三十一箇合計二萬五千五百十二箇此の檢定手数料収入額參千四百拾七圓五拾四錢である。

取締 度量衡の取締は第一種取締、第二種取締及び計量取締の三種に區分するが共に其の目的は不法行爲を未然に防遏し計量の正確を保持するにある。

第一種取締は之が執行の場合には豫め市町村の擔當吏員を招集し脱檢器物を防ぐ爲實地調査の方法、受檢上の注意事項、その他に就き指示、打合を爲し取締の周到を圖つてゐる。最近に於ける縣内の度量衡器、計量器の使用人數は六萬七千九百十六戸其の使用器物數四十萬七千八百八箇である。

第二種取締に就ては取引の狀況及び使用狀態を考慮して隨時適切なる取締を爲すは勿論なれども場合に依り警察署長、市町村長をして毎年一回以上の取締を行はしめてゐる。今昭和六年度に於ける取締成績を示さば臨檢戸數二萬一千八百九十一戸内違反者五百八十六戸、告發せし犯罪件數は百二十三件である。

計量取締は第二種取締同様主として警察署長、市町村長之れが衝に當り毎年一回以上取締を行ふ

外年末、年始、中元、其の他商品の賣出期、農産物の出盛期等には特に取締を勵行してゐる、昭和六年度に於ける取締成績は取締戸數五萬九百四十一戸、取締を行ひし商品數十四萬八千七百二十二件内量目不足せる商品七百五十六件、告發件數十五件である。

指導 度量衡器、計量器の改善發達を期せむが爲隨時製作業者を招集し工作上の注意を與ふると共に各工場の設備を完全にし機械力の應用に依り器物の堅牢精緻並生産能率の増進を圖るべく指導し又計量上の弊害矯正に就ては單に取締のみにては其の目的を達すること出来ないから一面各種の機會を利用し講習講話、活動寫眞並展覽會等を催し又は印刷物を配布して一般世人の計量思想の啓發に努めつつあるメートル法度量衡に就ては日本度量衡協會長野縣支部と協力し宣傳ポスター、印刷物の配布、講習、講話會、活動寫眞、演劇、記念日の實行宣傳等に依り一般民衆に法の趣旨を周知せしめ又白米、菓子、茶、肉類等日用品の販賣商組合に對しては直接吏員を派遣し實行上に就て組合と協調せしめ或は又實行成績の優良なる組合に對しては獎勵金を交付する等専ら之れが實行促進を圖つた結果現在メートル法實行の組合六十五を算するに至つた。

需用 現在縣内の度量衡器販賣者は百八十六名計量器販賣者は三百六十三名で昭和六年度の販賣高は度量衡器十二萬九千七百七十二箇此の價格八萬六千三百三十一圓計量器三萬一千四百八十九箇此の價格四萬九千七圓である。(藤崎)

第三節 商工業の団体

第一項 同業組合

沿革及現況

明治三十三年法律第三十五號を以つて重要物産同業組合法が發布されて以來同法に依る組合が漸次設置せらるる様になつたもので現在縣下に四十五組合設置されて居る而して此の内小縣、下伊那上水内、上高井、木曾の各蠶種同業組合は現行の重要物産同業法組合法の前身とも云ふべき重要輸送品同業組合法に依つて明治三十一年及同三十二年に既に設置されて居たもので即ち重要物産同業組合法が明治三十三年四月一日より施行と同時に重要輸出品同業組合法が廢止され其際右各組合は其の儘重要物産同業組合法に依つて設置されたものと認められたのである。

縣下四十二組合の内商工業關係のものは左表の如く八組合である而して長野縣肥料同業組合は昭和四年に設置されたもので其の前身は北信、中信、諏訪、上伊那、下伊那、上小、佐久の七肥料商同業組合に依つて組織されて居た長野縣肥料商同業組合聯合會である昭和四年縣下一圓を地區とした右の長野縣肥料同業組合が設置されるに及び右の七組合と其の聯合會とは解散されたのである各組合は設置以來營業品の検査や營業上の弊害防除に努むると共に講習會、講話會の開設、共同購入共同販賣の斡旋等を爲して極力其の目的の貫徹に努めて居るのであるが最近經濟界の不況に災はされ組合員の經費納入不良から事業不振に陥つて解散状態にあるものもある。(和田)

組合の名稱	事務所所在	地 區	營業の種類	設立年月日	組合長氏名
長野製紙同業組合	下水内郡飯山町	下高井郡 下水内郡	製紙同原料販賣 紙販賣	明治四十三年一月	東 喜 助
下伊那郡元結同業組合	下伊那郡上飯田	下伊那郡	元結製造同販賣	明治四十五年五月	市 瀬 泰
信州人蔘同業組合	南佐久郡中込町	南佐久、北佐久、小縣郡	藥用人蔘製造同販賣	明治四十五年七月	渡邊治之助

同業組合一覽

昭和九年一月三十日現在

南信藥業同業組合	松本市中町四百七十二番地	松本市、東筑摩郡、南安曇郡、西筑摩郡、上伊那郡、諏訪郡	賣藥製造藥品販賣 賣藥請賣	大正八年七月	岡野美岐雄
長水製麻同業組合	上水内郡聯合事務所	長野市 上水内郡	麻絲織物製造並販賣	大正八年十二月	(副) 鎌倉太彌治
下伊那郡傘同業組合	下伊那郡喬木村八十二番地	下伊那郡一圓	傘製造同販賣	大正十四年四月	原 唯次郎
信州山葵同業組合	南安曇郡穂高町	南安曇郡	山葵生産加工販賣業	大正十年十二月	青柳 豊 秋
長野縣肥料同業組合	長野縣廳内	長野縣一圓	肥料賣買肥料製造肥料輸入肥料移入營業	昭和四年十月	伊藤傳兵衛

計 八組合

第二項 商業組合

現 況

中小商業者の窮狀打開の爲政府は昭和七年の臨時議會に於て商業組合法の協賛を経同年九月五日法律第二十五號を以つて發布同年十月一日より之を施行せられたので之に依つて全国的に商業組合が設立され多數の中小商業者は互に協同して業界の發展を圖ることになつたのである本縣では松本市に於ける米穀の小賣業者が松本米穀商業組合を組織したのが最初で之は昭和八年三月二十九日設立認可された尙本法施行以來各地で右組合の設立の計劃を進められて居るが今日迄に發起届出を爲したものと數は十六、其の内設立の認可申請を爲したものが九で内設立の認可ありたるものは都合

未設の六組合である而して既設各商業組合は何れも第一回の出資拂込を了し登記済のもので共に所期の目的達成に邁進しつゝあるが商品の共同仕入、商品の検査、営業上の統制、資金の融通其他夫々適當なる共同施設を行ひつゝありて既に相當の成績を擧げてゐるものもあり各組合共漸次良好の成績を収むるものと認められる。(和田)

商業組合一覽 昭和九年一月二十七日現在

名 稱	事務所 所在地	組合員たる資格	組合員數	出資口數	出資金額	出資總額	事業計劃
-----	---------	---------	------	------	------	------	------

松本米穀商業組合 (昭和八、三、二九)	松本市 大字北深 志柳町九番地の四	米穀小賣業者を營む者	三	六三三	三〇	一三、四六〇 (三、一四五)	一、取扱商品の仕入 二、取扱商品の保管、運搬 三、取扱商品の検査 四、營業に關する統制 五、資金の貸付及貯金の受入 六、精米所設置 七、倉庫の設置
長野乗用貸切自動車商業組合 (昭和八、五、二二)	長野市 堂町九番地	乗用貸切自動車業者を營む者	一七	一五〇	四〇	六、〇〇〇 (一、五〇〇)	一、油類及自動車部分品の購入 二、營業に關する統制 三、資金の貸付及貯金の受入 四、共通乗車券の發行 五、ガソリンスタンド設置 六、油類及自動車部分品の購入 七、營業に關する統制 八、資金の貸付及貯金の受入
松本自動車運輸商業組合 (昭和八、七、五)	松本市 大字筑摩 地一七六番	貨物貨切自動車運輸業者を營む者	一一〇	五四〇	三〇	一〇、八〇〇 (三、七〇〇)	一、自動車々車設置 二、ガソリンスタンド設置 三、共通乗車券發行 四、自動車修繕工場の設置 五、車輛の購入及中古車の委託賣捌
小縣浴場商業組合 (昭和八、八、三〇)	上田市 大字常入 地一六〇番	小縣郡の北部十八ヶ村 浴場業者を營む者	三六	五〇〇	三〇	一〇、〇〇〇 (三、五〇〇)	一、石炭其他燃料の購入 二、入浴用品の仕入 三、燃料の保管、運搬 四、營業に關する統制 五、資金の貸付及貯金の受入 六、倉庫の設置 七、備品藥品の購入
上田市浴場商業組合 (昭和八、九、五)	上田市 大字常入 地一七〇番	上田市 浴場業者を營む者	三二	五〇〇	三〇	一〇、〇〇〇 (三、五〇〇)	一、石炭其他燃料の購入 二、入浴用品の仕入 三、燃料の保管、運搬 四、營業に關する統制 五、資金の貸付及貯金の受入 六、倉庫の設置 七、備品藥品の購入
松本豆腐商業組合	松本市 大字北深 志西堀町二五七番	松本市 外十ヶ村 豆腐類の小賣業者を營む者	三三	二〇〇	三〇	五、〇〇〇 (一、〇〇〇)	一、共同仕入 二、共同設備 三、商品の検査 四、營業に關する統制 五、資金 貸付及貯金の受入 六、其他

計

六組合

三〇三 二、五三三

五三、二六〇

三二六

第三項 工業組合

沿革及現況

大正十四年法律第二十八號を以つて重要輸出品工業組合法が發布され同年九月一日より施行され
 たが當時本縣には本法に依る組合の設立を適當とするものが無かつたので自然其の儘となつて居た
 が政府は輸出貿易の振興を期すると共に地面内地工業の振興を圖るの急務なるを認められ昭和六年
 法律第六十二號を以つて重要輸出品工業組合法を改正せられ名稱を單に工業組合法として廣く内地
 向重要工産品の製造に適用せらるゝ様になつたのである爰に於て内地向を主とする工産品の製造者
 は漸次組合を設立するようになり本縣に於ても本法の趣旨を普及徹底し之が設立を奨むる所があつ
 たけれども當業者が比較的氣乗薄であつた爲最近まで組合の設立を見なかつたのである然れども財
 界の不況は益々深刻を加へ中小工業者は愈々苦境に陥る所から最近組合の設立を企圖するものが弗
 々現はれて來た即昨昭和八年には小縣郡長窪古町及武石村を地區とする立岩製紙工業組合が設立さ
 れ續いて昭和九年二月上田市を地區とする上田和洋家具建具工業組合が設立認可となつて居る尙此
 の外に設立計画中のものが若干あるが其の内發起に届出を了して居るもの三を數へ此等は夫々近く
 設立の認可を申請する筈である。而して縣は昭和八年度以來縣下各地に亘つて一層之等組合の組織
 を促進し又既設組合に對しては愈々其圓滿なる發達を遂げしむる爲樞要地に講演會、講習會を催し
 或は各地視察を奨め或は吏員を派して組合の現況調査及指導を爲しつゝある。(和田)

工業組合一覽

昭和九年一月二十七日現在

名 稱 (附認可年月日)	事務所 所在地	地 區	組合員名 格	組合 員數	出賣 口數	出資一口 の金額	出資總額 (附第一回拂込)	事 業 計 劃
立岩製紙工業組 合 (昭 八、七、二八)	小縣郡 長窪古町	小縣郡 長窪古町 武石村	製紙業を 營む者	三〇人	一〇〇口	四〇〇 圓	四、〇〇〇 圓 (一、〇〇〇)	一、製品の検査 二、製品の共同販賣 三、原料材料及共同購入 四、加工及共同設備 五、資金の貸付及貯金の受 入 六、指導研究、調査
上田和洋家具建 具工業組合 (昭和 九、二、二〇)	上田市 大字上田 四六二二 番地	上田市	和洋家具 建具の製 造を營む 者	四〇人	三三三 口	三〇〇 圓	四、四六〇 圓 (一、二五〇)	一、共同設備 二、製品の検査及取締 三、製品の販賣 四、營業必要なる物の供給 五、資金の貸付及貯金の受 入 六、指導研究調査
計	二組合			六〇	三三三	八、四六〇		

第四項 酒造組合

沿革及現況

酒造業に關する組合は明治三十二年勅令第三百四十號を以つて酒造組合規則が發布され之に依り
 全縣的に酒造組合が設置さるゝに至つたものである本縣で最初に組合を設置されたものは北信、上
 伊那の兩酒造組合であつて明治三十二年十一月である續いて同三十三年には諏訪、下伊那、北安曇
 上高井、下高井の五組合が設立され漸次縣下酒造界の統制と連絡ある活動とを見るに至つた而して
 同三十八年には法律第八號を以つて酒造組合法が發布され之に依りて夫々組合の基礎を固むると共

三二七

に機能の擴充を圖ることが出来るようになる爲に組合の設立を促進したのである即同三十八年下水内、同三十九年西筑摩の組合が設立され同四十二年には以上の九組合を以つて長野縣酒造組合聯合會の組織を見各組合間の連絡統制は一層鞏固圓滑となり更に更に同四十三年に中信、上田の兩組合、大正二年には佐久の酒造組合が設立されて縣一圓に及んだのである各組合は設立以來品評會、喇酒會、視察、調査、研究、指導等を行ひ極力品質の改善を圖ると共に販路の擴張宣傳等に努め業界の發展に努めつゝあるのである。(和田)

名	稱	事務所所在地	地區	組合員數	設置年月日	組合長氏名
佐久酒造組合		北佐久郡 岩村田町	北佐久郡	三〇人	大正二年 二月六日	井出今朝平
上田酒造組合		上田市 新參町	上田市	三四	明治四十三年 一月十日	杏掛正一
諏訪郡酒造組合		諏訪郡 上諏訪町	諏訪郡	一九	明治三十三年 十二月七日	土橋四郎
上伊那郡酒造組合		上伊那郡 伊那町	上伊那郡	三〇	明治三十二年 十一月十日	黒河内義夫
下伊那郡酒造組合		下伊那郡 飯田町	下伊那郡	四四	明治三十三年 一月十七日	野原文四郎
西筑摩郡酒造組合		西筑摩郡 福島町	西筑摩郡	一一	明治三十九年 九月二十九日	川合新助
中信酒造組合		松本市 南深志	松本市 東筑摩郡 南安曇郡	五一	明治四十三年 五月十四日	丸山紋一郎

酒造組合一覽

昭和九年一月三十日現在

北安曇郡酒造組合	北安曇郡 大町	北安曇郡	一四	明治三十三年 一月二十三日	福島幸重
北信酒造組合	長野市 西之門町	長野市 更級郡 上水内郡	三六	明治三十二年 十一月十日	藤井伊右衛門
上高井郡酒造組合	上高井郡 須坂町	上高井郡	一六	明治三十三年 一月二十六日	小林常二郎
下高井郡酒造組合	下高井郡 中野町	下高井郡	二三	明治三十三年 九月一日	佐藤喜惣治
下水内郡酒造組合	下水内郡 飯山町	下水内郡	八	明治三十八年 十月一日	松山新兵衛
長野縣酒造組合聯合會	長野市 産業會館内	長野縣	一二	明治四十二年 六月三日	野原文四郎
計	組合 一二 聯合會 一		三一六		

第五項 準則組合

沿革及現況

往昔五人組、十人組等と唱へられた商習慣に依る寄合が明治十七年農商務省達第三十七號同業組合準則の公布と共に漸次同準則に依る組合となつたものと云はれてゐる現在縣下に二十四組合設置されて居て其の内商工業關係のものは左の通りである此等組合は設立以來和衷協同營業上の弊害矯正を主目的として種々な施設を試みつゝありて孰れも相當の効果を擧げてゐるが最近財界の不況から團結力を失つて事實上解散状態に立到つたものがある。(和田)

同業組合準則ニ基ク組合一覽

昭和九年一月三十日現在

組合ノ名稱	事務所所在地	地 區	營業ノ種類	設置年月日	組合長氏名
下伊那醬油醸造組合	飯田町	下伊那郡一圓	醬油醸造業	大正十二年八月	木下俊志雄
北安曇郡醬油醸造組合	北安曇郡大町	北安曇郡一圓	同	大正十年十一月	平林秀吾
中信醬油醸造組合	松本市	東筑摩郡、西筑摩郡、南安曇郡、松本市一圓	同	大正七年七月	武井由太郎
長野更水醬油醸造組合	長野市	長野市、上水内郡、更級郡一圓	同	大正十二年八月	佐治木清七
高水醬油醸造組合	下高井郡中野町	上高井郡、下高井郡、下内郡一圓	同	同	綿貫一郎
上田、小縣、埴科醬油醸造組合	上田市房山	上田市、小縣郡、埴科郡一圓	同	同	柳澤富八
佐久醬油醸造組合	北佐久郡岩村田町	北佐久郡、南佐久郡一圓	同	同	阿部美雄
上伊那郡醬油醸造組合	上伊那郡伊那町	上伊那郡一圓	同	明治四十五年三月	重盛二三四
諏訪醬油醸造組合聯合會	諏訪郡諏訪町	諏訪郡一圓	同	大正十二年八月	林新一郎
長野縣醬油醸造組合聯合會	長野市田町	長野縣一圓	同	大正十三年六月	佐治木清七

松筑牛乳組合	松本市清水町	松本市、東筑摩郡一圓	牛乳販賣業	大正八年五月	戸田喜作
信州杞柳製品組合	下高井郡延徳村	下高井郡一圓	杞柳製品製造販賣業	大正十四年十月	金子隆次
高水麵組合	下高井郡中野町	上高井郡、下高井郡、下内郡一圓	麵製造販賣業	大正十二年十月	綿貫與六
長野縣洗染クリーニング組合	長野市緑町(長野商工會議所)	長野縣一圓	洗染クリーニング業	昭和三年十一月	大屋愛三郎
長野縣土木建築請負業組合	長野市南長野徳永町	長野縣一圓	土木建築請負業	昭和八年十二月十九日	
計	一五組合				

第六項 商 工 會

現 況

本縣の商工業者は漸次増加の傾向を辿りつゝありて最近に於ては約八萬人に及んで居る而して其の取扱に係る商品の價額は確實なる統計が無いので其の數字を明かにすることは困難であるが工業方面の生産額のみにも最近二千六百萬圓(蠶絲を除く)に達する事實より見れば、頗る尨大な金額に上る事は蓋し想像に難くない所である従つて其の消長は縣民の實生活の上に至大の關係を有するものであるが今や財界不況の深刻化と共に擧げて不振のどん底に沈淪してゐる。之に對して適切なる救済助長、奨勵の方途を講ずるは頗る必要であるとせられてゐる。

而して之が一方法として考へらるゝのは商工業團體の組織である即共同團結の力に依り業者相互

間の福祉を増進すると云ふ事であるが今縣下には斯種申合せに依る商工會、商工組合等の團體が百六十一あつて二千人に近い會員を有してゐるが何分其の組織や構成が區々で又必ずしも其の結束が鞏固でなく動もすれば連絡統制を缺き其上財政難で事業も比較的貧弱なものが少くない従つて思ふ様に成績を収むることが困難である故に縣は近く之等の團體に關する適切なる規程を制定して連絡統制を容易ならしむると共に漸次内容の擴充を圖り有力なる商工團體たらしめ以つて大いに斯業の爲に貢獻せしめんことを所期して居る。

而して現在の申合せに依る商工會、商工組合等の事業の主なるものは共同街飾、共同賣出、店員徒弟の表彰慰安會、視察旅行等である。

尙大町商工會は明治十五年に設立され即縣下に於ける斯種團體最初のものである次は同二十五年設立の須坂商工會、同二十八年設立の明科商工會、同三十年設立の古間商業會等である。(和田)

商工會會員數別調 (昭和八年四月一日現在)

五十人以上ノ人	七人以上	十人以上	二十人以上	三十人以上	四十人以上	五十人以上	六十人以上	計
未滿ノモノ	未滿ノモノ	未滿ノモノ	未滿ノモノ	未滿ノモノ	未滿ノモノ	未滿ノモノ	未滿ノモノ	
三	二	三	二	四	四	一	三	一六

備考 百人未滿ノ商工會數、一〇八
 百人以上ノ商工會數、五三
 (商工會郡市別調) (昭和八年四月一日現在)

郡市名	會員百人未滿ノモノ	會員百人以上ノモノ	會員總數
南佐久郡	二	三	一、一七〇

郡市名	會員百人未滿ノモノ	會員百人以上ノモノ	會員總數
北佐久郡	三	四	一、一七〇
小縣郡	二	三	一、〇九三
諏訪郡	三	六	一、四四五
上伊那郡	一〇	六	一、二五一
下伊那郡	二	四	一、二〇五
西筑摩郡	五	一	三三三
東筑摩郡	二	三	二九二
南安曇郡	四	三	六七五
北安曇郡	一	三	五〇三
更級郡	四	二	二〇二
埴科郡	五	三	一、〇九二
上高井郡	五	四	一、〇〇五
下高井郡	三	一	二六〇
上水内郡	一〇	四	一、一四〇
下水内郡	三	二	九二一
長野市	二	三	四六五
松本市	一	一	三九二
上田市	五	六	三五一
計	一〇二	一六一	一、八二〇

第七項 商工會議所

現況

縣下に現在長野商工會議所、松本商工會議所、上田商工會議所の三がある何れも明治三十五年法律第三十一號商業會議所法に依つたものである此等は昭和二年迄商業會議所と稱せられて居たが同年法律第四十九號を以つて商工會議所法が發布せられ翌三年一月一日より施行と同時に商工會議所と改稱され今日に及んで居る其の内長野商工會議所は明治三十三年の創立で議員定數三十六名、松本商工會議所は同四十一年の創立で議員定數三十六名、上田商工會議所は同二十八年の創立で議員定數三十名である何れも商工業發展の爲各種の指導、研究、調査或は紹介斡旋を行ひ時に官廳の諮問に答へ又意見を具して當局に建議陳情を爲し或は當業者に警告を與ふる等夫々地方商工業の發展に努めて居る。(和田)

商工會議所一覽

昭和九年一月三十日現在

名	事務所所在地	地區	設立年月日	昭和八年度經費豫算額	會頭
長野商工會議所	長野市 線町	長野市	明治三十三年五月十四日	一七、一八〇、五三	大日本法令出版株式會社右代表者 田中彌助
松本商工會議所	松本市 南深志	松本市	明治四十一年六月六日	一四、四〇〇、〇〇	片倉製絲紡績株式會社右代表者 今井五介
上田商工會議所	上田市 大字上田	上田市	明治二十八年十二月廿七日	七、八六四、〇〇	株式會社伊藤商會 右代表者 伊藤傳兵衛

〔附〕

長野縣商品陳列館

本館は長野商工會議所の經營に成るものであつて善光寺金堂の東方約三丁、城山公園内にあり大正三年七月一日の開館である。現在の建物は明治四十一年長野市に關東一府十縣聯合共進會が開催せられた當時の參考館を修理して之れを本館に充當し主務官廳の認可を受け縣及長野市より補助を得て縣の代用商品陳列館として設立を見たるものである爾來縣下の物産を蒐集陳列して公衆の縦覽に供すると共に各種の品評會、展覽會を開催して一般當業者の比較研究に資し又各種の調査、指導、取引の紹介斡旋等の事業を爲し以つて縣下物産の改善と販路の擴張とに努めつゝあるのである。

本館は亞鉛板葺洋館で建坪は階下間口三十二間、奥行五間階上は間口十七間、奥行五間、階段は間口奥行共三間で合計二百五十四坪及附屬建物三十八坪五合である。

尙最近五ヶ年間の參觀人數並即賣高及陳列品の點數、金額は次の通りである。(和田)

年 別	參觀人數	即 賣 高	
		點 數	金 額
昭和四年	一六八、六〇〇人	五〇、〇三三	一七、九七三
昭和五年	三三三、六四〇	五八、七三六	二一、三三三
昭和六年	一三三、一〇〇	三三、一三三	一一、五七八
昭和七年	三三三、三三三	三三、一三三	一〇、五三六
昭和八年	三三三、三三三	三三、一三三	一〇、五三六

(陳列品點數及金額)

種別	點數	金額
染織物	一三六點	四九三圓
陶磁器	一、一四四	六〇〇
漆器	七五二	一、〇〇三
家具類	六四	二四一
食料品	二、一八八	九三
履物	七五七	五四六
玩具	二、五九〇	五五〇
金銀製具	一、〇九四	四八六
其他	一六、〇〇二	五、五五七
合計	三三、二〇二	一〇、九八八

備考 右は昭和八年の年末現在であるから年中最も減少したときの數字であつて三、四月頃の期節に於ては約四割の増加あるものである。

第六章 工業

由來本縣は地勢の關係上農耕地に乏しく従つて縣將來の産業的立場は結局工業の方面に一大精進を爲さざるべからざる宿命的環境に在るものと謂はねばならぬのである。而して交通不便、山岳重疊の此地に所謂大都市的工業の創始を見なかつたのは固より其所であるが唯、地勢、氣候及風土な

ど此等大自然の事象が其必須要件の一つとなる特殊工業の興起に至つては正に其素地、萌芽を十分に持つてゐるものと謂へよう。即現在我國輸出の大宗である製糸業の夙に大に發達せるあり、又彼の専ら天恵を利用する水力電氣事業の廣く天下に著聞せるあり其他寒天、酒、醬油、菓子、織物、漆器等々縣下各地の主なる特産品は今や其種類五十を超えてをり其昭和七年中の總價額は縣下一切の生産價格二億八百九十八萬七千九百二十四圓の中實に五十八%を占むるに至つた。然しながら之も其中蠶絲業關係を除いた殘餘のものは僅々十二%に過ぎないので、此實況から觀れば此等五十有餘種の工業の多くは擧げて今後尙改善發達の餘地甚だ尠くないことを想はしむるに十分である。而して縣下に於ける業者五千五百人、其業態は概して之を謂へば其多くのものは各地方地方に分散經營せられて未だ手工業の領域を脱しない、而も從來各地夫々特有の慣習を墨守して容易に舊態から離脱し得られず克く時代の變遷に察し其趣向風尚の如何に思を致す所が尠く殊に其生命とする技術其ものゝ改良にさい兎角消極的で一意精進するの意氣に乏しかつたが近時(1)製品に對する需用の激減(2)他府縣優良品の眼覺ましき進出(3)各地展覽會の刺戟等は漸く一部業者の反省と奮起とを喚び起し茲に斯業に對する改良の機運が勃然として擡頭するに至り、各地に夫々専門技術の講習講話が續々と開催せられ又業者が進んで各地方を實地視察するようになったのである。而して此等の現象は其經營する事業が眼に見ゆる工業といふ性質上直に好影響が其業態や製品の上に明らかに反映してきて僅か數年前のそれとは殆んど比較にならぬような立派な實蹟を示すものさへあるやうになつた。

要するに縣下工業界の現状は時代の趣向にびつたりと恰當する優良品を多量に而も廉價に製出する爲如上の機運を愈々助長することが必要であると共に今一つ事業そのものゝ合理的經營方法を確立して十分に基礎を鞏固にするといふことが又實に喫緊の要事であると謂はねばならぬのである。

工業額合計 (蠶絲を除く)	元結	タドン及煉炭	刃物類	農具	薬製	瓦品	麵類	墨絲	漆器	凍豆腐	足袋	肥料	染料	和紙	味噌	織物	絹織物	寒天
三九、〇一七、七五七	三六、三、四四四	九四、七五九	三四、七三三	三六、八八一	四七、五八四	五二、四三三	八七、三六八	七三、〇〇〇	六七、四、七五四	五三、七八五	九三、三三四	八七、一六六	七九、三三八	六六、八、〇〇一	七四、八、五九〇	一、六三六、一七五	二、二一九、九一五	一、五八一、六九九
四〇、五、〇〇〇	三六、三、四四四	三三、五、六〇六	二六、九、九六五	二九、七、〇三〇	四三、二、八九一	四八、四、〇〇一	八一、九、三五四	三九、八、五七四	六三、六、〇九四	四八、〇、一八〇	九四、七、二九九	八八、九、四八八	七五、一、五五一	七〇、九、四三三	七九、七、六〇一	一、三六八、四三三	一、一八〇、五五四	一、七三三、五八五
三〇、二、四一、四四四	二二、八、七、七	三三、八、一八四	二〇、七、七、七	二六、五、六、七	三三、三、八、六	三五、一、三、三	四七、九、八、四	二八、六、七、八	四七、一、二、〇	三六、二、一、九	五九、九、八、八	五七、八、三、三	五四、九、四、四	四六、〇、九、八	六四、六、三、五	一、〇〇、八、七、一	一、三三、〇、三、四	一、三二九、九、三、四
三三、〇、〇、〇	二二、〇、〇、〇	二二、一、二、一	二二、九、一、〇	二二、三、三、七	二二、〇、一、二	二九、八、三、八	三七、二、九、六	三三、七、八、七	三七、六、〇、三	三〇、九、六、五	四〇、三、七、六	四三、三、〇、三	四七、七、七、一	三九、一、八、五	五九、四、四、七	一、一四、八、九、〇	一、〇四、七、七、七	一、三二〇、五、〇、九
二五、七、九、八	二四、七、七、九	二二、五、六、八	二二、一、五、〇	二二、三、三、九	二二、一、八、三	二五、八、四、七	四八、八、五、〇	三九、八、一、九	四二、三、九、七	四八、八、一、〇	三三、一、九、七	五八、六、五、七	五三、三、二、三	三六、九、八、八	六九、三、九、八	一、〇一、〇、三、〇	九三、七、六、三〇	一、三〇〇、〇、四、四
二五、七、九、八	二四、七、七、九	二二、五、六、八	二二、一、五、〇	二二、三、三、九	二二、一、八、三	二五、八、四、七	四八、八、五、〇	三九、八、一、九	四二、三、九、七	四八、八、一、〇	三三、一、九、七	五八、六、五、七	五三、三、二、三	三六、九、八、八	六九、三、九、八	一、〇一、〇、三、〇	九三、七、六、三〇	一、三〇〇、〇、四、四

第一節

第一項 清酒

沿革

本縣に於ける清酒醸造は其の起源頗る遠く之が沿革を詳記したものが乏しいが創業以來連綿二百有餘年繼襲今日に及べるもの數戸あるに照せば餘程早くより創始せられたようである。而して當時に在りては所謂自給自足の域を脱せず之が年を経るに従ひ地主の半營業的事業となり更に工業的發達を來せるものである。

之を地理的に観るときは中信地方は大正五、六年頃より他に率先改善に努力したる結果最も早く銘醸を出し之に遅れること數年諏訪地方は一躍全國的銘酒を醸すに至つた。是れより下伊那、北安曇地方等總て全縣的に改善が行はれ現在殆んど各地地理的には優劣なき状態にまで進んだのである。

由來本縣は優良なる原料米には乏しいが氣候風土より觀察すれば土地高燥氣溫低冷の期間長き爲他府縣に比し長期間の醸造に適するを以つて醸造庫の如き廣面積を要せず固定資本に比し多量生産をなすことが出来る又雨雪少く空氣比較的乾燥するが爲貯藏に當りては火持良好で過熱に陥らず製造貯藏上極めて天恵多き地域を占めてゐる。其水質は多く軟水なれども到る處に適良のものがあつた之が爲近時一般の嗜好に適する溫雅な酒質のものを醸す上に便益多い。

造石の狀勢

本縣に酒造組合聯合會が設立せられたのは明治四十二年で又縣に技術官が設置せられたのは大正

六年である。爾來斯業の啓發に努力した結果設備の改善、原料米の精選技術の進歩等著しきものがある。而して斯業の消長は財界の盛衰と密接なる關係を有し特に本縣の如く蠶業本位の地方では其の影響を蒙ることが多い。現在造石高十一万五千石此價格一千萬圓を越え縣工産品中での主要なものとなつた。今項を分けて數字の説明をすれば次の如くである。(永田)

(一) 場數、造石高、腐造石高

酒造年度	場數(休造除外)	造石高	腐造石高
大正 六	三六九	一七五、八二八	一、六九〇
同 七	三六六	一七〇、一四六	四〇一
同 八	三六九	二〇〇、八五一	三二一
同 九	三四九	一三三、七三五	六〇
同 〇	三六六	一七九、七三八	四〇二
同 一	三七三	一九〇、五九九	一、二一
同 二	三七三	一八八、一六七	一、八
同 三	三七五	一八〇、一三四	五
同 四	三六九	一八八、五三七	一、一〇
同 五	三六一	一六七、五五七	三、八
昭和 元	三三五	三九、一六〇	二、八
同 二	三三八	一五〇、五〇三	二、五
同 三	三三五	一三八、八九八	三、五
同 四	三三三	一八、四三七	三、四

同 六	二七七	九八、一六七	八〇
同 七	二七八	一五、九二二	一、五

(二) 酒質

以前は薄辛口所謂山家向のもの多かつたが原料米の精選、精白度の向上を計るとともに醸造技術が進歩した結果風味溫和、濃強で近代的嗜好に適するもの簇出し一般酒質は頓に統一向上した。即全國品評會中部六縣品評會に於ける左のような入賞歩合に徴しても明なる處である。

全國品評會入賞歩合

年 度	出品點數	入賞點數	入賞歩合
大正 六	一四四	二五	一七、三%
同 七	一四三	二六	一八、三
同 八	一四四	二九、九	二〇、七
同 九	一四三	三五、二	二四、六
同 〇	一四九	四九、五	三三、二
同 一	一七九	五三、二	三〇、二
同 二	一九三	四九、五	二五、六
同 三	一九九	五三、二	二六、七
同 四	一六八	三六、九	二二、〇
同 五	一〇七	四一、三	三八、六

中部六縣品評會入賞歩合

年 度	出品點數	入賞點數	入賞歩合
大正 七	一九〇	八七	四六%
同 九	一九三	一〇四	五三%

同	四	二六三	五、七〇八
同	五	二六八	四七、三〇〇
同	六	二六〇	四一、六三八
同	七	二五七	三六、二〇七

第三項 味 噌

沿革

味噌は古來我國に於て廣く用ひられて居る食品で古く支那朝鮮から傳へられたものと如くである。而して本縣の味噌製造の起源は記録の徴すべきものが無けれども徳川時代に於て既に相當盛に製造されたことは上田味噌が當時有名であつたことに觀て知ることが出来る。古來其の名を知られたる上田味噌は何時頃から創められたるものなるかは明かならざるも徳川氏の參勤交代の途次上田を過ぐる大名の一行殊に加賀藩の一行は之を賞美し土産として購ひ江戸に齎したと傳へらる上田味噌が移出を見るに至つたのは明治年代なるが之は主として寺田修敬の努力に因るものであると稱せらる氏は廢藩と同時に此の業を創め明治十年頃には東京方面に出荷して其の眞價を漸次認めらるゝ様になつた而して右は爾來逐次發展しつゝあつたが偶大正十二年關東大震災に際し東京方面への移出著しく増加したが其風味、品質が東都人士の嗜好に適したる爲引續き多大の移出を見つゝあるのである更に一方諏訪味噌の進出著しく大正三年頃より東京方面へ移出を開始し當初は微々たるものであつたが大震災と共に大量の出荷を見るに至りて非常な發達を遂げ今や上田味噌と共に世上の好評を博して居る尙此の外味噌は縣下各地より移出せられ其の額も漸次増加の傾向を示して居るのである。

産 額

昭和七年の調査に依れば製造場は二百五十八で之に従事するものは男六百七人、女六十五人であつて總生産額は百四十一万三千三百六十五万六千三百六十七圓である之を昭和三年の百二十二万九千二百五貫、七十四万八千五百九十圓に比較すれば一般物價下落に伴ひ總價格の減少を見て居るが數量に於ては二十八万貫餘の増加を示して居る。

主産地

移出は主として甘味噌で之は長野市、上田市、上諏訪町から各地へ配給される其の他の地方の生産は各地方の需用に應じつゝあるものである而して縣生産額の上より見るも甘味噌は諏訪の四十八万貫、長野市の二十万貫、上田市の十九万貫が最も多く辛味噌では松本市の十三万貫が特に多い。

販 路

大震災後移出噸に増加し毎年二百萬貫を超え其額主として東京、神奈川、靜岡、群馬、名古屋、京都の各地方に向けられる。就中東京地方への移出が八割を占めて居る。(和田)

(味 噌)

年 別	甘味噌		辛味噌		其 他		計
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	
昭和三年	八五〇、三〇〇	五七、七四五	二七五、三七一	一六、四一七	四、一七〇	三三、二二八	一、一三九、〇三三
同 四年	九七、一五〇	六〇七、九三三	三〇三、六三一	一六、七四三	三、七〇〇	三、二〇〇	一、三三九、四八一
同 五年	七六、九八一	四一七、六四三	四二一、八一	三三、四四三	四一八	二、二九	一、二〇〇、二一一
同 六年	九六、三四九	四二一、八七四	二八、三三一	一四、三三三	二七	一、九二	一、三七九、四九七
同 七年	—	—	—	—	—	—	一、一〇五、一三三

第二節 菓子

沿革 菓子は古く支那より佛教の我國に傳はりたる時に創まり當時唐菓子と稱して製造されたものが我國に於ける菓子業の起源と傳へられる、而して當時の菓子は今の駄菓子であつて洋菓子或は生菓子の製造を見るに至つたのは此の時代より相當久しき後と謂はれてゐる。菓子の製造が廣く國內に行はるゝに及んで大きな城下町には所謂御用菓子屋が現はれ城主の御用菓子を調進したものであつて今日尙各地に名菓の稱あるもの多くは此の御用菓子の歴史を有するものであり而して明治維新當時に於ては未だ其の製法は一般に幼稚なものであつたが爾來文化の發達に伴つて改善され消費量の増加と共に所謂貴族的菓子の製造が行はるゝ様になつたものである而して此菓子の發達は抑も京都であると云はれてをるが之れ同地には古くから都が在つたのに因るものである、又生菓子(あん物)の發達は東京であつて其花柳界方面の趣向に適したものと謂はれ何れも今日の我國に於ける菓子發達の源泉を爲して居るものと稱せらるゝ、而して本縣に於ける菓子の發達は明治十年頃に始まりたるものゝ如く當時に在りては未だ交通極めて不便の爲其發達も遅々たるものであつたが消費の増大に刺戟され年々生産の増加を促され一面漸く各地で生菓子等の製造が創めらるゝに至つたもので明治三十二年及同三十五年京都市に於て開かれたる全國菓子共進會に依つて急速の進歩を見るに至つたものである而して明治四十一年には縣下の主なる製菓業者に依つて長野縣菓子協會が設立され本縣菓子業の前途に一大光明が授けかけられたるのみならず偶々關東一府十縣聯合共進會が長野市に於て開催せらるゝ等斯業の發展に資する所多大なるものがあり當業者に非常なる刺戟を與へた續いて縣内各地に續々菓子業組合が設立されたが右長野縣菓子協會は斯業の統一と誘導とを

以て任じ長野縣菓子協會報を發刊したのを始めとして明治四十二年には第一回内國菓子共進會を、同四十三年には第一回長野縣菓子品評會を、同四十五年には第二回内國菓子共進會を開催し又一方此間多數業者を叫合して先進地工場の視察徒弟の表彰を行ふ等相當の活躍をした爾來今日迄、品評會、共進會、競技會、研究會、講習會等の開催、其他視察、或は當業者に對する減税の請願陳情等にも努め他面縣下各地の菓子業組合を指導誘液して其の活動を全からしめた。特に本協會創立以來今日迄二十七年餘の長きに亘り毎月發行し來れる長野縣菓子協會報が斯業の發達に寄與したる所は蓋し多大なるものがある。而して此の協會報の刊行に就ては長野縣菓子業組合聯合會長、長野市菓子業組合聯合會長、長野縣菓子協會幹事長である山田昇三が創刊以來終始一貫編輯より發送に至る迄一手に引受け専念努力しつゝあることを附言する。

現況 現在菓子に付ては縣下に二千三百余の製造場があり三百八十萬圓の生産額がある。而して近時一般嗜好の變遷に伴つて中央大都市よりの移入が相當増加し其の額毎年百餘萬圓に上ると稱されてゐるが一方縣産菓子の移出も逐年増加の傾向を辿りつゝあるが未だ顯著なるものがなく移入に比しては其額遙かに少ない。之は主として掛物焼物の類であるが近時名産菓子として本縣特有の原料を應用した杏羊羹、杏時雨、粟羊羹、蕎麥落雁、初霜、露砂糖漬、柿羊羹等は何れも世上の好評噴々たるものがあり相當將來性がある。尙最近五ヶ年間の産額は次の通りである。(和田)

種別	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
生菓子	1,576,224	1,484,122	1,381,122	1,311,284	1,101,111
乾菓子	1,241,111	1,211,111	1,101,111	1,011,111	1,011,111

麵	491,628	501,722	490,324	515,215	481,948
煎餅	401,311	322,000	311,821	389,578	495,311
饅頭	515,104	521,215	483,020	515,211	322,000
其他	202,233	588,922	112,111	112,111	120,322
計	1,610,176	1,433,659	1,407,156	1,527,115	1,419,581

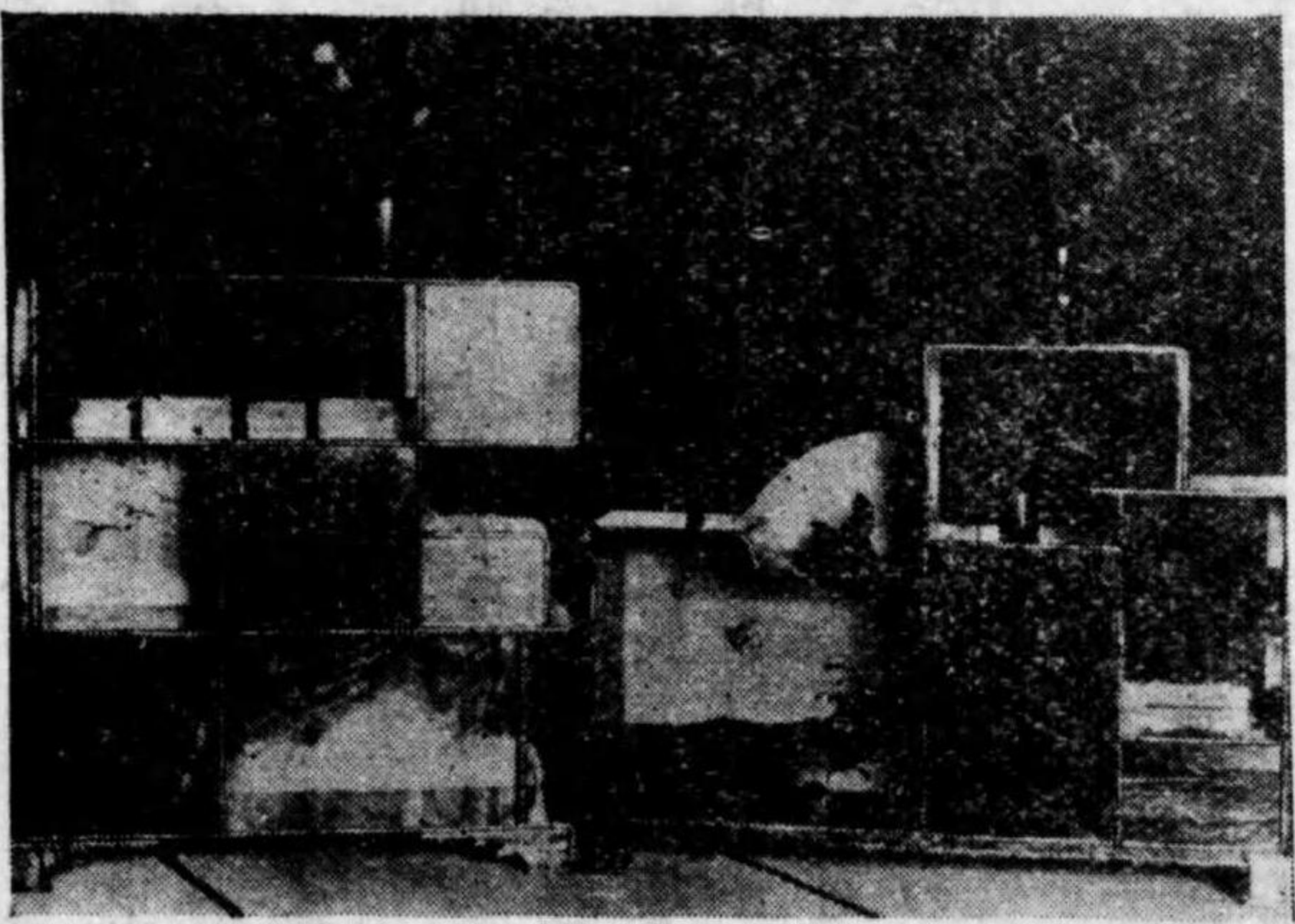
第三節 木製品

沿革及現況 起源詳かならずと雖も本縣は空氣乾燥其他氣候風土の關係上往古より木工業就中家具類の製作盛で長野、松本、上田、飯田の各地方を中心に製作せられ當該地方の需用を充たしたるものゝ如くである。

明治年代に入りて漸く製作技術の改善進歩を見るに至り生産も逐年増加したが交通其の他の關係上縣内消費に止まるの狀態であつて其の發達は遅々たるものであつたが明治三十三年信濃山林會が設立され縣下木工業の將來に着目縣内に豊藏する杉、桂、檜、山毛櫸、櫻等の材を利用して木製品就中家具類の改善と増産とを奨めた爲爰に斯界は急激の發達を見、地方需用を充たすの外縣内各地に移出するの盛況を見るに至つたのである然れども時代の進運に伴ひ一方偶々洋家具の製作が漸く普及するに従ひ從來の和家具の需用上に蒙る打撃尠ならずものあるに鑑み該會は大正十年より引續き家具製作講習會、品評會等を前記各地方に開催して斯業の啓發に努むる所あり之が爲和家具の製造と共に洋家具の製造も亦漸次發達するに至つた。而して昭和四年以來縣に於ても東京、名古屋、大阪、神戸等の大都市に縣下物産の即賣會を催し其の販路の擴張に資し一方當業者に於ても此の間

全國各地の共進會、博覽會、展覽會等に出品の機會を得爰に彼我對照、改善工夫の端緒を得るに到り特に栃木工應用の箆笥、書棚、飾棚、茶棚、机等の家具類は長足の進歩を爲し縣外への移出も著しき増加を示す等今日の發達を見るに至つたのである。而して大正十五年には長野市に長野木工材料購買組合が設立され又昭和七年には松本市に松本家具販賣購買組合が設立され斯界に飛躍的活動を續けてゐる尙本縣に於ても昭和八年度に於て商工省仙台工藝指導所より國井所長及古谷講師を招聘して長野市及松本市に於て工藝に關する

本縣特産物製家具



製造戸數は三千七百二十二、從業者の數は男六千五百四十五人女二百八十五人で總生産額は別表に示す如く百七十二萬一千五百五十二圓である昭和三年(一、七、七、〇、八三九圓)以來順次減額を示し

製造戸數は三千七百二十二、從業者の數は男六千五百四十五人女二百八十五人で總生産額は別表に示す如く百七十二萬一千五百五十二圓である昭和三年(一、七、七、〇、八三九圓)以來順次減額を示し

て来て居るが之れは一般物價の下落に因るもので製作數量は寧ろ従前に比し増加して居るのである。

主産地 木箸を除いては縣下各地に製作されてゐるが就中産額の多い地方は次の通りであるが世上に好評を博しつゝある家具類の産地は主として長野市、松本市、上田市である。

- 履物(素地) (一萬五千圓以上) 下伊那郡、下水内郡、上田市、上伊那郡
- 挽物 (同) 松本市、上伊那郡、下伊那郡
- 曲物 (同) 西筑摩郡
- 指物 (十五萬圓以上) 長野市、下伊那郡
- 箱類 (一萬五千圓以上) 上伊那郡、下伊那郡、諏訪郡、上高井郡、長野市
- 桶樽類 (同) 諏訪郡、上伊那郡、南佐久郡
- 木箸 (一萬圓以上) 下高井郡

販路 縣内を主とし關東及關西地方に移出されつゝあるが近年特に東京、大阪、神戸等の大都市に於けるデパート等と取引するもの漸次増加し枋材應用の家具類は關西地方への移出が増加しつゝある。(和田)

(木製品)

種目	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
履物(素地)	五五五、三六	三六、四八	二三八、三九	二二、一〇一	一〇六、〇三
挽物	八三、六七	六四、六一	一〇〇、七三	九六、九六	四三、七六
曲物	六〇、六二	七五、六五	六八、七四	五六、七七	五四、八一

指物	箱類	桶樽類	木箸	計
一、五七、七〇	二二、五五	二六、四三	四九、九三	一、七〇、六二
一、五七、七〇	二二、五五	二六、四三	四九、九三	一、七〇、六二
一、〇九、〇三	二二、一七	一七、四三	一八、七八	一、五七、三二
一、〇九、〇三	一七、〇四	一五、一三	一五、三三	一、四六、五三
一、〇九、〇三	一四、二二	一五、〇九	一七、四三	一、五五、七七

第四節 和紙

沿革

年産四十萬圓を算する本縣の和紙の製造は近代に於て特に著しき發達を見たもので其の生産は縣下各地に及んで居る而して中には長き歴史を有するものが尠くない以下主なるものにつき其の沿革を記して見る。

(イ) 内山紙

諸種の記録及口碑の傳ふる所に依れば今を距る二百五十年前寛文元年頃下高井郡穂高村内山組に萩原喜右衛門なる者があつて之を創始し而して地名を冠して内山紙と稱したるものと傳へらる爾來其の發達は遅々たるものであつたが次第に穂高村は勿論附近各村及下水内郡に傳はり製造者も増し製法も年と共に改善され産額も亦逐年累加さるゝに至つたものである之れを記録に徴するに領主より寶永四年(二百二十年前)に紙漉運上、延享年間(百九十年前)に楮運上を徴されたる割符あるより觀れば此の年代は既に相當盛なりしものゝ如くである而して其の製法に付ては明治以前は紙質強靱といふ特性のみにて未だ著しい改良を見なかつたが明治五年頃より精巧なる竹簾を用ひ漸次改良の端緒を開き同十八年には本縣より教師として太田孫助を派遣したことがあるが爾後化學的製造法

に依りて煮沸、漂白等には藥品を用ひ而も強靱性を失はざることに努め又漉に初めは一枚版なりしを二枚版、四枚版となし大正七年頃には八枚版となりたる等製法大いに進歩した然るに明治四十年パルプを用ひて聲價を失墜した爲同四十二年下高井、下水内の兩郡を地區としたる長野製紙同業組合を設置し爾來製品の検査を勵行し又品評會、展覽會、視察、調査等を行ひ之が品質の改善に努め以つて今日に及んで居る而して内山紙は紙質強靱で体裁優美な所から多く障子紙に用ひられてゐる。

(ロ) 桑皮紙

桑皮を以つて紙を製造するに至りたる時代は詳かならざれども舊幕時代に於て既に多少試みられたるものゝ如くである。然れども當時は夏秋蠶専用桑園が少なかつた爲原料桑皮の供給少なく爲に發達することが出来なかつたが明治十四、五年頃より夏秋蠶専用桑園が盛んとなり原料桑皮豊富となりたるを以て漸次之を原料とする紙の生産が増加するに至れるものであるが此桑皮紙の製造の最も早く行はれたのは北安曇郡社村地方であつて通稱宮本紙、松崎紙と稱せらるゝものが之である、而して大正六年製紙組合が設立されて連漉の講習を行ひ又同七年には土佐の人田村伊勢吉を聘して製紙家を巡回指導せしめ大いに益する所があつたのである。超えて同九年産業組合法に依る北安曇郡製紙販賣購買利用組合が社村に設立されたが現在該組合のみでも一ヶ年三萬餘圓の生産額がある尙近時剥皮器が發明され從來に比し容易に白皮と爲すことが出来るので自然製造者を増し今後益々發達の見込がある、元來桑皮紙は紙質強靱で水溫、火熱に對する抵抗力に富み永久保存に耐へる等の特色ある爲繭袋、帳簿用紙、障子紙等に用ひられてゐる。

又桑皮紙の製造は原料豊富の關係上桑皮の生産と共に農家の副業として最適なる所から縣は大正

十四年以來或は講習會を開催し或は補助金を交付して之が生産を奨勵した今日では製造者が非常に増加し現に五十餘の桑皮生産組合と十餘の桑皮紙生産組合が設立されてゐる。

(ハ) 西筑摩郡の和紙

創始の年代は確實なる記録無きを以つて知ることを得ざるも古老の言に依れば西筑摩郡田立村に於て享保年間(二百十年前)既に製紙せるものありしと傳へらる降つて寛政年間(百四十年前)には産額も相當多かりしが安政年間より明治の初年に亘り養蠶業漸次發達せる爲往々楮を伐採して桑樹に代へたる爲幾分衰退の傾向を呈したるものと謂はれてゐる、當時は普通半紙の一連漉である許りでなく紙面が均一で厚薄なく彈力强靱といふ特性を有するものであつたが唯色澤に於ては今日の如き純白のものではなかつた明治初年頃より稍々改良の端緒に就き即竹簾の改善と共に二枚漉となり又同十五、六年頃よりは纖維を漂白するに藥品を用ひ超えて同二十八、九年頃には竹簾の改善に依り八枚漉を案出して一層の發達を見るに至つたものである其後時運の進展に伴ひ幾多の變遷を経たが同三十六年には岐阜縣より教師を招聘して普通半紙は八連、美濃紙は六連障子紙は繼目無しの一連漉とし従つて設備も其の面目を一新して生産の増加を見るに至つた爾來引續き品質の改良と販路の擴張とに努めつゝ今日に及んで居る。

(ニ) 上水内郡の和紙

起源詳かでないが慶長年間上水内郡柵村に製紙を爲したるものがあつたと傳へられてゐる元和八年眞田氏海津城に移つた時から久しく御用紙を漉いた事實があり又降つて天保年間には色紙等を漉いた事など傳へらるゝ所であつて漸次發達しつゝあつたものゝ如くである而して慶應年間には同郡北小川村瀬戸川に於て美濃より教師を雇入れて之が製法を傳へしめ爲に漸次業者を増加し更に明治

維新に入つては一般に需用の増加に刺戟され産額多きを加へたるも偶々養蠶業の影響を受けて楮の栽培が次第に減ずるようになり轉業するもの等ありて漸く衰退せんとした茲に於て柵村の常業者は再び美濃より講師を招聘して二回に亘り講習を爲し多種製紙の法を修得し之れに依り斯業も漸く再び幾分の活況を見るようになったが一方に諸洋紙類の壓迫を受け著しき發展を見るに至らずして今日に及びたるものである最近和紙と共に漉上げ其の儘の風雅な葉書、名刺、短冊等を製造するものありて一般の嗜好に投じて居るのは囑目に値する所である。

(ホ) 下伊那郡晒紙及和紙

元祿六年頃尾張の國名古屋邊より元結の職工が來て晒紙を用ひ元結を創製したが該職工は之が製法を秘して他人に傳へなかつたから地方民の怨む所となつて終に束縛して天龍川へ投込まれたと云ふ然るに後世溺死者の祟りありと爲し墓標を建設して其の靈を吊慰したが其の墓標が今下伊那郡柵尾村大字島田字代田にある碑面に晒紙元祖濃州惠那郡淺合村稻垣幸八、側面に寶曆七年二月と刻されて居る即ち製紙創始年代頗る古きものである。降つて安政年間飯田藩主堀侯元結の製造を奨勵せられた爲之が原料たる晒紙の製造興り元結業の發達と共に隆盛となり明治初年より同三十年頃までは最盛期であつて一時は郡下の製紙漉漕の數二千五百を數へられたものである其の後三極を原料とする器械製紙が元結の原料とせらるゝに至り手漉晒紙の需用激減した爲製紙業者は尠からず打撃を受け廢業するもの續出の状態に至れるを以つて明治三十四年愛媛縣より教師を聘し改良漉を爲し又同三十七年再び岐阜縣より教師を聘して改良漉を修得せしめてから連漉障子紙の製造興り成績亦良好であつた次いで各所に講習會を開設し一層奨勵したる結果漸次復興し同四十五年には久型製紙販賣購買組合の設立を見又大正七年には久型紙改良組合を組織して之が發達に努むる所あり以つて今日に及んで居る而して晒紙は大正二年飯田元結原紙株式會社の創立以來同社に於て専ら製造しつゝある所である。

(ハ) 小縣郡の和紙及蠶卵台紙
沿革は詳かでないが今より凡そ三百年前小縣郡長窪古町に於て和紙を製造したるものありしと傳へらる而して今百年前には約五、六十戸の製造家ありて盛に製造せられ縣内及群馬縣地方に販賣されたるものと傳へられて居る其の後養蠶業の發達を見るに及び次第に其の數を減じ明治の晩年に至りては僅に十二、三戸に減少し遂には其の跡を絶つかと思はれたものであるが爾來製法の改良を見るに及んで再び製造者を増加するに至り大正十一年には立岩製紙業組合を組織して或は原料の購入、或は販賣の統制或は品質の向上に努むる所あり漸次之が發達を見るに至つたもので昭和八年には立岩製紙工業組合を組織して益々斯業の改良發達を圖りつゝある。

又小縣郡長瀬村地方に於ける蠶卵台紙は享和年間に創められたるものといはれ蠶絲業の發達と共に一時は殷盛を極めたるものであるが昨今蠶絲業の不振と他地方品の進出とに依り産額頗る減少し年々衰退の一路を辿つて居る。

産額 昭和七年に於ける製造戸數一千五百四十七此の從業者男二千百八十五人、女二千四百六十六人であつて總生産額は別表に示す如く三十六萬九千八百八十五圓である昭和三年(六六八、〇〇一圓)以來順次減額を示して居るが財界の不況に因る一般物價の下落に伴つたものであつて數量に於ては美濃紙五割増、半紙五分減、幸皮紙二十六割増、蠶卵台紙六割減、其の他四割減と云ふ趨勢である而して數量の減少を見たものは需用の減少に伴つて減産を行ひ一方需用多き美濃紙、桑皮紙の増産に努めつゝある結果である。

主産地 下高井郡の内山紙、北安曇郡の松崎紙、宮本紙、下伊那郡の晒紙、小縣郡の蠶卵台紙は既に定評ある所である。

- 美濃紙 下高井郡、下水内郡、西筑摩郡
- 半紙 下伊那郡、小縣郡、上水内郡
- 桑皮紙 北安曇郡、下伊那郡、小縣郡
- 蠶卵台紙 小縣郡
- 其の他 下伊那郡、上水内郡

販路 従来は地方の間屋或は仲買商人の手を経て各地に販賣されつゝあつたものであるが組合等の設立に依り順次規格の統一を見るに至りたる爲組合或は農會等の斡旋を得て縣外に移出するもの漸次増加しつゝある現在全国的に販路を有するも就中東京神奈川、群馬、新潟地方との取引が最も多い。(和田)

(和紙統計)

種目	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
美濃紙	8,441,441	7,829,441	8,441,441	9,124,441	9,914,441
半紙	2,586,893	2,777,401	2,002,202	1,528,233	1,574,477
桑皮紙	2,621,100	1,014,100	2,302,100	2,711,100	2,000,100
蠶卵台紙	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000
其の他	2,112,112	2,112,112	2,112,112	2,112,112	2,112,112
計	14,861,846	13,833,054	14,958,755	15,657,787	15,701,130

第五節 製造肥料

種目	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
蠶卵台紙	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000
其の他	2,112,112	2,112,112	2,112,112	2,112,112	2,112,112
計	4,212,112	4,212,112	4,212,112	4,212,112	4,212,112

沿革 本縣に於ける製造肥料の主なるものは乾蠶蛹、蠶蛹搾粕、茶種油粕等である而して之に次ぎ骨粉、調合肥料等ありこの外にも産額は微々たるものではあるが種々製造されて居る蠶蛹を肥料に供するに至りたる時代は詳かでないが古老の言に依れば明治初年座繰製絲を行ふものがあつて蠶蛹を得たが當時は其價值が認められず塵屑同様に徒らに田畑などに放棄されたといはれてゐる、而して明治十年頃に至り諏訪郡平野村小口龜藏なる者生産蠶蛹に附着する屑絲處理を志し生産蠶を求めて乾燥し屑絲と蠶蛹との分離を行ひつゝあつた所偶々其の乾蠶蛹が肥料として効果多なることを唱ふる者があつた之より漸次之を肥料として用ひらるゝようになつたものと云ふ更に明治三十二年頃に至り乾蠶蛹より油分を除去すれば肥料的價值一層高からんとの説を爲す者あり超えて同三十四年には搾搾器の考案を見乾蠶蛹を粉末として之に蒸熱を加へ搾搾油して蠶蛹メ粕と稱する肥料を製造販賣した者がある。其の後同四十五年には静岡縣大宮地方に於て生蠶蛹を丸の儘搾搾油して乾燥したる板蛹と稱するものを製造することを傳へ知りて直に此の製造を切めた者があつたが當時は之を壓搾蠶蛹と稱して販賣した今の蠶蛹搾粕は即ち之れである 爾來製絲業の發展と共に

に原料豊富となりたる爲蠶蛹粕として或は乾蠶蛹として年々産額を増加し今日の隔盛を見るに至れるものである。

又本縣に於ける茶種油粕は抑も我國に於ける茶種油の製造が文献に依れば今より凡そ百七十年前明和年間に起つたものといはれてゐる所から觀て本縣に於ける右油の製造も凡そ此の年代より餘り遠くない後に於て初められたと思はれる點から觀て茶種油粕の製造せられたのも凡そ此の年代からではあるまいかと考へられる、而して爾後の變遷は之を詳かにすることを得ないが蠶蛹粕其の他の肥料と共に大体其経過を同うして遂に今日の發達を來したものである。

現況 肥料製造の最も多いのは諏訪郡で之に次ぐものは上高井郡、松本市等で何れも乾蠶蛹蠶蛹粕の主産地である又上高井郡は茶種油粕の主産地でもある木縣昭和七年の肥料製造戸數は百十四で總生産額は二千二百七十一萬九千三百四十三貫、五十八萬三千六百五十七圓である而して蠶蛹粕九十四萬六千八百八十二萬九千四百圓、乾蠶蛹七十二萬五千八百四貫十七萬三千七百七十九圓茶種油粕十七萬七千九百四十五貫五萬八千四百圓が其の主なるものである。

製造肥料の原料は蠶蛹粕、乾蠶蛹を除いては概ね縣外より移入するものであつて其の製品は縣内の需用を主とし一部は隣縣に移出されつゝある。(和田)

(肥料統計)

年 別	數 量	價 額
昭和三年	二、三五、三五六	八七三、一六四
同 四年	二、九三、八七九	八八九、四三八
同 五年	一、八八五、六六六	五七、八二二

同 六年	二、一〇四、三三三	四三三、〇三九
同 七年	二、二七〇、九四五	五八五、六五七

第六節 足 袋

沿革 足袋は古來防寒具として用ひられつゝあつたが社會の進運に伴ひ一の裝身具としても用ひらるゝこととなり今や四季を通じて其の需用を見るに至れるものである。

本縣に於ける足袋の發達は天保元年頃より松本市に創まつたものであると傳へらるゝ、即松本地方では古くより足袋底を製造する者があつたが之が發達に促されて自然に足袋の製造が漸次盛となりたるものである、創始當時は手織飯田木綿と稱する地厚の木綿に加工して足袋を製造したものであるが常に足袋底と運命を共にする状態で手工刺底に依つて一足づゝ足袋底を製造した爲足袋の産額も従つて微々たるものであつたが織底の發明と共に其の産額頗る増加し汎く各地へ供給するやうになり而も堅牢で耐久力に富む所から一般の歡迎を受けて大いに聲價を擧ぐるに至つた。明治三十八年九月組合を組織し爾來製品の改善に意を注ぎ即粗製濫造を戒めて聲價の維持に努めた結果次第に順調なる、發達を遂げ今日に及んでゐる近時市場に雲齊底の製品の出現を見ると共に護謨底足袋、朱子別珍、コール天足袋等の流行に依り蒙る所の影響亦少なからざるも織底足袋として耐久力に富み實用品たるの特徴あるを誇りとし専ら生産能率の増加を圖りつゝある。

産 額 昭和七年の製造戸數は二百二十四で之に従事するもの男三百六十人、女五十二人であつて總生産額は別表に示す如く百六十一萬五千九百九十八足、三十三萬一千九百七十七圓である。

主産地 縣下一般に生産されてゐるが松本市を除いては夫々各地方需用の一部を充たすに過

ぎないものであつて生産總額の九割は、松本市に於て占められてゐる。

販路 松本市の足袋は汎く關東、關西、北陸の産地に移出されて居る。(和田)

(足袋統計)

年 別	數量	金額
昭和三年	三、〇九二、一八四足	九三、七四四円
四年	三、一五〇、九七五	九四七、二九九
五年	二、〇八七、九四四	五九、九八八
六年	一、九七三、八〇九	四〇三、七六九
七年	一、六二〇、五九八	三八一、九二七

第七節 漆 器

沿革 年産四十萬圓に及ぶ本縣の漆器中には相當古い歴史を持つものがある其の起源に付ては確たる史實の徵すべきものがないけれども口碑の傳ふる所に依れば西筑摩郡檜川村平澤、同郡福島町、下水内郡飯山町及下伊那郡飯田町の名地に於ける漆器は其新らしいものでも今より凡そ二百數十年前には已に製造されてゐたものと傳へられて居る尙此の外諏訪郡玉川村地方、下伊那郡且開村地村地方に文政年間能登の輪島より技術者を招聘して漆器の製造を爲したるものありと傳へられて居るが詳かでない。

(イ) 平澤の漆器(西筑摩郡檜川村)

口碑の傳ふる所に依れば今より三百餘年前慶長年間に創まり承應年間には(二百五十年前)既に

十數軒の製造家ありしと云ふ而して關西諸侯の江戸に往復する旅隊の一行又は東北地方よりの御嶽登山參詣者が此の地を過ぐるに際し中仙道物産の一として此漆器を購はれたるもので其の材料原料等は附近の山中より自由に採取したものである。享保年間に至つて従來徳川幕府領たりし此の地方が尾州公の管領に移され而して檜材の伐採を嚴禁せられた爲塗師は俄に其の業に従事することが出来なくなつて路頭に迷ふの状態に立至つた故に於て住民は領主に哀訴嘆願し許しを乞うたが當時の領主山村甚兵衛良豊は鎮守諏訪神社の改築、屋根葺等の名義の下に「檜物手形」なるものを平澤村民に渡し禁伐制度の時代にも拘らず毎年二十駄乃至五十駄の檜材の伐採を許し以て漆器の木地材料に充てしめたものである當時の製品は春慶黒朱塗の極めて粗末なる膳、重箱、飯鉢等の類であつて技術的進歩が無く唯材料が木曾の良材であるといふことを長所と爲すに過ぎなかつたものであるが偶々村内より錆土を發見し之を應用して製品の面目を改むる所あり元録、承德の頃には漸く世人の知る所と爲つた降つて寛政年間には益々斯業發達して東は江戸、武州、上州等、西は美濃、近江、攝津、京大阪に販路を擴張し、文化、天保の頃に至りては一層隆盛となつたものである而しの當時幕府より公認されたる御用商人は特に江戸塗屋と號したといはれてゐる、明治維新西南戦争に當りては割子と稱する辨當箱の製造を命ぜられたもので其の後能登の輪島より講師を招聘して堅地、板物等の製造方法の講習を受けた超えて明治二十五年には東京工業試験所の三上喜三郎博士を講師として美術的方面の講習を受け爾來屢々講習會、研究會等を催し又先進地に視察員を派遣して學說に實地に改良の方法を攻究して爰に製作技術の著しき進歩を見た即製品は美術的意匠を加味して面目を改むる所が少くなかつた然れども時代の進運に伴ひ漸く一般の嗜好に伴はぬものありて之が改善を緊要とする所から縣は昭和八年度に於て蒔繪師今泉成之氏(東京、麻布)を招聘して塗術の講習會を開

催し之が改善に資する所あつて以來益々發達の氣運を示して居る製品は主として膳、重箱、面飯、椀類、盆類で輪島製品に類し價格低廉で耐久力あるを以つて知られてゐる而して斯業も同地に中央線の開通があつて以來著しき發達を見たものであつて現在の木會平澤驛の設置の導因は主として斯業の發達が與つて力あるものといはれてゐる。

(ロ) 福島漆器(西筑摩郡福島町)

起源詳かならざれども今を距る約五百年前既に是を生産したるものがあつたようである超えて元録年間(二百三十年前)には斯業も漸次發達し面桶、重箱、倉籠、膳等の製造を見た當時其の原料たる檜材は附近の山林中より自由に伐採して之に充てたものである然れども享保年間從來の徳川幕府領たりし木會(西筑摩郡全體)が尾州公の管領に移され檜材等の伐採を嚴に禁せられし爲塗師は俄に其の業に従事することが出来なくなつた茲に於て住民は領主に哀訴歎願して僅に毎年八十八駄(一駄百四十貫)を限り檜の伐採を許さるゝに至つた而して領主は番所を設け明治維新の際迄嚴重に其の數量を調査點檢したものであるが王政復古と共に右取締は解かれたのみならず舊に依り職木として伐採の特典を與へられる廉價拂下げを受けることを得たのである爾來斯業は著しき發達を見るに至り逐年需用と共に産額も亦増加する所となり一方又色塗漆器等の製造をも行はるゝに至つたものである而して當時の漆器中の主なるもの面桶は明治七、八年以降、同十三年頃迄陸軍の御用品となり爲に斯業の隆盛を來したが漸次粗製濫造の弊を生ずるに至りたる爲軍隊御用廢止の憂き目を見たものである超えて明治二十年頃には同業者協議の上申合せ組合を組織し爾來製造の改善と斯業の發展に努めつゝあつた而して更に明治三十七年には福島漆器講買販賣組合を組織し粗製濫造の弊を矯正し漸次信用を回復して販路を擴張するに至り今日に及んで居る。

又製品中曲物は主として面桶、伊川、丸茶、辨當、飯次、茶櫃、月光、ハツ鉢等、指物では膳、重箱、切籠、廣蓋、硯箱等であるが近時金屬製品の發達に連れ販路を縮少さるゝものあるを以つて當業者は是に代るべきものを求めんと研究しつゝある而して明治末期頃より木地には割疵にて割り放しのものを用ひ椗目漆器と稱して硯箱花台等の如きものを製作されてゐる。

(ハ) 飯山の漆器(下伊那郡飯山町)

確たる史實の徵すべきものなく起源詳がならざれども相當古き歴史を有するものゝ如くである、明治三十四年時の下伊那郡長紀浦次郎は當町漆器を親しく見聞して之が改善の必要を認め自ら先進地會津に赴き漆器製造の状況を詳かに視察して大いに得る所あり同年直に八名、同三十五年に四名同三十六年に四名の學生を會津に派遣して修學せしめた而して明治三十八年には技術者養成の目的を以つて株式組織の飯山漆器組合を設立し斯業の改良を圖つたので本町の漆器は非常なる發達を見超えて明治四十二年には右組合を飯山漆器徒弟學校に改めて郡立と爲し内容を充實して技術の改良に努むる所尠ならず其の進歩亦著しくして縣外移出は年と共に増加し會津漆器に比して遙に優秀なる製品を得るに至つたのである大正五年右學校は惜しくも郡立を廢止され廢校となつたが爾來當業者は製品の改良と販路の擴張とに努めつゝ今日に及んで居る最近財界の不況に因り産額減少しつゝあるが從來飯山漆器として廣く知られた關係上今尙他府縣への移出も相當多額に上つて居る。

製品は主として佛櫃で其の塗の優秀なることは一般に認識されて居る所である。

(ニ) 飯田の漆器(下伊那郡飯田町)

今より三百年前元和七年の頃飯田城主が江州日野より杵右衛門なる者を招聘し技術の傳習を爲さしめたるに創まると傳へらる而して城主堀昌親侯の頃夙に漆器の製造を奨勵せられた爲順次製造者

を増し 又延暦五年には治兵衛なる者自ら江州より椀製造人を雇入れ技術の傳習を受け且子弟を養成して漆器の製造を廣むる所あつたが此の頃より斯業は年と共に隆盛となり製品は大阪、名古屋、東京の各地方に迄移出を見るに至つたものである其の後篠田歡二は特に彩漆、蒔繪を研鑽して之を能くし漆器の改良に資する所尠なからざるものあり又明治三十九年には漆工研精會を設立して斯業の改良に努めたが當時は飯田漆器として廣く知られ盛況であつた。

然れども其の後交通に恵まれぬ關係等で他地方品の進出壓迫を受け之より漸次衰退の一路を辿るようになつて古き歴史を有する本町の漆器も今は當時の佛を止むるに過ぎないものとなつて居る。
(ホ) 奈良井の漆器(西筑摩郡檜川村)

平澤と同じく記録の徴すべきものが無いが古老の言に依れば享保年間京都より塗師來りて髹漆業を傳へたるに創まるといはれてゐる而して一時は段盛を極めたもので特に曲物の本場として知られたるも後年漸次衰退して來た即寛保、延享の頃中村惠吉と云ふ者塗櫛を創始して大いに好評を博し其の業漸次隆盛となるに及び曲物様地師は皆之れに倣ふ所となりて塗櫛の本場として知らるゝ様になつたものである。其の後吉野屋治兵衛なるもの苦心考案の結果蒔繪を描出してお六すき櫛と共に賞讃せられ名譽全國に普く一時は支那方面に多額の輸出を見るに至つたものである文化、文政の頃は主として重箱、飯次等を伊勢土産として製作し降つて明治初年には湯桶、辨當箱等をも製作したものである而して大正の初年には今井徳右衛門外數名の者に依り漆器組合大正社の設立を見斯業の改良に努むる所あり又輪島より教師を招聘して徒弟の養成を行ふ等漆器業の發展に關し大いに努力する所ありしも販路の開拓技術の改良等容易ならざる爲遂に大正四年同社は解散を見るに至つた其の後永井安造は斯業の衰微を慨して組合の跡を引受け今井と協力して創業の苦心を續け東京、輪島地

方より重ねて教師、職工を招き之が振興に努めた結果漸く再び他に知らるゝようになつたものである。

明治三十五年頃より蕎麥蓋、食籠、廣蓋、汁壺を製作し生地の儘東京、大阪方面に移出されたが大正十二年關東大震災の直後東京より大量の蕎麥蓋の注文を受けたることあり以つて今日に及んで居る。

製品は蒸籠、湯桶、廣蓋、汁壺等の蕎麥道具を主とし椀類の製造も亦漸次増加されて居る。
主産地 家具、裝飾品、飲食器は主として西筑摩郡檜川村福島町に於て製造されるもので總生産額の約七割を占めて居る之れに亞ぐ産地は長野市、下伊那郡飯田町等であつて製品の種類は沿革の項に於て述べた如くである又佛壇は前述の如く下水内郡飯山町で製造されるものである。

産 額 昭和七年の製造場數三百二十九、之に従事するもの男六百三十五人、女百五十四人であつて總生産額は四十二萬一千九百三十七圓である財界の不況に伴つて價格の低下を見たる爲毎年若干の減少を示しつゝあつたが最近回復の傾向を表し生産の増加を示して居る。

販 路 内地各府縣は勿論朝鮮台灣等に販路を有し盛に移出されて居るが就中東京、京都、名古屋、岐阜、滋賀、三重、靜岡、山梨の各府縣及關東各府縣を主とする。(和田)

(漆器統計)

年 別	家具及裝飾品	飲食器	其ノ他	計
昭和三年	一九、九三	四五、六二	三〇、三〇	六七、七五
同 四年	一五、四七	四九、八三	四九、七九	一〇九、〇九
同 五年	一三、〇〇	三九、五三	五、〇七	五七、六〇

同 六年	九九、六六	二四、八三	四六、六五	五七、六〇三	三六
同 七年	八八、八七	二四、二九〇	五八、一〇	四二、九七	

第八節 其の他の工業

第一項 麵類

現況 本縣に於ける麵類の製造は年々七十余萬貫、四十余万圓に及んで居る就中乾蕎麥は本縣の特産物として「更科蕎麥」「信州蕎麥」等と呼ばれ廣く賞美されて居る。文献の傳ふる所に依れば長くも元正天皇の養老六年及仁明天皇の承和六年に詔して蕎麥を作ることと獎勵し給ひたりたることありて古くは専ら蕎麥掻、焼餅の類として農家の補助食料と爲したるものであつたが寛文年間蕎麥切を創製したが一般世人の嗜好に適する所より廣く用ひらるゝに至つたものである。

本縣に於ける乾蕎麥製造の起源は尋ねること困難なるも俳人一茶翁が「信濃では月と佛と俺がそば」と詠まれたるに見ても此の頃既に廣く世間に知れて居つたものであると共に之に依り爾來著しく其の需用を増したるものと思はれる。

麵類は補助食料であるばかりでなく保健衛生上からも重要なもので其の需用は相當多額に上りつある本縣昭和七年の製造戸數は二百五、之に従事するもの男百十四人、女三百九十人で種類別産額は別表示す如く其の總生産額は七十二万一千二百四十七貫、四十萬八千五百二圓である而して乾蕎麥は一般に賞美さるゝ所から特に移出多く又其の他の麵類も關東關西地方に移出されて居る。

(麵類統計)

(和田)

種別	昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	金	量	金	量	金	量	金	量	金	量
乾うどん	四九、三四〇	三、八、三、五五	三、七、〇、八〇	三、七、〇、八〇	三、七、〇、八〇	三、七、〇、八〇	三、七、〇、八〇	三、七、〇、八〇	三、七、〇、八〇	三、七、〇、八〇
ムギキリ	三三、七、七五	二、八、九、七九	一、八、九、七九	一、八、九、七九	一、八、九、七九	一、八、九、七九	一、八、九、七九	一、八、九、七九	一、八、九、七九	一、八、九、七九
乾ソバ	一、〇、〇、〇〇	一、七、七、七	一、七、七、七	一、七、七、七	一、七、七、七	一、七、七、七	一、七、七、七	一、七、七、七	一、七、七、七	一、七、七、七
ソウメン	七、〇、〇、〇	五、九、四、〇〇	四、八、九、五五	四、八、九、五五	四、八、九、五五	四、八、九、五五	四、八、九、五五	四、八、九、五五	四、八、九、五五	四、八、九、五五
計	一、一、三、三、六三	一、〇、九、五、六七	八、四、八、二九八	七、〇、三、二五	七、〇、三、二五	七、〇、三、二五	七、〇、三、二五	七、〇、三、二五	七、〇、三、二五	七、〇、三、二五
第一項 農具	八七三、六六八	八一九、三五四	四七九、八四三	三七三、九六四	四〇八、八五〇	四〇八、八五〇	四〇八、八五〇	四〇八、八五〇	四〇八、八五〇	四〇八、八五〇

文献の傳ふる所に依れば崇神、垂神天皇御代諸所に溜池、水路を設け水利の便を圖り大いに農業を獎勵し給ひしが降つて推古天皇の御代に支那との交通も開け其際彼地より農具が傳來したと謂はれてゐる又大化の新政には班田收授の法が行はれた位であるから栽培術の進歩と共に農具も相當發達して居つたものといはれてゐる、而して日本農具は創作又は傳來以來永き年月を経て地方的に改良發達したものである、即明治時代に至り交通運輸の途開け文化の進歩と共に盛んに産業の開發を唱道せらるゝに至り此方面に於ても各種の發明改良次ぎづぎに現はれ遂に現在用ひられつつある。改良農具と稱さるゝものが夫々其の發達を見たのである。

即其の後約九十年應仁天皇の御代に蠶を養ひ絹を織らしめ給ひしことあり超えて仁徳天皇、雄略天皇の御代には大いに蠶業を奨励し給ひて漸次蠶業の普及を見るに至りたるものとは文献の傳ふる所であるから蠶具も蠶種の移入と共に其頃支那より傳はりたるものと思はれる而して當時の蠶具に付ては詳かでないが蠶業の發達と共に創作或は改良されたることは云ふ迄も無く爾來長き年月を経て農具と共に今日の改良蠶具を見るに至つたものである。

本縣昭和七年の農具製造戸數は六百三十九、之に従事するもの男九百二十二人女四十九人で總生産額別表に示す如く二十一万五千三百十九圓である、而して之等本縣の農蠶具中には全國的に販路を有し移出されつゝあるものが少くない。(和田)

(農蠶具統計)

種別	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
耕起及整地用	一六、九〇四	二〇、一四二	一三、五八三	一〇四、五九八	一〇三、八〇五
收穫用	二四、五八八	一八、一七三	三三、〇三〇	一七、〇三三	一四、三二〇
運搬用	八、九〇〇	七、七九四	九、一三四	八、七三三	一〇、六八八
調整用	二七、三三三	三二、四〇〇	一八、六六六	二一、三六七	二二、四一六
養蠶用	一〇七、八一八	一〇三、〇七九	六九、四九七	五九、五七三	五三、三六三
其他	二四、三七九	一六、四三三	一三、一三三	一四、三三六	一四、四八八
計	三六、八七一	三九、〇四〇	三六、六二五	三三、三三九	三三、三一九

(主なる農蠶具製作業者)

農蠶具店	住	製作業者	氏名
------	---	------	----

自家製萬石	北佐久郡小諸町	深井商店
三丸式稻拔	同 郡中津村	三丸屋商店
吉村式拔根機	小縣 郡丸子町	吉村商店
松山式犁	同 郡鹽川村	松山製作所
鐵板製水車	上伊那郡赤穂村	小林鐵工所
青島式製荳切機	下伊那郡飯田町	青島商會
山崎式馬耕	更級郡稻荷山	山崎製作所
精米機用三段式萬石	上高井郡須坂町	小林一夫
自家考案製粉フル斗機	同 郡小布施村	田中商會
爆音器	長野市東町	宮野屋農具店
水雲式(桑)切機	松本市驛前	臥雲商會
蠶網	上田市常入町	上田蠶網株式會社
上田式犁	同 市鍛冶町	中村製作所

第三項 双物類

沿革

本縣に於ける双物製造の起源は詳かでないが今を去る百五十年前即寛政の初年頃上水内郡古間村地方には既に鎌の製造を爲すものありしと傳へられてゐる而して明治の初年に於ては

相當の産額を有し近縣各地に販路を開拓して盛に販賣されたが爾來世運に従ひ製品は大に改良を加へられ又斯業を創むるもの亦漸次増加して今日の發達を見るに至つたものである今本縣の特産として盛名ある上水内郡の鎌、諏訪郡の鋸に就て其の概略を記すと次の通りである。

(イ) 鎌 寛政の初年頃上水内郡古間村の荒井津右衛門なる者越後の國三條町に於て鍛冶の業を修め寛政の晩年居村に歸りて鎌の製造を開始したるに創まると傳へらる當時の製法は俗に小口付と稱するもので鋼鐵を地鐵に割り付けたるもので永く使用に耐へないのみならず薄刃に製造すること困難なる爲草刈用としては極めて不便なものであつたが日夜工夫に工夫を重ねた結果漸く鋼鐵を平付と爲すの方法を發明し之に依り輕快且堅牢なる鎌の製造を爲すに至つたものである而して明治の初年には縣内諏訪、筑摩、伊那地方を初め甲州、武州、上總等に販路を有し此の頃既に十餘万枚の移出を見たようである。爾來産業の發達と共に需要逐年増加し明治十年頃には鎌の産地として知らるゝ所となつた超えて同二十五年には從來用ひ來れる泊州、雲州鐵は品質一定でない爲製品は不揃なるのみならず製造に不便を感じる所からスイツル鐵の使用を試みたるに品質優れ且製造能率を擧ぐることを得た爾來スイツル鐵を使用することとなり而も之が爲製品を廉價に販賣することを得る爲一時斯業は著しき發達を遂ぐるに至つたものである。而して數年前業界不振の折之が振興を圖るべく販賣組合を組織したが従前のように充分なる成績を收むることを得ず遂に解散を餘儀無くされた、然るに業者は又もや昨昭和八年更に古間鎌同盟會を組織して目下斯業の改善に努めつゝあるのである。

(ロ) 鋸 諏訪郡に於ける鋸製造の起源は詳かでないが嘉永年間玉川村穴山區の長田甚四郎、同村山田區の河西甚五郎の兩名は相前後して上諏訪町の藤井甚九郎より技を修得し製造を創めたと傳

へらるるより見れば寛永年間より遠からざる年代に上諏訪町で之が製造を見たるものゝ如くである爾來子弟の養成などに依り漸次各地方に廣まり今日の發達を見るに至れるものである而して之が製造は副業的のもの多きも專業と爲すもの亦次第に加はり今や地方特産品として重きを爲して居る。

産 額 製品は鎌、鋸を主とし其の他の双物を合せたる總生産額は昭和七年に於て二十三万一千五百十四圓に及び之が製造場數八百五十八従事者男一千三百十五人、女百二十一人であつて昭和三年の三十七万六千圓に比較すれば物價下落の關係から約十四万圓の減額を來して居るけれども生産數量に於ては寧ろ増加されて居る。

主産地 鎌は上水内郡古間村、柏原村、中郷村、高岡村地方、鋸は諏訪郡、玉川村、原村、富士見村、落合村、上諏訪町地方及上田市等が特に盛であつて其の他の双物は縣内一般に製作されてゐる。

販 路 製品は主として地方問屋の手を経て販賣さるゝもので縣内は勿論、鎌は新潟、關東東北、北海道地方を主とし鋸は東海道、北陸、奥羽、北海道地方を主とし其の他は主に地方の需要に應じつゝあるものである而して近時滿鮮地方への販路開拓に努めつゝあるから漸次此の方面への移輸出を見るものと思はれる。(和田)

(双物類統計)

年 別	鎌		鋸		其他	計
	數量	金額	數量	金額		
昭和三年	五九七、四二	一四、九六一	六〇、〇三五	一三、八〇八	六七、〇三五	三三、七二三
同 四年	五五〇、九二	一四、八六六	五五、〇三五	七、〇三五	七〇、一三三	三三、八六六

同	五年	五三〇、五七九	一〇〇、〇六一	四四、七三三	五九、〇三〇	六八、二五五	三〇七、七三九
同	六年	六三九、五五二	七九、九七六	四八、二一九	五九、六八二	七九、六四三	三九、三〇一
同	七年	六八八、六〇五	八三、一〇六	五〇、七七九	六四、六〇四	八四、七九九	三三、五二四

第四項 タドン及煉炭

燃料の經濟的研究は古くより行はれて居たものであるがタドン、煉炭等の製造は未だ最近の事實である即石炭、木炭、薪其の他燃料の騰貴から經濟的且使用便利なタドン、煉炭の著しき發達を見るに至つたものである。

本縣昭和七年の製造戸數は八十七、之に従事するもの男百四十四人、女二十人總生産額は二十二万五千六百八十二圓である昭和二年の十一万七千四百八十七圓に比較すれば約二倍の増加で縣内では松本市が最も多く之に次いで上田市、長野市、諏訪郡で其の他何れも各其地方の需用を充つてゐる。

(タドン及煉炭)

産 額	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
	九七、七五九	三三三、三〇六	三三六、一八四	三二一、六二二	三三三、六六一

(和田)

第九節 窯 業

第一項 陶 磁 器

沿 革

可成古い歴史を持つて居る様であるけれども確たる記録がないので詳かにすること

は困難である然し今より二百數十年前に創められたものゝようである而して最近では本縣でも明治四十一年より明治四十五年迄長野市上松に縣立窯業試験場を設置し調査研究を爲したることがある今現在縣下に於て生産されてゐる陶磁器に於て其の沿革を尋ねて見る。

(イ) 龍峽燒 陶工師の氏名詳かならざるも元祿年間天龍峽野尾林(下伊那郡瀧江村)に窯を築いて陶器を焼いたるものがあつたが需用乏しくして業績學がらず間もなく廢業するに至つた而して其の後嘉永年間に至り飯田藩主堀大和守は領内人民の需用を充たさん爲尾張國國川村より陶工水野儀三郎なる者を招聘して此の地に窯を築き陶器の製造を創められたのが之れ即ち今の龍峽燒の起源と傳へらる爾來陶業の發達するに連れて尾張の國瀬戸の人加藤熊之丞及片岡爲吉が今より五十餘年前此の地に來り居を構へて美術品の製作に着手し又明治十五年頃には篠田得齋、萩元旬齋等の陶工師は上京して技を蘭台に學び茶器、酒器、花瓶等に刀を施して好評を得越えて大正元年には篆刻界の泰斗小曾根乾堂翁の高弟大橋浩堂此地を歴訪し天龍峽の大自然の風光に魅せられて永住することとなり地方陶業の爲に篆刻の技を奨め奇勝天龍峽と共に篆刻陶器龍峽燒の名聲を擧ぐるに至つたものである現在陶工篆刻師には二派あつて一派は大橋浩堂派一派は萩元旬齋派で兩派共技を能くする、畏れ多い事ながら 今上天皇陛下未だ東宮の御時御成婚記念として長野縣よりの献上品中に龍峽燒花瓶を加へられ光榮に浴してゐる又東久邇宮殿下、英國コンノート殿下より御用命の光榮に浴したること等光輝ある歴史を有するものである、然れども近時社會の進運に伴ひ一般嗜好の變遷に因り之が改善の必要を認むるに至りたるを以つて昭和八年度に於て縣は陶工界の泰斗大森光彦氏を招聘して改善講習會を開き之が改善に資した之が爲製品は面目一新し漸次順調なる發達を遂げつゝある

(ロ) 線絲鍋

明治五年に我國の製絲業が創められて以來木製或は銅製の糸取鍋が用ひられたの

であるが木製は早く腐蝕し銅製は錆を生ずる等の關係で之が改善に苦心の結果明治十五年に至つて陶器の絲取鍋が發明されたのである現在上伊那郡朝日村に林工業株式會社、高遠町に合名會社丸千組の二會社があつて盛に製造してゐるが實に我國有數のものである而して繰絲鍋今日の改良發達を見たのは兩社の努力に依るものであつて現在之に關する特許及實用新案の登録は數十件に達してゐる。

(ハ) 其他 松本附近の陶磁器は今より百二十餘年前即ち松本城主戸田光庸氏の文政の初年頃御庭焼と稱して淺間温泉東方に作業場を設けて製造されたに創まると傳へらる其の後安曇の木村富氏なる者其の窯を借用し美濃の陶工につき土器の焼方を習得して壺、壺、摺鉢、紅鉢等の製造を創め以て今日に及んだものと稱せらる此の外縣下各地に陶磁器の製造を業とするものあるも之は窯業の發達に伴つて各地へ傳はり廣まつたるものと認めらる。

産額 昭和七年の製造場數二十八、竈數六十五で之に従事するもの男百五人、女十七人であつて總生産額は別表に示す如く八万二千七百五十三圓である而して近年財界不況の影響を受くると共に中央の大量生産品の進出に因り稍々減産を餘儀無くされてゐる状態であるが當業者は極力之が發達に努めつゝあるのである。

主産地 飲食器では龍峽焼が生産の最も多いもので下伊那郡川路村龍江村が主なるもの、之に亞ぎ更級郡共和村の摺鉢、紅鉢等である埴科郡坂城町、松代町等で生産される焜炉植木鉢等の家具及裝飾品は年産一萬圓に及び又本縣窯業の王座を占むる繰絲鍋は上伊那郡高遠町及朝日村で製造されるものである。

販路 繰絲鍋を除いては縣内の需用を主とするものであるが繰絲鍋は廣く内地各府縣及朝鮮支那等に販路を有し盛に出荷されてゐる。(和田)

(陶磁器統計)

年別	飲食器	家具及裝飾品	工業用品	玩具	其他	計
昭和三年	10,481	19,321	45,012	400	100	75,214
同 四年	17,455	10,219	14,770	420	1,000	110,864
同 五年	11,200	11,233	110,200	510	—	123,143
同 六年	10,238	14,733	86,800	1,000	—	102,771
同 七年	10,481	19,321	51,957	200	—	81,959

第二項 瓦

沿革 起源詳かでないが今より二百七十餘年前即ち萬治元年松本城主水野忠職氏三河の國より瓦職工を雇入れ現在の東筑摩郡本郷村大字水波の南端に窯二個を建設し天主閣及土の門瓦に用ゆる爲製作したるに創まると傳へらる其の後三河の國より瓦職工を雇入れて瓦の製造を營むものは同國より瓦職工移住し來り業を創むるものあるなど業者次第に其の數を増し今日では縣下に普く傳はり廣まつて居る更に近年ではセメント瓦の製造が相當盛で本縣内に於ても十餘年前より生産され漸次増加の傾向があるセメント瓦は極く最近のもので本縣では大正十二年に下伊那郡智里村に於て製造されたのが最初のものゝ様である。

現況 (イ) 普通屋根瓦 製造に使用する原土の採取容易なる爲製造家も相當多く従つて生産額も多い昭和七年の製造場數は二百六十三で職工は男六百五十七人、女九十一人計七百四十八人産額は六百三十八萬九千二百二十二ヶ一萬八千三百三十八圓である近時生活様式の變遷と財界

不況の影響を受けて産額の減少を示して居る製品は各地方の需用に應じつゝあるものだが中でも東筑摩郡の製産高は縣下に於ける瓦製造の發祥地と傳へらるゝだけあつて特に大きい。

(ロ) セメント瓦 セメント瓦の製造は益々増大しつゝある昭和七年の製造場數七十九、之に従事する職工男百六十二人、女七十人で産額は百二十九万一千五百八十八ヶ六万一千四百七十九圓である現在若干の移出を見て居る様であるが數量が明かでない尙下伊那郡の生産額は總生産額の四割に及んで居る。(和田)

(瓦)

年 別	普通瓦		セメント瓦		計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和三年	七、八六二、四二二	四、五八、五九七	一、五七、八六五	一、二一、四四三	九、三九、二八六	五、七、一〇三九
同 四年	八、〇〇七、〇六二	四、三三、三〇一	一、〇七、三六〇	一、三三、八八二	一〇、〇七、三四九	五、五九、四八四
同 五年	七、一七九、五三三	三、〇七、三三三	一、三三、三九七	八、六、五三三	八、七、一八、二三四	三、九三、九八八
同 六年	七、四四九、五〇〇	三、二八、一三三	一、四四〇、三三〇	七〇、八二四	八、八、九、七〇〇	三、二八、九四七
同 七年	六、三六九、二二二	二、八、三三八	一、三九一、五三八	六、一、四七九	七、六、六〇、七三〇	二、七九、八一七

第三項 煉 瓦

原料粘土が豊富且採取容易で生産能率を擧ぐるに充分なるも一般需用が未だ盛でない爲生産は概ね普通瓦の製造者に依つて生産されるものが多い最近五ヶ年間の産額は次の通りであつて昭和四年以來減少しつゝある。

(煉 瓦)

種 別	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
數量	二、二七三、〇八〇	二、三三六、〇〇〇	一、七四五、九六〇	一、九〇八、八〇〇	一、九〇五、四三〇
金額	五八、八二七	五八、〇〇〇	四三、九四九	五〇、二二五	五〇、一三三

第十節 鑛 業

現 況

本縣は我國有數の山岳國であるだけに鑛種に富むと云はれてゐるが採鑛事業を發達せしむるに足るが如き有望な鑛脈は乏しい様である従つて鑛業は未だ顯著なものがない、然し比較的重なるものに上高井郡仁禮村米子鑛山の硫黄、東筑摩郡會田、中川兩村に跨る岩井堂鑛山及本城村野口鑛山の石炭、上伊那郡伊那富村唐木澤鑛山の滿庵等がある何れも個人經營で創業は相當古いものである就中米子鑛山(硫黄)は本邦重要鑛山の二に數へられて居るものであつて昭和七年には二千五百八十九担の産額を示し今や製鍊竈の増設に依り益々増産されてゐる、又岩井堂野口の兩炭鑛、唐木澤滿庵鑛も共に逐年増加を示して居る尙最近採鑛熱の勃興に依り此の方面の事業者激増し試掘の願出は年と共に多く毎年百餘件に上つてゐる即昭和八年七月一日現在に於ける採掘鑛區、砂鑛區、試掘鑛區數及最近五ヶ年間の鑛産額は次の通りである。(和田)

(採掘鑛區) (鑛山名の肩に黒○を附したるものは昭和七年中採業したるもの)

郡市名	町村名	鑛山名	鑛 種	鑛區坪數	鑛 業 權 者
南佐久	大日向	大日向	鐵	二九、六五〇	桑原鐵工株式會社外一
同	南 牧		硫黄	三、四三〇	小池 条 平

郡市名	鐵種			計
	金	銀	銅	
南佐久郡	九	一	一	一一
北佐久郡	一	一	一	三
小縣郡	一	一	一	三
諏訪郡	三	一	一	五
上伊那郡	一	一	一	三
下伊那郡	二	一	一	四
西筑摩郡	一	一	一	三
東筑摩郡	二	一	一	四
南安曇郡	二	一	一	四
北安曇郡	五	一	一	七
更級郡	一	一	一	三
埴科郡	一	一	一	三
上高井郡	一	一	一	三
下高井郡	二	一	一	四
上水内郡	二	一	一	四
下水内郡	三	一	一	五
計	一一	一	一	一三

(試掘鑛區數)

郡市名	町村名	鑛種	鑛區延長	砂鑛權者
上高井(群馬)	高井	同	四八、四六〇	北海道硫黃株式會社
同	仁禮	同	二七九、〇〇三	石原長次
同	堀	銅	六、六四〇	岡田重政
同	切	同	八四、七四四	松田周平
上水内	淺野	石油	一〇八、五二八	西澤原治外二
同	長野	同	三三、四一九	西澤源之夫
同	淺川	同	一六、三二八	丸山彦左衛門外二
下水内	柳原	同	三四七、三三	横川德治
同	飯山	亞炭	五七三、七九〇	牧野千代藏
同	柳山	同		
計				

を記して見る。

(イ) 鐵平石 諏訪郡上諏訪町及四賀村の背後に連る和田嶺より産出するもので輝石岩、安山岩等の滑りに依り横に皸裂を生じたるもので其の裂所より自然に一寸前後の厚さに剝落せる奇石である其の斜面亦極めて廣く好箇の石材であつて敷石、置石、石葺屋根等に用ひられて居る最近人工の類似品が製造さるゝに及び需用減少の傾向であるが主として東京地方へ移出されて居る。

(ロ) 火山灰 北佐久郡淺間山麓御代田、小諸、小沼地方より産出するもので往昔淺間山噴火に依つて吐き出された熔岩、砂礫等の固まつたもので堆積量が甚だ多い主としてセメント瓦、壁土其の他工業方面に配合材料として用ひられて居る。

(ハ) 陶土 上水内郡安茂里村の背後を繞れる低い山より産出するもので其の景況は丁度白雪皚々たる春の日本アルプスの小模型を思はせる同地方では通稱白土と稱し永年に亘つて多量に採取されて居るが未だ何時盡きるものとも思はれない程豊富なもので主として精米用に用ひられ縣内は勿論縣外に移出されてゐる。

(ニ) 「クレール」 下高井郡平穩村金倉山より産出されて居る製紙用、紡織用として概ね縣外に移出されてゐる。

(ホ) 鑛水 諏訪郡長地村地籍砥川の流れて沿つて低い山より湧出するもので薬用として用ひられて居る昭和五年頃迄全国各地に需用者があつて相當多額の移出を見て居たが最近湧出量が減少した爲従つて産額も少いものになつて居る。(和田)

(石材、土石及鑛水統計)

種別	数量	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
花崗岩	數量	二九八、七〇一 円	三四七、七〇五 円	三〇七、三三一 円	二九〇、一三六 円	三三三、三三六 円
安山岩	數量	一、九五、八八五 円	一、五八、七〇〇 円	七九、七三六 円	五八、八一七 円	四六、七二五 円
凝灰岩	數量	四四、七〇五 円	三、七、九七一 円	三、七、五九七 円	二、八、九七八 円	三〇、九、三一五 円
砂岩	數量	一、〇〇、〇〇〇 円	一、四、六、六四四 円	一、一、八、三三三 円	七〇、七、四九二 円	一〇一、四、四四四 円
大理石	數量	一、〇〇、〇〇〇 円	三、七、七六二 円	一、三、七二〇 円	一、一、八、一八四 円	二、九、九二〇 円
砂利	數量	一、〇〇、〇〇〇 円	二、〇、二九二 円	六、〇、〇一〇 円	六、〇、〇〇〇 円	一、〇、四、四〇〇 円
浮石砂	數量	一、〇〇、〇〇〇 円	一、〇、七、一〇〇 円	一、〇、七、一〇〇 円	一、〇、七、一〇〇 円	一、〇、七、一〇〇 円
陶土及土	數量	三、〇、七、〇〇〇 円	三、八、七、七〇〇 円	三、三、三、一〇〇 円	一、九、一、一〇〇 円	一、三、七、〇〇〇 円